

ご契約のしおり

事業規約・細則抜粋

風水害等給付金付
火災共済
3保障制度(共済セット加入)

交通災害共済

生命共済

地震風水害共済
(自然災害共済)

入院共済

契約引受団体：明治安田生命保険相互会社



交運共済(JR職域生協)
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

ご契約者の皆さまへ

このたびは交運共済の各共済をご契約いただきまして、ありがとうございます。

この「ご契約のしおり」は、風水害等給付金付火災共済・地震風水害共済（自然災害共済）・交通災害共済・生命共済・入院共済（契約引受団体：明治安田生命保険相互会社）および類焼損害保障・個人賠償保障・借家人賠償保障（引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社）のご契約に関する大切な事柄と事業規約・細則の条文を記載しています。

ご加入された共済制度について、必ずご一読いただき、共済契約証書とともに大切に保管してください。

また、内容についてご不明な点、お気づきの点などがございましたら、交運共済までご連絡ください。

月払いによる自動口座引落について

自動口座引落による掛金の支払は「年払い」または「半年払い」だけではなく「月払いによる自動口座引落（月払い自振）」もご利用していただけます。

①「月払い自振」の特徴

火災・地震風水害・交通災害・生命・入院の各共済掛金を12分割して毎月口座引落によりお支払いしていただく方式です。

②「月払い自振」をご利用できる方

交運共済の組合員であれば、現職者・退職者にかかわらずご利用できます。ただし、現職者で賃金控除が可能な方は、賃金控除が優先されます。

③「月払い自振」の掛金額

「月払い自振」の掛金額は各共済の月払い掛金額をお支払いいただきます。

自然災害への備えは万全ですか？

近年、日本列島は、台風・豪雨・大雪・地震など、自然災害に見舞われています。今後も「南海トラフ地震」「首都直下型地震」「北海道沖巨大地震」の発生や、異常気象による自然災害が危惧されています。

交運共済では、いざという時に備えた充実保障を提供しております。組合員の皆さま・ご家族の皆さまの生活を守るために、これからもメインの保障として交運共済のご利用をお願いいたします。

目 次

◆制度の概要	3
◆重要事項説明書	14
◆共済掛金の納入方法について	31
◆ご契約（途中契約など）の扱いについて	33
◆共済金のご請求について	35
◆火災共済	36
事業規約	40
事業細則	59
◆地震風水害共済(自然災害共済)	66
事業規約	70
事業細則	92
◆交通災害共済	101
事業規約	104
事業細則	117
◆生命共済	121
事業規約	124
事業細則	137
◆入院共済	141
(契約引受団体：明治安田生命保険相互会社)	
◆共済セット加入（約款）	145
(引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社)	
◆個人情報保護方針	174
◆特定個人情報保護方針	175

風水害等 給付金付 火災共済

制
度
の
概
要

自分の家・隣の家からの火災被害を保障します。

■特長

- ①木造1口につき80円、鉄筋1口につき40円で最高10万円を保障。最高600口で6,000万円の大型保障です。
- ②火災等による被害は、再取得価額で保障します。
- ③特約なしで台風・雪害などの自然災害も保障します。地震・津波・噴火による被害には見舞金を支払います。
- ④建物・家財の合計口数が50口以上の方は3保障制度（共済セット加入）を付帯できます。

■掛金

建築区分	月払い	半年払い	年払い
木造	7円	40円	80円
耐火（鉄筋）	3.5円	20円	40円

※1口あたりの掛金額です。

■建築区分

耐火構造（鉄筋）となる建物は以下のいずれかを満たしたものとします。

いずれにも該当しない場合はすべて木造の扱いとなります。

- (1) 建物の主要構造部のうち、柱・梁および床がコンクリート造りまたは鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根・小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られた建物。
- (2) 外壁のすべてが、コンクリート造り（ALC版を含む）、土蔵造り、コンクリートブロック造り、煉瓦造り、石造りのいずれかのもの。

■ご契約の基準

建 物	1坪あたりの契約限度口数（持ち家）		木造	鉄筋	限度口数 最高 400口
	契約物件の地域				
(特別地域) 東京・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知・滋賀・奈良・京都・大阪・兵庫		7口	8口		
その他の道県（標準地域）		6口	7口		
借家（社宅を含む）の場合			限度口数		
5坪（16.5m ² ）未満		15口まで			
5坪（16.5m ² ）以上		30口まで			
家 財	世帯員数	1人世帯	最高 50口	4人世帯	最高 160口
		2人世帯	最高 110口	5人世帯以上	最高 200口
		3人世帯	最高 130口		
	独身寮	（家財のみ）	最高 50口		

■ご契約の対象

建 物	①組合員またはその配偶者が所有し、居住に使用する建物。
	②組合員またはその配偶者が居住している建物。
	③組合員の親（実父母・養父母・義父母）が居住している建物。ただし、いずれかの親1カ所に限ります。
	④組合員の子が居住している建物。
	⑤組合員と同一生計にある祖父母・兄弟姉妹が所有し、かつ居住している建物。
家 財	組合員または親族が居住する建物内に収容され所有する家財。
	※貸している家の場合は建物のみのご加入となり、家財のご契約はできません。

※ご契約後、契約された建物が居住以外の用途（営業用等）に使用となる場合は、契約の対象外となります。

■ご契約いただける方

交通共済の組合員であれば、どなたでもご契約できます。

■ご契約期間

毎年7月1日～6月30日までの1年間です。

契約期間の途中からもご契約を受付します。

途中契約の効力発生日は以下のとおりです。

- ①現金納入の場合 … 掛金お支払い日の翌日午前0時から
- ②郵便払込の場合 … 払込消印日の翌日午前0時から
- ③賃金控除および

自振（月払い）の場合 … 控除月の翌月1日午前0時から

※3保障制度（共済セット加入）についてはお申込いただいた日の翌月1日が効力発生日となります。（ただし、保険料をいただいていることが条件となります。）

※退職された方は、賃金控除はできません。

■共済金支払い基準

〈火災等共済金〉

区分	焼破損割合	給付割合	1口あたりの共済金	支払い最高限度額	
				建物	家財
全焼損	70%以上	共済金（共済契約の共済金額）			
半焼損	20%以上 70%未満	再取得価額×焼損割合×1.43 で共済金額の範囲内			
一部焼損	20%未満	半焼損の金額を超えない範囲内			

〈風水害等共済金〉

区分	損壊割合	1口あたりの共済金	支払い最高限度額
全壊・全流失	損壊率70%以上	30,000円	450万円
半壊	損壊率20%以上70%未満	15,000円	225万円
一部損壊	損害額100万円以上	3,000円	45万円
	損害額50万円以上100万円未満	2,000円	30万円
	損害額20万円以上50万円未満	1,000円	15万円
	損害額3万円以上20万円未満	200円	3万円
	損害額1万円以上3万円未満（見舞金）	契約口数50口以上	一律5,000円
床上浸水	浸水150cm以上	15,000円	180万円
	浸水100cm以上150cm未満	10,000円	120万円
	浸水50cm以上100cm未満	7,000円	84万円
	浸水30cm以上50cm未満	5,000円	60万円
	損害額3万円以上浸水30cm未満 ^(注1)	3,000円	^(注2) 36万円
	損害額1万円以上3万円未満（見舞金） ^(注1)	契約口数50口以上	一律5,000円

（注1）床下浸水による損害も含みます。

（注2）実損額による保障となります。

*損害額は交運共済の標準単価で計算した金額とします。

*支払い最高限度口数は150口（床上浸水は120口）までです。

〈その他の共済金〉

共済金の種類	保障内容	支払い最高限度額
水道管凍結修理費用共済金	水道管が凍結により損壊した場合の修理費用を保障	10万円
バルコニー等修繕費用共済金	マンション等の専用使用権付共用部分（バルコニー、窓ガラス等）が火災等により損害を被った場合の修繕費用を保障	30万円
漏水見舞費用共済金	水漏れにより、第三者に水濡れ損害を与え、自己の費用でお見舞金を支払った場合に対象	50万円
付属建物等風水害共済金	付属建物等（門、塀、カーポート、物置等）に風水害等で10万円以上の損害があった場合に対象	一律2万円

※詳しい内容については重要事項説明書をお読みください。

■見舞金支払い基準

〈地震・津波・噴火による見舞金〉

損害の程度	損害割合等	見舞金
全損	70%以上	10万円
大規模半損	50%以上	7万円
半損	20%以上	5万円
一部損	20%未満で損害額5万円以上	1万円

※建物および家財の合計口数が50口以上の契約がある場合に対象となります。

■契約の対象とならないもの

- (1) 別棟の位置、納屋、その他付属建物
- (2) 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたもの）その他これらに類するもの
- (3) 貴金属、宝石、宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物、その他の美術品
- (4) 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿、その他これらに類するもの
- (5) 自動車およびその付属品
- (6) 動物、植物等の生物
- (7) データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- (8) 営業目的の建物部分
- (9) 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備など

■共済をお支払いできない場合（免責）

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者または共済金受取人の故意または重大な過失により生じた損害

- (2) 火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難

- (3) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 (4) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
 (5) 核燃料物質（使用済を含む）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 (6) (5) 以外の放射線照射または放射能汚染
 (7) (3) から (6) までの事由により発生した事故の延焼または拡大
 (8) 発生原因がいかなる場合でも、(3) から (6) までの事由による事故の延焼または拡大
 (9) (3) から (6) までの事由に伴う秩序の混乱

火災共済に付帯できる3保障制度（共済セット加入）

■特長

3保障制度（共済セット加入）は火災共済にご加入の方で、建物・家財の合計口数が50口以上の方がご加入いただけます。

※各保障の正式名称は、「類焼損害費用保険」「個人賠償責任保険」「借家人賠償責任保険」です。

類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険（修理費用含む）は、共栄火災海上保険㈱を引受保険会社とする保険契約であり共済ではありませんので、ご注意ください。

■保障内容

（火災共済にご加入の場合、オプションでご加入いただけます。）

保障の種類	保 障 内 容	ご加入の範囲と保障対象
-------	---------	-------------

①類焼損害保障*

火災、破裂、爆発によって、近隣の住宅や家財に損害を与えた場合に、類焼損害保険金（類焼した住宅や家財の修理費用）*をお支払いします。ただし、類焼した住宅建物や家財が火災保険等に加入していた場合、火災保険等が優先払いされます。

*保険金支払額は、再調達価額で復旧費用の実費をお支払いしますが、保険金額（1億円）が限度となります。

組合員が所有する物件

組合員が居住する物件

上記以外の物件
※組合員が所有または居住する物件のみ付帯できます。

②個人賠償保障*

住宅*の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活（住宅以外の不動産の所有・使用・管理を除きます。）に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことで、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*「住宅」とは、ご加入の組合員本人が居住する住宅（敷地内の動産・不動産を含みます。）をいいます。

注)示談交渉サービスは付帯されていません。

組合員

組合員の配偶者

組合員または配偶者の親族

別居の未婚の子

別居の親、既婚の子等

③借家人賠償保障* +修理費用

火災などの事故で賃貸住宅に損害を与えたことにより大家さんに対する法律上の賠償責任が生じた場合に、被保険者の被る損害に対して保険金をお支払いします。【借家人賠償保障】被保険者に過失のない事故で損害が発生した場合であっても、貸主との賃貸借契約の中で被保険者が自己負担で修理することが定められている場合に、実際に負担した修理費用について実額をお支払いします。【修理費用】

注)示談交渉サービスは付帯されていません。

賃貸マンション・アパート

社宅

独身寮

賃料等の支払い事業かない借家

*親族間の賃貸借物件については対象外です。

■最高保障額・掛金

共済セット加入 保障の種類	最高保障額	掛 金	
		月払い	年払い
① 類焼損害保障*	保険期間中 1億円	170円	1,810円
② 個人賠償保障*	1事故 1億円	130円	1,400円
③ 借家人賠償保障*	1事故 1,000万円	130円	1,420円
修理費用	1事故 100万円		

*この制度の加入者数に応じて掛金は変動することがあります。

(契約期間の途中で変更することはありません)

■掛金の支払い方法について

オプションで加入いただく「共済セット加入」は半年払いのお支払いができません。

火災共済等の任意共済を半年払いでお支払いいただいている方は「共済セット加入」のみ年払いとなります。

*月払い・年払いをご利用の方は、任意共済と同様のお支払いとなります。

例) 口座振替の半年払いの方

初回引落(6月20日)

火災共済（半年掛金額）
共済セット加入（年掛金額）

2回目の引落(12月20日)

火災共済（半年掛金額）

*初回引落日には、火災共済の半年掛金額と共に済セット加入の年掛金額をお支払いいただき、2回目の引落日には、火災共済の半年掛金額のみお支払いいただけます。

■保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合

保障の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
❶ 類焼損害保障*	●火災共済の対象となる建物または家財から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合に類焼損害保険金をお支払いします。	○類焼損害保険金：類焼保険の対象となる近隣の住宅・家財の損害の額（再調達価額ベース） ※保険期間を通じて1億円を限度とします。 ※類焼保険の対象となる近隣の住宅・家財を保険の対象とする火災保険契約等がある場合は、損害の額から火災保険契約等で支払われる保険金等の額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。	・組合員または組合員と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意 ・煙損害または臭気付着の損害など
❷ 個人賠償保障*	●日常生活に起因する偶然な事故またはご加入の組合員本人が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する事故により、他人にケガをさせたり、他の人の物を壊してしまったことで、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。 *) 被保険者の範囲は、ご加入の組合員本人の他に、配偶者、ご加入の組合員本人または配偶者の同居の親族および別居の未婚の子となります。	①損害賠償金：被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額 ②損害防止費用：損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用 ③応急手当費用：損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用 ④争訟費用：訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 ⑤保険会社への協力費用：保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用 ⑥示談交渉費用：被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ※賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。 ※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。	・被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任（ゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職業としてのゴルフは補償対象となります。） ・航空機、車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任など
❸ 借家人賠償保障*	●被保険者が借用する戸室が、被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により損壊したことによって、被保険者が借用戸室の貸主（家主）に対し、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。 *) 火災共済の目的の建物または家財を収容する建物の居住者となります。（「修理費用」の場合も同様です。）	※賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。 ※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。	・被保険者またはその者の法定代理人の故意によるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任など

修理費用	<p>●被保険者が借用する戸室が偶然な事故により損壊し、被保険者が賃貸借契約に基づいて自己のご負担で修理した場合の修理費用に対して保険金をお支払いします。</p>	<p>○修理費用保険金：被保険者が自分の費用で修理したときの費用 ※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>・被保険者、借用戸室の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反など</p>
------	---	--	---

地震風水害共済(自然災害共済)

建物から家財まで地震・風水害・盗難による被害を保障します。
火災共済とセット契約が条件です。

■特長

- ①火災共済にプラスして地震等（最高 1,800 万円）や風水害等（最高 4,200 万円）による損害を保障します。
 - ②盗難による損害も保障します。
 - ③火災、盗難の発生または地震や風水害により生じた死亡および身体障害（1～14 級）に対しても保障します。
 - ④掛金は所得税（地震保険料）控除の対象となります。
- ※地震保険料控除の対象となるのは掛金の全額ではなく、掛金のうち地震に対する保障部分の掛金が対象となります。

■ご契約いただける方

- ①交運共済の組合員であればどなたでもご契約できます。
- ②ご契約は、火災共済とセット加入が条件です。地震風水害共済のみの単独の加入はできません。
- ③1 物件につき契約は大型タイプ、標準タイプいずれかをお選びください。

■ご契約期間

毎年 7 月 1 日～6 月 30 日までの 1 年間です。

契約期間の途中からもご契約を受付します。

途中契約の効力発生日は以下の通りです。

- ①現金納入の場合 … 掛金お支払い日の翌日午前 0 時から
- ②郵便払込の場合 … 払込消印日の翌日午前 0 時から
- ③賃金控除および

自振（月払い）の場合 … 控除月の翌月 1 日午前 0 時から

※退職された方は、賃金控除はできません。

大型タイプの特長と加入条件

1. 最高保障額が大型になります。
地震等（最高 1,800 万円）、風水害等（最高 4,200 万円）。
2. 「付属建物等特別共済金」が自動付帯されます。
付属建物・工作物（門・堀・車庫・カーポート等）に一定額の損害があった場合に保障します。
3. ご契約は、火災共済の建物・家財それぞれの同口数が加入条件です。
また、偶数口数での加入をお願いします。

標準タイプの特長と加入条件

1. 最高保障額は従来通り、地震等（最高 1,200 万円）、風水害等（最高 3,000 万円）です。
また、偶数口数での加入をお願いします。
2. ご契約は、火災共済の建物・家財それぞれの同口数または 1 / 2 以上同口数までの加入となります。
※奇数契約は自動的に偶数口数に切り上げさせていただきます。

■掛金

建築区分	大型タイプ			標準タイプ		
	月払い	半年払い	年払い	月払い	半年払い	年払い
木造	13円	78円	155円	9円	53円	105円
耐火（鉄筋）	8円	48円	95円	5.5円	33円	65円

※ 1 口あたりの掛金額です。

■ご契約の基準、ご契約の対象、建築区分

$$\text{お支払い } = \frac{\text{所定の支払}}{\text{する共済}} \times \frac{\text{総支払限度額 (下記のアまたはイ)}}{\text{共済金の額} \times \text{実施生協全体の所定の支払共済金総額}}$$

総支払限度 ア. 風水害等600億円 イ. 地震等5,500億円

■共済金をお支払いできない場合（免責）

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人人の故意または重大な過失
 - (2) 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
 - (3) 契約申込日から7日以内に発生した風水害により生じた損害（風水害等共済金のみ）
 - (4) 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害に対する、地震等共済金、地震等特別共済金および付属建物等特別共済金
 - (5) 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
 - (6) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (7) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含む。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ※詳細は注意喚起情報をご覧ください。

■保障内容

《風水害等共済金》

		大型タイプ		標準タイプ	
区分	損害程度	1口あたり	支払い限度額	1口あたり	支払い限度額
全壊・全流失	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円
半壊	50%以上70%未満	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
	30%～50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
	20%～30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
一部損壊	100万円超	14,000円	840万円	10,000円	600万円
	50万円超100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円
	20万円超50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円
	10万円超20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円
床上浸水	全床面積の50%以上浸水				
	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
	100cm以上150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
	70cm以上100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
	40cm以上70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
	40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
	全床面積の50%未満浸水				
	100cm以上	7,000円	420万円	5,000円	300万円
	100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円

※上記のほかに、火災共済から最高450万円がプラスで給付されます。但し、一部損壊などの場合、損害額を超えてお支払いはできません。

その場合、火災共済の風水害共済金が優先され、不足分を地震風水害共済からお支払いします。

《地震等共済金》建物被害100万円超が対象。もしくは、家財被害のみ100万円超の場合家財契約のみが対象。

		大型タイプ		標準タイプ	
区分	損害程度	1口あたり	支払い限度額	1口あたり	支払い限度額
全損	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半損	50%以上～70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半損	20%以上～50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部損	100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

※地震等共済金の一部損は、100万円を超え、焼破損割合が20%未満の場合

《地震等特別共済金》

損害程度	保障タイプ	共済金額
建物の損害額が20万円を超える場合 100万円以下の場合	大型タイプ	一律45,000円
	標準タイプ	一律30,000円

※「建物」「家財」の合計口数が20口以上加入の場合に支払います。

《盗難共済金》

損害区分	損害程度	支払限度額
建物 ^{※1} 家財 ^{※2}	盗取・損傷 汚損 ^{※3}	契約共済金額
通貨 ^{※2}	盗取	20万円または家財の契約共済金額（いずれか少ない額）
預貯金証書 ^{※2}	盗取	200万円または家財の契約共済金額（いずれか少ない額）
持ち出し家財 ^{※2}	盗取	100万円または家財の契約共済金額の20%（いずれか少ない額）

※ 1 建物に対する損傷・汚損の被害は、建物契約がある場合のみ対象となります。

※ 2 家財・通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

※ 3 損傷、汚損による盗難共済金の額は火災共済より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。

《傷害費用共済金》

損害程度	1口あたり	支払い最高限度額
死 亡	10,000円	600万円
身体障害	1級～14級 10,000円～400円	600万円～24万円

※火災等もしくは盗難が発生した場合、または風水害等共済金もしくは地震等共済金が支払われる場合に限ります。

《付属建物等特別共済金（大型タイプのみ対象）》

自家契約があり、付属建物・工作物に風水害等で10万円超の損害があった場合	1世帯あたり 一律30,000円
自家契約があり、付属建物・工作物に地震等で20万円超の損害があった場合	

※建物契約20口以上が条件です。

※家財のみの契約、借家契約は対象外です。

交通災害共済

交通事故だけでなく、駅構内（改札口内）の事故や道路通行中の建造物の倒壊・物の落下による事故も保障します。

■特長

- 1口につき最高150万円の保障、最高6口で900万円を保障します。
- 駅構内、空港等の改札口内の事故や道路通行中の建造物の倒壊、物の落下による事故も保障します。
- 証明書料として、1事故、被共済者1名につき5,000円を給付します。
- 国外の交通事故も対象となります。（死亡・障害のみ）
- 加盟組合が主催、またはJR会社・関連会社等が主催、JR会社・関連会社等が組合と共に協賛するスポーツレクリエーション（一定の条件があります）の事故も対象となります。ただし、通院共済金は5日以上の通院とし、通院を開始した日から90日を限度に支払います。

■掛金

契約限度口数（1人につき）	月額（1口）	半年払い（1口）	年払い（1口）
6口	100円	600円	1,200円

■ご契約期間

毎年7月1日～翌年6月30日までの1年間です。

契約期間の途中からもご契約できます。

■保障内容

	1口あたり保障額	最高保障額
死亡共済金	150万円	900万円
障害共済金	1級 150万円	900万円
	～14級 ～6万円	～36万円
入院共済金（180日限度）	3,000円	1日につき 18,000円
通院共済金（90日限度）	1,500円	1日につき 9,000円

※入院は、事故の日からその日を含めて90日以内に開始した入院に対し、連続して5日以上の入院で事故の日を含めその日から270日以内で最高180日を限度にお支払いします。

入院4日間は通院共済金をお支払いします。

※通院は、事故の日からその日を含めて90日以内に開始した通院で事故の日を含めその日から270日以内で最高90日を限度にお支払いします。

※共済金とは別に、交通事故証明書、診断書代の一部として1事故被共済者1名につき別途5,000円をお支払いいたします。

ご契約いただける方

- ①契約者（本人）、配偶者、親（養親を含む）、子（養子を含む）は、どこに住んでいてもご加入できます。
- ②契約者と同居・同一生計のすべての親族。
※年齢、健康状態にかかわらず、ご加入できます。

免責事項（給付金をお支払いできない主な場合）

- (1) 契約者や被共済者の故意。
 - ①被共済者の共済金取得目当てとした事故。
 - ②契約者・共済金受取人が被共済者を死傷に至らしめることを目的とした事故。
 - ③被共済者が他人もしくは被共済者自身を死傷させることを目的とした事故。
- (2) 契約者や被共済者による故意または重大な過失がある場合。（無免許運転や飲酒運転など）
- (3) 被共済者である親族が、職業上の運転（試運転、訓練、競技、興行（練習含む））のための運行中の事故、または職業上で乗車中の事故。
- (4) 地震、噴火、津波、洪水、暴風雨、その他これらに類する天災。
- (5) 戦争等のできごとに起因した事故。

◎交通事故証明書等について

事故の証明書類として、自動車安全運転センター発行の交通事故証明書、またはこれに代わるべき第三者の発行する交通事故罹災証明書が必要となります。また、前記の交通事故罹災証明が取れない場合、第三者（目撃者または事故の相手等）の目撃証明書または示談書をもって交通事故の証明書することができます。

◎交通事故証明書等の特例と共済金の削減について

上記の交通事故証明書または第三者の発行する交通事故罹災証明書が取れない場合、特例として交通事故報告書を提出する場合は、入院・通院共済金額単価の減額と支払日数の最高限度が制限されます。（通院共済金は通院日数5日以上が対象です）

生命共済

■特長

- ◎1口につき最高50万円、最高40口で2,000万円の安心保障です。
- ◎特約なしで障害も適用します。
- ◎所得税（生命保険料）控除の対象となります。

■ご契約いただける方と最高保障額

ご契約いただける方	年齢	契約限度口数	最高補償額
契約者および その配偶者で	61歳未満	40口	2,000万円
	61歳以上66歳未満	10口	500万円
	66歳以上70歳未満	6口	300万円
	70歳以上79歳未満	3口	150万円

（注）退職時に生命共済に5年以上の継続実績がある場合は退職後も契約更新ができます。

（注）退職者は新規加入できません。

（注）70歳以上は新規加入できません。

■年齢群団別・男女別1口あたりの掛金

年齢群団別	男性1口あたりの掛金			女性1口あたりの掛金		
	月払い	半年払い	年払い	月払い	半年払い	年払い
24歳	47円	282円	564円	25円	150円	300円
25歳～29歳	48円	288円	576円	28円	168円	336円
30歳～34歳	54円	324円	648円	32円	192円	384円
35歳～39歳	70円	420円	840円	42円	252円	504円
40歳～44歳	100円	600円	1,200円	55円	330円	660円
45歳～49歳	143円	858円	1,716円	76円	456円	912円
50歳～54歳	216円	1,296円	2,592円	106円	636円	1,272円
55歳～59歳	322円	1,932円	3,864円	140円	840円	1,680円
60歳～64歳	485円	2,910円	5,820円	194円	1,164円	2,328円
65歳～69歳	694円	4,164円	8,328円	278円	1,668円	3,336円
70歳	880円	5,280円	10,560円	362円	2,172円	4,344円
71歳	966円	5,796円	11,592円	399円	2,394円	4,788円
72歳	1,065円	6,390円	12,780円	440円	2,640円	5,280円
73歳	1,181円	7,086円	14,172円	488円	2,928円	5,856円
74歳	1,317円	7,902円	15,804円	544円	3,246円	6,528円
75歳	1,471円	8,826円	17,652円	612円	3,672円	7,344円
76歳	1,642円	9,852円	19,704円	689円	4,134円	8,268円
77歳	1,832円	10,992円	21,984円	776円	4,656円	9,312円
78歳	2,043円	12,258円	24,516円	875円	5,250円	10,500円
79歳	2,275円	13,650円	27,300円	987円	5,922円	11,844円

■ご契約期間

毎年7月1日～6月30日までの1年間です。

契約期間の途中からもご契約できます。

■こんな時に給付金をお支払いします。

- ・死 亡
 - ・障 害（1～4級）
- 1～2級は国民年金法、3～4級は厚生年金保険法の障害認定基準を適用

万が一の病気やケガにそなえ、生命共済と同時に
入院共済・交通災害共済の加入をおすすめいたします。

●入院共済

病気や事故による入院費を保障。1日10,000円給付、5,000円給付、3,000円給付の3タイプ。

※生命共済とのセット加入が条件です。

●交通災害共済

交通事故による死亡や入院・通院の場合に給付。

ご家族全員が加入できます。

■保障内容

契約	死亡	障害			
		1級	2級	3級	4級
1□	50万円	50万円	30万円	12万円	3万円
↓ 40□	2,000万円	2,000万円	1,200万円	480万円	120万円

ご契約の条件**■無条件でご契約いただける方**

次の条件をすべて満たしている方。

- ①ご契約時点で、入院・休業していない方。
 - ②過去5年間に、指定する病気〈別表〉にかかったことがない方。
 - ③過去3年間に、指定する病気〈別表〉以外の傷病にかかったことがない方。
- ※1年内に4日以内の入院・休業であれば③の項に該当し、無条件でご契約いただけます。

■条件（告知）つきでご契約いただける方

次の各項のどれかにあてはまる方は、現在の症状や病歴を申込書に記入（告知）していただき、4口以内でご契約いただけます。

- ①ご契約時点で、指定する病気〈別表〉以外の傷病で医師にかかっている方。
 - ②過去1年間に、指定する病気〈別表〉以外の傷病で入院・休業が5日以上30日未満の方。
 - ③指定する病気〈別表〉以外の傷病にかかり、治癒して1年以上3年未満の方。（3年以上たっている方は、無条件で加入できます。）
- ※上記③の条件は、30日以上入院または休業をした方が対象です。
- ④指定する病気〈別表〉にかかったことがあり、治癒して3年以上5年未満の方。
- ※ご契約に際し、医師などによる資格審査はありません。上記の条件については、いずれも契約者ご本人の自己申告制となっています。契約後、告知内容と事実がくい違っていた場合は、無資格とさせていただきます。

〈別表〉**指定する病気**

- ◆新生物（白血病を含む）◆脳血管疾患 ◆胃潰瘍、十二指腸潰瘍 ◆糖尿病
 - ◆肝臓病 ◆腎炎、ネフローゼ（人工腎臓透析者を含む）
 - ◆心疾患（高血圧症については医師の指示により薬を常用している方）
 - ◆精神障害（アルコール中毒、薬物中毒を含む）
 - ◆その他、交運共済の指定する病気（人工臓器類を使用している方）
- ※病名の解釈について疑問のあるときは、最寄りの交運共済事業本部・支所・事業部までお問い合わせください。

○共済金をお支払いできない場合（免責）

- (1) 共済事由の発生が共済金受取人または被共済者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 共済金受取人または被共済者の犯罪行為によって共済事由が発生し、この組合が共済金の支払いを適当でないと認めたとき
- (3) 戦争、その他の変乱によるとき
- (4) 共済契約締結時以前に発生していた傷病により、共済契約締結時より1年以内に共済事由が発生したとき
- (5) 健康告知の条件付きで共済契約した被共済者が、その傷病と因果関係にある病気が原因で、共済契約締結時より1年以内に共済事由が発生したとき
- (6) 共済契約締結時すでに身体障害状態にある場合、その障害についての共済金は支払いません。
- (7) 新生物（ガン）以外で条件付き告知ありで共済契約した被共済者が、共済契約締結時から3年内に新生物（ガン）により死亡した場合、共済金は支払いません。
- (8) 告知義務違反、あるいは詐欺行為による共済契約の解除が事由発生日の後にされたときであっても共済金は支払いません。

◎共済金が削減される場合

- (1) 共済契約発効日より 90 日以内に共済事由が発生したときは、共済金額の 100 分の 20 を支払います。
- (2) 共済契約発効日より 180 日以内に共済事由が発生したときは、共済金額の 100 分の 30 を支払います。
- (3) 共済契約発効日より 1 年以内に共済事由が発生したときは、共済金額の 100 分の 50 を支払います。
- (4) 共済契約発効日以前に発生していた病により、共済契約発効日より 1 年を超えて 2 年以内に共済事由が発生したときは、共済金額の 100 分の 50 を支払います。
- (5) 地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、支払いの繰り延べ、または削減が行われることがあります。

入院共済 (契約引受団体：明治安田生命保険相互会社)

生命共済とのセット加入で、病気や事故による入院に対してを 1 日目（1 泊 2 日）から保障。
※詳細は 141～144 頁をお読みください。

■特長

- ◎ 1 日目（1 泊 2 日）より保障する短期入院特約付です。
- ◎ 加入コースは日額 10,000 円、5,000 円、3,000 円の 3 タイプ。
1 回の入院につき最高 124 日分、通算で 700 日までの入院を保障します。
- ◎ 加入は簡単な告知申告のみ。面倒な診査はいりません。
- ◎ 1 年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合に配当金としてお返しします。
- ◎ 掛金は所得税（生命保険料）控除の対象となります。

■保障内容

給付対象	入院共済金	死亡共済金
	病気・ケガによる1泊2日以上の入院 入院給付日額×入院日数	病気・不慮の事故による死亡
保障内容 (ご本人・配偶者)	10,000円（日額）	10万円
	5,000円（日額）	
	3,000円（日額）	

■ご契約の形態

ご本人のご契約形態	配偶者のご加入可能形態
10,000円型	10,000円型・5,000円型・3,000円型
5,000円型	5,000円型または3,000円型
3,000円型	3,000円型
未加入	加入不可

※配偶者のみのご加入、本人を上回る型のご加入はできません。

■ご契約期間

毎年 7 月 1 日～6 月 30 日までの 1 年間です。

なお、途中契約は毎年 1 月 1 日～6 月 30 日までの契約となります。

■年齢群団別・男女同一掛金（月額）

年齢	10,000円型	5,000円型	3,000円型
～19歳	2,059円	1,044円	638円
20歳～24歳	2,618円	1,323円	805円
25歳～29歳	3,008円	1,518円	922円
30歳～34歳	3,158円	1,593円	967円
35歳～39歳	3,150円	1,590円	966円
40歳～44歳	3,466円	1,751円	1,065円
45歳～49歳	3,974円	2,009円	1,223円
50歳～54歳	5,048円	2,553円	1,555円
55歳～59歳	6,477円	3,282円	2,004円
60歳～64歳	8,784円	4,459円	2,729円
65歳～69歳	12,599円	6,404円	3,926円

[注 1] 上記年齢の見方（年齢は保険年齢です。）

[注 2] 半年払い（月払い×6）、年払い（月払い×12）もあります。

加入資格

本人…交運共済生協組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、2020年7月1日現在満17歳6ヶ月を超える方

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2020年7月1日現在満17歳6ヶ月を超える方

※交運共済生協組合員およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

【告知内容】**本人【現在の就業状態】**

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注) ①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通【過去3ヶ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヶ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

(注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注) ①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払できない場合があります。

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

この書面についてはご契約に際して特にご確認いただきたい事項を【契約概要】および【注意喚起情報】として記載しています。

なお、【契約概要】【注意喚起情報】に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。

必ずご一読され、「共済契約証書」とともに大切に保管して下さい。

【契約概要】【注意喚起情報】について不明の点がございましたら、交運共済までお問い合わせください。

※事業規約の改正があった場合は、更新日時における改正後の契約内容・掛金で契約を更新します。

火災・地震風水害・交通災害・生命共済に共通する項目

■契約概要

◎共済商品の仕組み

交運共済の組合員・そのご家族の方について、火事、自然災害、盗難等、交通事故による死亡・入院・通院等、病気等による死亡・障害の保障を確保するために、交運共済が運営する共済事業です。共済期間は1年間です。

更新により一定年齢までもしくは組合員資格を喪失するまで継続してご契約していただくことが可能です。

◎共済期間

共済期間は7月1日～翌年6月30日の1年間です。共済期間満了後、満了する契約と同じ内容で引き続きご契約する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です（現契約の満期日までにご契約者から解約・変更など特にお申し出のない限り、また、生命共済は更新日の健康状態が告知に該当する場合であっても更新可能な年齢まで自動更新させていただきます）。

◎途中契約について

通常契約開始となる7月1日以降に新規加入した場合は、途中契約となります。掛金額は加入時期により異なります。

■注意喚起情報

◎クーリングオフについて

契約申込後、申込日を含め8営業日以内であれば、申し込んだ契約の撤回（クーリングオフ）ができます。その場合、共済事故がない限りすでに払い込みされた掛金は全額お返しいたします。

契約申込みの撤回を行う場合は、所定の書面に必要事項を記入して署名・押印のうえ提出していただきます。

◎申込書の記入について

申込書は、火災・地震風水害・交通災害・生命共済の契約を締結するもの、健康告知は健康状態をお知らせいただくもの、とともに契約にあたって重要です。内容を被共済者とともに承認され共済契約者ご自身が記入し、内容を十分お確かめのうえ署名・押印してください。

申込日・告知日は、申込みをされた日となります。

健康告知の回答に、事実を告げずまたは事実でないことを告げたとき、契約は解除され共済金等をお支払いできないことがあります。

◎契約の成立と効力の発生について

交運共済が加入の申込みを承諾したときは、その申込日に契約が成立します。お申込みから保障の開始（契約の効力の発生）までは次の通りです。なお契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

①郵便払込、現金支払いの場合

毎年7月1日の契約更新時以前に支払いされた場合、7月1日午前0時から効力の発生となります。

7月1日以降に支払いされた場合、現金支払いは、この組合に納入された日の翌日午前0時から、郵便振替は郵便局に払い込んだ日の翌日午前0時から効力の発生となります。

②賃金控除、自動口座引落の場合

毎年7月1日の契約更新時以前に支払いされた場合、7月1日午前0時から効力の発生となります。7月1日までに賃金控除・自動口座引落ができない場合は、一定期間払込が猶予されます。

◎掛金の払込方法について

掛金お支払い方法は、①年払い、②半年払い、③月払い、の3方式です。掛金の納入は、賃金控除・郵便払込（現金）、自動口座引落のいずれかです。月払いによるお支払いは、賃金控除・自動口座引落に限らせていただきます。賃金控除は、交運共済と賃金控除（労働基準

法第24条協定）の取り決めをしているJR会社等に限らせていただきます。自動口座引落は、交運共済が指定する引落日より一定期間以上前にあらかじめ引落口座を登録する必要があります。

半年払いの扱いは、次のとおりです。

- (1) 現職者は、月払い以外のお支払いとなる場合（年払いも可。ただし、あらかじめ取り決めてある場合に限ります。）
- (2) 退職者は自動口座引落の登録がしてあり、マイカー共済・自賠責共済以外の年間掛金額が2万円以上で、組合員が希望する場合

◎掛金払込猶予期間と契約の失効について

賃金控除・自動口座引落の猶予期間は、更新日（6月30日）の翌々月末日（8月31日）までとさせていただきます。この間に入金があれば7月1日の効力発生とします。

猶予期間内の入金が確認できない場合、契約は失効とさせていただきます。

◎契約変更について

契約期間中に、契約口数を増減するなど、契約の内容を変更することができます（生命共済を除く）。

契約変更の届出は変更届等の書面に変更内容を記入し、署名・押印のうえ提出していただきます。届出受理日の翌日もしくは消印の翌日から効力の発生となります。

契約変更により差額掛金が生じ、掛金が不足する場合は、下記の過不足金計算方法により、差額掛金を納めていただきます。また、差額掛金が返還となる場合は同様に下記の計算方法で返還をお返しします。

◎過不足金・返還金計算方法について

契約変更に伴う過不足金、解約・消滅に伴う返還金の算出は、以下の計算方法によります。

- ・契約変更により不足金が生じる場合（変更後の契約に対して掛金追納となる場合）、契約変更が生じた効力発生日が属する月から契約満了月までの未経過共済期間に対する共済掛金の差額をお納めいただきます。
- ・契約変更により過納金、返還金が生じる場合（差額掛金をお返しする場合）、契約変更が生じた効力発生日が属する月の翌月から契約満了月まで未経過共済期間に対する共済掛金を払い戻します。
- ・解約・消滅による返還金が生じる場合、解約・消滅が生じた効力発生日が属する月の翌月から契約満了月までの未経過共済期間に対する共済掛金を払い戻します。

※既に入金された部分について差額をお返しします。

◎解約の手続きと解約の効力について

解約の届出は所定の解約届に、解約日を記入し、署名・押印の上、提出していただきます。なお、解約日は未来日には限ります。

解約の効力は、解約届の解約日、または解約届が交運共済に到着した日のいずれか遅い日の翌日午前0時からとなります。

◎契約の取消について

共済契約者の詐欺または強迫により契約が締結された場合、その契約を取消させていただきます。

◎重大事由による共済契約の解除

次の各号に該当する場合は、共済契約を将来に向かって解除いたします。

- (1) 共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき、または行おうとしたとき
- (2) 被共済者、共済金受取人が交運共済に共済金を支払わせることを目的として共済事故を発生させたとき、または行おうとしたとき
- (3) (1) (2) の他、交運共済の共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき

契約が解除となったとき、解除日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還します。

◎共済金のご請求について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。

◎共済金のお支払期間について

共済金のお支払いは、必要な請求書類が全て交運共済に到着してから規定に定められた期間の内に行います。お支払いが遅れた際は、延滞利息を付けてお支払いたします。ただし、共済金額を算出・確定するため調査等が必要な場合はこの限りではありません。

火災共済・地震風水害共済に共通する項目

■契約概要

◎ご契約できる方

交運共済組合員であれば、どなたでも加入できます。

◎建物の構造（建築基準）

耐火構造（鉄筋）となる建物は以下のいずれかを満たしたものです。いずれにも該当しない場合はすべて木造の扱いとなります。

(1) 建物の主要構造部のうち、柱・梁および床がコンクリート造りまたは鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根・小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られた建物

(2) 外壁のすべてが、コンクリート造り（ALC版を含む）、コンクリートブロック造り、煉瓦造り、石造り、土蔵造り、のいずれかのもの

◎他の火災・地震保険（共済）等に加入している場合の共済金支払い

交運共済の火災共済、地震風水害共済の他に、火災・地震保険（共済）等に加入している場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額となるように調整されます。

■注意喚起情報

◎契約者の通知義務について

契約者は、以下の場合必ず交運共済までご連絡ください。通知がないと共済金をお支払いできない場合があります。

(1) 他の火災保険、火災共済等に加入したとき

(2) 建物の用途や構造を変更し、または増改築するとき

(3) 共済の目的である建物を、継続して30日以上空き家もしくは無人とするとき

(4) 共済の目的を他に移転したとき

(5) 共済の目的が滅失・解体したとき、または譲渡したとき

(6) 共済の目的に火災等、風水害等以外の原因による損害が生じたとき

(7) 共済の目的が加入できる建物または家財の範囲外となったとき

(8) 共済の目的に居住する同居家族数が変更となるとき

◎詐欺等による契約の取り消し

共済契約者の詐欺または強迫によって共済契約が締結された場合は、当該共済契約を取り消すことができます。

◎契約変更時の注意点について

※火災共済に地震風水害共済が付帯されていて、火災共済の口数変更に伴い地震風水害共済の口数変更が必要な場合、地震風水害共済の口数も同時に変更しなければなりません。

火災共済特有の項目

■契約概要

◎ご契約できる建物または家財

ご契約にあたっては建物・家財に区分し、建物は1棟ごと、家財は1棟の建物内に収容されている家財ごとに契約します。1棟の建物または1棟の建物内に収容されている家財についての契約者は原則1名です。

ご契約できる建物、家財は次のとおりです。

※日本国内の建物に限ります。

<建物> ①組合員またはその配偶者が所有し、居住に使用する建物

②組合員またはその配偶者が居住している建物

③組合員の親（実父母・養父母・義父母）が居住している建物。ただしいずれかの親1ヶ所に限る。

④組合員の子が居住している建物

⑤組合員と同一生計にある祖父母・兄弟姉妹が所有し、かつ居住している建物

※借家の場合は、居住面積（坪数）により契約に制限があります。

5坪（16.5m²）未満：15口まで 5坪（16.5m²）以上：30口まで

※独身寮の場合は、家財のみの契約となります。

<家財> 組合員または親族が居住する建物内に収容されている家財

※貸家の場合は、建物のみの契約となります。

以下のものはご契約の対象なりません。

(1) 別棟の物置、納屋、その他付属建物

(2) 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたもの）その他これらに類する物

(3) 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品

(4) 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

(5) 自動車（道路運送車両法第2条第2項で定めるもの）およびその付属品

(6) 動物、植物等の生物

(7) データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(8) 営業目的の建物部分

(9) 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物

以下のものは火災等のお支払い対象となります。

- ・建物に付属する門、塀、垣根、その他の工作物

◎共済金のお支払いについて

共済金をお支払いする主な事故や災害は次のとおりです。

(1) 火災等共済金

火災等（火災・落雷・破裂・爆発・航空機の墜落・車両の衝突・不慮の人为的災害）により共済の目的に損害が生じた場合、焼破損割合・損害の程度に応じて共済金をお支払いします。

(2) 風水害等共済金

風水害等（暴風雨・突風・台風・豪雨・雪崩・降雪）により共済の目的に損害が生じた場合、損害の程度に応じて共済金をお支払いします。

※建物に付属する門、塀、垣根、その他の工作物は、風水害等共済金の支払い対象となりません。

(3) 水道管凍結修理費用共済金

専用水道管または水管もしくはこれらに類するものに、凍結により損壊（パッキングのみに生じた損壊を除く。）が生じ、その損壊についての修理費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合にお支払いします。

※損害額1万円以上が対象です。

※火災等共済金が支払われる場合は対象外です。

<対象となる契約>

- ・自家、借家

- ・建物、家財の合計口数が50口以上の契約が対象です。

<共済金の額>

1回の共済事故につき、1世帯ごとに10万円を限度に、現実に自己の費用で修理を行った額とします。

(4) パルコニー等修繕費用共済金

区分所有建物の専用使用権付共用部分（バルコニー、窓ガラス等）に、火災等により損害が生じ、その損害につき共同住宅で構成される管理組合の規約にもとづく修繕費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合にお支払いします。

※損害額1万円以上が対象です。

<対象となる契約>

- ・交運共済の建築区分が耐火（鉄筋）構造の集合住宅（マンション）で自家、借家

- ・建物、家財の合計口数が50口以上の契約が対象です。

<共済金の額>

1回の共済事故につき、1世帯ごとに30万円を限度または建物の共済金額のうちいざれか小さい額を限度とします。

(5) 漏水見舞費用共済金

耐火構造の集合住宅において、漏水等により第三者の所有する建物または家財に水ぬれ等の損害を与え、損害賠償を行った場合にお支払いします。

※損害額1万円以上が対象です。

<対象となる契約>

- ・交運共済の建築区分が耐火（鉄筋）構造の集合住宅（マンション、アパート等）で自家・貸家・借家。

- ・自家、借家は契約者本人が居住する建物に限ります。

- ・建物、家財の合計口数が50口以上の契約が対象です。

<対象とする漏水等>

①給排水管の老朽化による漏水

②蛇口の閉め忘れによる漏水

③洗濯機、温水器などからの漏水

④ベランダの水まき、水槽の破損など、不注意による漏水

⑤灯油等の漏れ

⑥その他、交運共済が認めるもの

※火災・地震・破裂・爆発が原因による漏水等は除きます。

※マンション・団地保険などにより損害が補填された場合は対象外です。

※貸家契約で対象となるのは、借主に責任が発生せず、貸主（共済契約者等）の損害賠償となる場合です。この場合は被害者の私物（家財）のみが損害の対象となります。

※故意による漏水等は対象外です。

<共済金の額>

1回の共済事故につき、第三者（被害者）一世帯あたり15万円を限度とし、合計支払額は50万円を限度とします。

(6) 付属建物等風水害共済金

建物のうち付属建物または付属工作物に、風水害等により損害が生じ、かつ、その損害の額が10万円をこえる場合にお支払いします。

<対象となる契約>

・自家、貸家

・建物、家財の合計口数が50口以上の契約が対象です。

＜共済金の額＞

1回の共済事故につき、1世帯ごとに2万円とします。

(7) 臨時費用共済金

火災等共済金が支払われる場合において、臨時費用共済金をお支払いします。

＜共済金の額＞

火災等共済金の額の10%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の共済事故につき200万円を限度とします。

◎見舞金のお支払いについて

見舞金をお支払いする主な事故や災害は次のとおりです。

(1) 住宅災害と共に共済契約者または家族が死亡した場合

①共済契約者または配偶者が死亡した場合………5万円

②共済契約者と生計を一にする親族（上記①の者を除く）が死亡した場合………3万円

(2) 住宅災害が発生した場合

半焼損、半壊以上の損害が発生した場合………2万円

(3) 地震等（地震・津波・噴火）により共済の目的に損害が生じた場合、損害の程度に応じて見舞金をお支払いします。

※建物および家財の合計口数が50口以上の契約が対象です。

(4) 風呂の空だき見舞金

①風呂釜のみ使用不能………2万円

②風呂釜と浴槽が使用不能………5万円

(5) 火災等または、風水害等の影響で退避勧告により1ヵ月以上住居を他に移転した場合（条件あり）………3万円

◎質権設定について

質権とは、共済金の請求権を質入れすることです。

交通共済は質権設定の請求に対し承認をすることができます。

質権設定の手続きは、「質権設定承認請求書」を提出していただきます。手続きの詳細に関しては、最寄りの事業本部・支所・事業部にお問い合わせください。

◎積立金

月払い契約の場合、1口あたりの月払い掛金調整額を積立金として一定期間積み立て、後日お返しいたします。

■注意喚起情報

◎共済金をお支払いできない場合（免責）

(1) 共済契約者、共済の目的の所有者または共済金受取人の故意または重大な過失により生じた損害

(2) 火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難

(3) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）

(4) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等

(5) 核燃料物質（使用済を含む）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故

(6) (5)以外の放射線照射または放射能汚染

(7) (3)から(6)までの事由により発生した事故の延焼または拡大

(8) 発生原因がいかなる場合でも、(3)から(6)までの事由による事故の延焼または拡大

(9) (3)から(6)までの事由に伴う秩序の混乱

◎契約が無効となる場合

(1) 共済の目的が「加入できる建物または家財」の範囲外のとき

(2) 共済契約の発行日において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について70パーセント以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき

(3) 加入できる範囲を超過して契約したときは、その超過した部分の契約を無効とします。

(4) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき

※契約が無効となった場合、最高3年分を限度として払い込まれた掛金は全額または一部を契約者に払い戻します。

◎契約が解除となる場合

(1) 共済契約者が共済締結時において故意または重大な過失により質問事項に事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げたとき

(2) 共済契約者が通知義務に関して故意または重大な過失により遅滞なく当該の事実を通知しなかったとき

※契約が解除となったとき、解除日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき

返還します。

※火災共済の契約が解除となったときは、同時に加入している地震風水害共済の契約も解除となります。

◎解約について

共済契約者はいつでも契約を解約することができます。

ただし地震風水害共済が付帯されている場合、火災共済だけ解約することはできません。火災共済を解約した場合、同時に地震風水害共済も解約となります。

解約の手続き、解約の効力については、15頁（◎解約の手続きと解約の効力について）を参照してください。

解約に際し返還金が生じた場合、規定にもとづき返還金をお返しします。

◎契約の消滅について

共済の目的に以下の事実が発生した場合、その日をもって契約は消滅となります。

- (1) 共済の目的が滅失したとき
- (2) 共済の目的が解体したとき
- (3) 共済の目的が譲渡されたとき

※上記（1）により消滅し共済金の支払いがされていない場合、または上記（2）（3）により消滅となった場合、消滅日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還いたします。

※上記（1）により契約が消滅し、共済金が支払われる場合、掛金の返還はいたしません。

※火災共済の契約が消滅したときは、同時に加入している地震風水害共済の契約も消滅となります。

地震風水害共済特有の項目

■契約概要

◎ご契約の条件

地震風水害共済は火災共済に付帯し、建物ごと・家財ごとの契約となります。地震風水害共済単独では加入できません。なお、加入にあたり、大型タイプと標準タイプで火災共済契約との付帯条件が異なりますのでご注意ください。付帯条件は以下のとおりです。

（1）大型タイプ

火災共済契約の建物・家財、それぞれと同口数でご契約ください。

（2）標準タイプ

火災共済契約の建物・家財、それぞれの1／2口以上、同口数までの範囲でご契約してください。

※ご契約口数は偶数でお願いします。

※付帯される火災共済が共済期間の途中で契約したとき、または共済期間の満了により終了したときは地震風水害共済も同時に終了します。

◎ご契約できる建物または家財

火災共済の「◎ご契約できる建物または家財」に準じます。

なお、以下の項目は大型タイプ契約で建物口数20口以上の場合にご契約の範囲に含まれます。

（1）門、塀、垣根、その他の建物の付属工作物

（2）別棟の物置、納屋、車庫その他付属建物

◎共済金のお支払いについて

共済金額、支払限度額などは「制度の概要」の該当箇所をご覧ください。

（1）風水害等共済金

共済期間中に風水害等による損害が生じ、以下の項目に該当する場合、風水害等共済金をお支払いします。ただし、申込みの日以前に発生した風水害等により、申込み日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては風水害等共済金をお支払いしません。

①風水害等による建物の損壊（床上および床下への浸水による損壊を除く）による損害額が10万円を超える場合および、その建物が損壊を被った結果生じた、家財の損害額が10万円を超える場合

②共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が風水害等による床上浸水を被った場合

※風水害等共済金の額は、火災共済および地震風水害共済より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。

※建物または家財それぞれについて損害額が10万円を超えた損壊を一部損壊といいます。損害額は建物・家財ごとに認定します。なお、半壊以上の損害割合は建物の損害にもとづき認定します。

※損害額は基準価額で算出し、損害割合（支払ランク）を認定します。

（2）地震等共済金

地震等により共済の目的に損害が生じ、建物の損害額が100万円を超える場合、地震等共済金をお支払いします。

次の損害は、地震等による損害に含みます。

①地震等によって生じた火災等による損害

②地震等によって生じた火災等が延焼または拡大した事による損害

③発生原因のいかんを問わず、火災等が地震等によって延焼または拡大した事による損害

※72時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故と見なします。

※建物の損害の額が100万円を超えない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には一部壊として共済金をお支いします。

※損害額は基準額で算出し、損害割合（支払ランク）を認定します。

(3) 地震等特別共済金

地震等による建物の損害額が20万円を超える場合に、地震等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり、契約保障タイプにより次の金額をお支いします。ただし、建物・家財の合計加入口数が20口以上の場合に限ります。

大型タイプ：4.5万円

標準タイプ：3万円

(4) 付属建物等特別共済金

大型タイプで建物契約20口以上の場合で、以下の条件を満たす場合に限り、付属建物および付属工作物の損害に対して1世帯あたり3万円を支払います。（家財のみの契約、および借家は対象外）

①対象となる付属建物および付属工作物は次のとおりです。門、塀、垣根、その他の建物の付属工作物、および別棟の物置、納屋、車庫その他付属建物

②共済期間中に風水害等により損害が生じ、その損害の額が10万円を超えるとき。ただし、申込みの日以前に生じた風水害等により、申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては付属建物等特別共済金をお支払いしません。

③共済期間中に地震等により損害が生じ、その損害額が20万円を超えるとき

(5) 盗難共済金

盗難により共済の目的に損害が生じ、所轄警察署に被害の届出をした場合、以下の項目について盗難共済金をお支払いします。

①共済の目的について生じた盗取、損傷、汚損による損害

②共済の目的である家財のうち、一時的に持ち出した家財が、日本国内の他の建物内で起きた盗取、損傷、汚損による損害

③1万円以上の通貨の盗難による損害

④預貯金証書の盗難による損害、ただし次の事実があったときに限る

a. 盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届出をしたこと

b. 預貯金が引き出されていたこと

※通貨・預貯金証書については、共済の目的を収容する建物内より盗難にあった場合が対象となります。通貨・預貯金証書の盗難共済金は実際の損害額、またはそれぞれの支払限度額のいずれか低い額となります。

※家財、通貨・預貯金証書の損害は家財契約がある場合に対象となります。

※建物のき損・汚損については建物契約がある場合に対象となります。

(6) 傷害費用共済金

共済の目的または共済の目的である家財を収容する建物において、火災等または盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し共済金が支払われる場合、契約者または契約者と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から180日以内に死亡または「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態になった場合には、その障害の程度に応じて傷害費用共済金をお支払いします。傷害費用共済金を支払う場合、既に存在していた障害もしくは傷病の影響により、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して傷害費用共済金をお支払いします。

◎共済金が削減される場合

地震風水害共済は、全国交運共済生協・こくみん共済coop・電通共済生協・教職員共済（以下「自然災害共済実施生協」という）が共同で実施するものです。1回の風水害等または地震等による実施生協全体の所定の支払共済金総額が、実施生協が風水害等および地震等ごとにあらかじめ定めた、次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金を以下の算式により計算した金額に削減します。

$$\text{お支払いする共済} = \frac{\text{所定の支払}}{\text{共済金の額}} \times \frac{\text{総支払限度額 (下記のアまたはイ)}}{\text{実施生協全体の所定の支払共済金総額}}$$

総支払限度 ア. 風水害等600億円 イ. 地震等5,500億円

※大規模な台風や地震などが発生し、大規模災害に備えた準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総代会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。

■注意喚起情報

◎共済金をお支払いできない場合（免責）

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- (2) 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (3) 共済の目的である家財（持ち出し家財を除く。）が共済の目的である家財を収容する建物外にある間に生じた風水害等、地震等または盗難
- (4) 家財の置き忘れもしくは紛失、または置引き、車上ねらい（搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいう。）、もしくはその他共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の盗難
- (5) 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項で定めるものをいう。）の盗難
- (6) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- (7) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (8) (7) 以外の放射線照射または放射能汚染
- (9) (6)～(8)までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- (10) 発生原因がいかなる場合でも、(6)から(8)までの事由による事故の延焼または拡大
- (11) (6)から(8)までの事由に伴う秩序の混乱
- (12) 地震等が発生してから10日を経過した後に生じた損害に対する地震等共済金、地震等特別共済金および付属建物等特別共済金
- (13) 共済契約関係者もしくは共済金受取人等またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障害に対する傷害費用共済金
- (14) (6)から(11)までの事由が発生した場合に生じた死亡および身体障害に対する傷害費用共済金
- (15) 原因のいかんを問わず頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状のない場合の傷害費用共済金

◎契約が無効となる場合

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、同法第3条第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する共済の目的について当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定にもとづく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日までの間に、申し込まれた共済契約。ただし、更新契約または共済契約の中途変更において、基本契約共済金額の増額の申し出がされた場合には、その増額された部分の基本契約共済金額に対応する共済契約とする。
- (2) 共済の目的が「加入できる建物または家財」の範囲外のとき
- (3) 共済契約の発効日において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について70パーセント以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
- (4) 加入できる範囲を超過して契約したときは、その超過した部分の共済金額に対応する共済契約
- (5) 付帯される火災共済契約の基本契約の口数をこえていたときは、そのこえた部分の口数に対応する共済契約
- (6) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき

*契約が無効となった場合、最高3年分を限度として払い込まれた掛金は全額または一部を契約者に払い戻します。

◎契約が解除となる場合

- (1) 共済契約者が共済締結時において故意または重大な過失により質問事項に事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げたとき
- (2) 共済契約者が通知義務に関して故意または重大な過失により遅滞なく当該の事実を通知しなかったとき

*契約が解除となったとき、解除日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還します。

◎解約について

地震風水害共済はいつでも解約できます。火災共済を解約せず、地震風水害共済だけでも解約をすることができます。解約の手続き、解約の効力については、15頁（◎解約の手続きと解約の効力について）を参照してください。

解約に際し返還金が生じた場合、規定にもとづき返還金をお返しします。

◎契約の消滅について

共済の目的に以下の事実が発生した場合、その日をもって契約は消滅となります。

- (1) 共済の目的が滅失したとき

- (2) 共済の目的が解体したとき
- (3) 共済の目的が譲渡されたとき

※上記(1)により消滅し共済金の支払いがされていない場合、または上記(2)(3)により消滅となった場合、消滅日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還いたします。

※上記(1)により契約が消滅し、共済金が支払われる場合、掛金の返還はいたしません。

※地震風水害共済の契約が消滅したときは、同時に加入している火災共済の契約も消滅となります。

◎地震保険料控除について

地震風水害共済は所得税控除（地震保険料）および住民税控除の対象となります。ただし対象となるのは掛金全額でなく、地震保障部分の掛金だけが控除の対象となります。

交通災害共済特有の項目

■契約概要

◎ご契約の条件

交運共済組合員であればどなたでも加入できます。契約の対象は組合員とその配偶者・子・親、および組合員と同居の親族です。

配偶者・子・親は同居・別居に関わらず契約できます。契約期間中に同居の親族が別居になった場合、契約満了までは有効です。

◎共済掛金

年額1口1,200円、月額1口100円。

「年払い」「半年払い」の途中契約は加入時期により金額が異なります。

◎交通事故の範囲について

交通事故とは日本国内外における交通事故で、次の範囲です。

- (1) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関（自動車、自転車、電車、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、リフトなど、およびこれらに積載されているものを含みます。以下同様）との衝突・接触等による事故
- (2) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関との衝突・接触・火災・爆発等による事故
- (3) 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
- (4) 乗客（入場客を含みます）として、改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさします）における被共済者の不慮の事故
- (5) 道路（道路交通法第2条に定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとします）を通行中の被共済者の次に掲げる不慮の事故
 - ①建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - ②崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ③火災または破裂・爆発
- (6) 職域内での交通機関の交通によって生じた事故

◎共済金のお支払いについて

交通事故により傷害を被り、死亡・障害・入院・通院となったときに共済金をお支払いします。

※共済金額は「制度の概要」の該当箇所（9頁）をご参照ください。

<死亡共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として事故の日を含め270日以内に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。

<障害共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として事故の日を含め270日以内に身体障害状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に定める等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。

<入院共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として事故の日を含め90日以内に開始した入院で連続して5日以上入院した場合、下記の計算により入院共済金（事故の日を含め270日以内で最大180日を限度）をお支払いします。

$$\text{入院共済金額} \times (\text{入院日数} - \text{免責4日}) = \text{入院共済金}$$

免責4日分は通院共済金をお支払いします。

※日本国外の入院は除きます。

<通院共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として事故の日を含め90日以内に開始した通院に対して、下記の計算により通院共済金（事故の日を含め270日以内で最大90日を限度）をお支払いします。

通院共済金額×通院日数=通院共済金

※日本国外の通院は除きます。

◎交通事故証明書等について

事故の証明書類として、自動車安全運転センター発行の交通事故証明書、またはこれに代わるべき第三者の発行する交通事故を証明する書類が必要となります。また、前記の証明書等が取れない場合、第三者の目撃証明書または示談書をもって交通事故の証明書とすることができます。

※示談書とは弁護士等の立ち会いのもとで作成されたものをいいます。

◎交通事故証明書等の特例と共済金の削減について

上記の交通事故証明書、または第三者の発行する交通事故を証明する書類が取れない場合、特例として交通事故報告書を提出する場合は、入院・通院共済金額単価の減額と支払日数の最高限度が制限されます。(通院共済金は通院日数5日以上が対象です)

◎共済金の受取人について

(1) 共済金受取人は共済契約者です。

(2) 加入者である共済契約者が死亡した場合、死亡共済金受取人は次に定めている順位となります。

- ①共済契約者の配偶者 ④共済契約者の孫
- ②共済契約者の子 ⑤共済契約者の祖父母
- ③共済契約者の父母 ⑥共済契約者の兄弟姉妹

※受取人が複数いるときは代表者を1名定めていただきます。

■注意喚起情報

◎契約者の通知義務について

共済契約者は以下の場合必ず交通共済までご連絡ください。

(1) 他の交通災害保険、共済等に加入したとき

(2) 被共済者が交通事故等に遭い傷害を被ったときは、事故のあった日から30日以内に通知すること

※事故のあった日から30日以内に事故発生のご連絡がない場合、共済金を20%まで削減することがあります。

◎共済金をお支払いできない場合（免責）

(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失

(2) 被共済者の無免許運転、飲酒運転およびこれに同乗中のもの、または最高速度違反もしくは信号無視の運転

(3) 被共済者である親族が職業運転中または搭乗中の場合

※被共済者が試運転、訓練、競技・興行（練習を含む）のため運行中の交通機関に搭乗中に生じた事故を含む

(4) 地震、噴火、津波、洪水、暴風雨、その他これらに類する天災

(5) 戦争その他非常の出来事

◎多重事故による被共済者の契約口数制限および契約解除について

同一被共済者が一定期間内に複数の事故を起こし、共済金の支払いがされた場合、契約口数を制限させていただくことがあります。また、さらに事故を起こし共済金の支払いがされた場合、共済契約の引受を拒否することができます。

◎交通事故適用の特例としてのスポーツレクリエーションの扱いについて

交通事故の特例として、加盟組合主催またはJR会社・関連会社と共に、あるいはJR会社・関連会社等が主催で加盟組合が共催しないスポーツレクリエーション行事中の事故において、一定の条件の下、共済事故として取り扱います。対象となる条件は下記の通りです。

(1) 加盟組合主催またはJR会社等と共にスポーツレクリエーション（身体的運動のあるもの）行事中に発生した事故により生じた、死亡・障害・入院・通院（5日以上）。

(2) JR会社等が主催で加盟組合が共催しないスポーツレクリエーション行事中に発生した事故により生じた、死亡・障害・入院・通院（5日以上）。ただし該当するスポーツレクリエーション行事は以下の5種目に限ります。

- ①野球 ②ソフトボール ③フットサル（サッカーは除く）
- ④バレーボール ⑤スキー

(3) どのような状況であれ、アルコールを摂取している場合は対象外となります。

(4) 上記(1)(2)にかかわらず、スポーツレクリエーション行事の対象可否については、事前に交運共済の事業本部・支所・事業部まで所定の用紙による届出が必要です。事前に届出のないものは対象外となります。

(5) 通院共済金は通算5日以上の場合に対象となります。

◎加入資格の特例

契約期間中に被共済者が別居により加入資格を喪失した場合、契約期間満了までご契約できます。

◎契約が無効となる場合

(1) 申込日において、被共済者がすでに死亡していたとき

- (2) 被共済者1人についての共済金額が最高限度額を超えていたときは、その超えていた額
 - (3) 被共済者の範囲外の者と契約したとき
 - (4) 共済契約者の意思によらないで契約の申込みがされたとき
- ※契約が無効となった場合、払い込まれた掛金は最高3年分を限度として全額、または一部を共済契約者に払い戻します。

◎解約について

共済契約者は契約期間の途中で契約を任意に解約することができます。解約の手続き、解約の効力については、15頁（◎解約の手続きと解約の効力について）を参照してください。

◎消滅について

被共済者が契約期間中に死亡した場合、契約は消滅となります。

交通事故以外の原因による死亡で契約が消滅し、死亡共済金が支払われていない場合、消滅日を基準に未経過共済期間分の共済掛金を規定にもとづき返還します。

交通事故の原因による死亡で契約が消滅し、共済金が支払われる場合、掛金の返還はいたしません。

生命共済特有の項目

■契約概要

●ご契約・更新時の注意点について

●加入時・更新時の注意点

- (1) 新規加入はいつでも可能です。ただし、すでに退職している方および70歳以上の方は新規加入ができません。
- (2) 健康状態により、加入できない場合や契約口数に制限を設ける場合があります。また、年齢により、加入限度口数が異なります。
- (3) 契約期間の途中で口数を変更することはできません。口数を変更する場合は更新時（7月1日）のみとなります。
- (4) 更新時に口数を増やす場合は、健康告知が必要となり、健康状態により増口できない場合があります。
- (5) 70歳以上の方は、69歳の契約満了時の口数を限度にご契約いただけます。ただし、3口を限度とします。
- (6) 70歳以上のご契約は限度口数内であっても増口できません。ただし、減口は可能です。

●配偶者の加入・更新について

- (1) 組合員本人がご契約されていない場合、配偶者のご契約はできません。ただし、組合員本人が健康状態により契約できない場合、配偶者のみのご契約は可能です。
- (2) 組合員本人の契約満了、死亡および障害1級・2級が給付決定された場合、配偶者契約が5年間継続契約されれば、79歳まで継続加入いただけます。
- (3) 更新時に離婚等により、資格喪失している場合は更新できません。

●退職後の利用について

- (1) 退職時から過去5年間、継続して加入いただいている場合は、退職後も引き続きご契約いただけます。
- (2) 退職後に新規で加入することはできません。ただし、組合員本人がすでに加入している場合、配偶者は新規で加入いただけます。
- (3) 更新時に離婚等により、資格喪失している場合は更新できません。

◎健康告知について

〈ご契約できない方〉

下記(1)～(3)のいずれかに該当する方は、新規契約または増口ができません。

- (1) <別表>「指定する病気」に、現在かかっている方および治ゆして3年以内の方
- (2) <別表>「指定する病気」以外の傷病で、現在入院中または休業中の方
- (3) 過去1年間に、傷病による入院・休業が通算して30日以上の方

〈無条件でご契約いただける方〉

下記(1)～(3)のすべてに該当する方は、無条件で新規契約または更新時に増口ができます。

- (1) 現在（ご契約時点）で、入院・休業していない方
- (2) 過去5年間に、<別表>「指定する病気」にかかったことがない方
- (3) 過去3年間に、<別表>「指定する病気」以外の傷病にかかったことがない方

※1年間に4日以内の入院・休業であれば、無条件でご契約いただけます。

※配偶者で無職の方は、家事労働不能をもって休業とみなします。

※契約申し込み以降、契約締結時（初めての共済契約の効力発生日。以下同様）までに、上記(1)～(3)のいずれかに該当した場合、契約は無効となります。

〈条件付（健康告知付）でご契約いただける方〉

下記(1)～(4)のいずれかに該当する方は、申込書に現症あるいは既往症の告知をすると、条件付（健康告知付）で最高4口までご契約いただけます。

- (1) ご契約時点で、<別表>「指定する病気」以外の傷病で医師の治療（通院や薬の常用）を

受けている方

- (2) 過去1年間に、<別表>「指定する病気」以外の傷病で入院または休業が5日以上30日未満の方
 (3) <別表>「指定する病気」以外の傷病にかかり、治ゆして1年以上3年未満の方
 　(治ゆして3年以上たっている方は、無条件で加入できます。)
 ※上記(3)の条件は、30日以上の入院または休業をした方が対象です。
- (4) <別表>「指定する病気」にかかったことがあります、治ゆして3年以上5年未満の方。
 　(5年以上たっている方は、無条件で加入できます。)
- ※契約申し込み以降、効力発生時までに上記(1)～(4)のいずれかに該当した場合、条件付(健康告知付)で4口以内のご契約となります。
- ※ご契約に際し、医師による資格審査はありません。上記の条件については、契約後、告知内容と事実が異なっていた場合は、無資格とさせていただきます。
- <別表>「指定する病気」については、11頁をご参照ください。

◎共済掛金

年齢に応じた男女別年齢群団掛金です。ただし、70歳以上は1歳刻みの掛け金体系です。
 掛け金表は10頁をご参照ください。

◎共済金のお支払いについて

契約している組合員本人あるいは配偶者が死亡、障害(1級～4級)となったとき共済金をお支払いします。

※共済期間中に障害共済金が支払われた場合は、共済金額からその障害共済金を支払った金額を差し引いた残額が残りの共済期間に対する共済金額となります(残存共済金)。

◎共済金の受取人について

(1) 共済金の受取人は、以下の順位となります。

- | | |
|------------|-------------|
| ①共済契約者 | ⑤共済契約者の孫 |
| ②共済契約者の配偶者 | ⑥共済契約者の祖父母 |
| ③共済契約者の子 | ⑦共済契約者の兄弟姉妹 |
| ④共済契約者の父母 | |

※受取人が複数いるときは代表者を1名定めていただきます。

■注意喚起情報

◎契約が無効となる場合

- (1) 共済契約の発効日または契約更新日において、被共済者がすでに死亡していたとき
 (2) 被共済者が共済契約の発効日または契約更新日において、契約できる年齢を超えている場合
 (3) 被共済者が共済契約の締結時もしくは共済更新日において、健康でかつ正常に日常生活を営んでいない場合
 　※ただし、前年の契約内容をそのまま継続する場合はこの限りではありません。
- (4) 被共済者1人についての契約口数・共済金額が最高限度を超えていているときは、その超えている口数・金額

※契約が無効となった場合、最高3年分を限度として払い込まれた掛け金は全額または一部を契約者に払い戻します。ただし、上記(4)の場合は最高限度を超えている部分の共済掛け金を払い戻します。

◎契約が解除となる場合

共済契約者が共済締結時において故意または重大な過失により告知事項について事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げたとき

※契約が解除となったとき、解除日を基準に未経過共済期間分の共済掛け金を規定にもとづき返還します。

◎解約について

共済契約者は契約期間の途中で契約を任意に解約することができます。

解約の手続き、解約の効力については、15頁(◎解約の手続きと解約の効力について)を参照してください。離婚により被共済者の資格を喪失したときは、共済契約の効力を失った日をもって解約となります。解約返還金の未経過部分については共済掛け金を規定にもとづき返還いたします。

◎契約の消滅について

次の事実が発生した場合、契約は消滅となります。

- (1) 被共済者が死亡したとき
 (2) 被共済者が規約に定める「身体障害等級表」の障害1級もしくは2級に該当したとき
 (3) 残存共済金が共済金額の5分の2未満となったとき

※上記(1)(2)(3)により消滅となり、共済金の支払いがされていない場合は消滅日を基準に未経過共済期間分の共済掛け金を規定にもとづき返還いたします。

※上記(1)(2)(3)により契約が消滅し、共済金が支払われる場合は掛け金の返還はいたしません。

◎共済金をお支払いできない場合(免責)

- (1) 共済事由の発生が共済金受取人または被共済者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 共済金受取人または被共済者の犯罪行為によって共済事由が発生し、この組合が共済金の支払いを適当でないと認めたとき
- (3) 戦争、その他の変乱によるとき
- (4) 共済契約の発効日以前に発生していた傷病により、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したとき
- (5) 健康告知の条件付で共済契約した被共済者が、その傷病と因果関係のある病気が原因で、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したとき
- (6) 共済契約の発効日すでに身体障害状態にある場合、その障害による共済事由が発生したとき
- (7) 新生物（ガン）以外で条件付告知ありで共済契約した被共済者が、共済の発効日から3年以内に新生物（ガン）により死亡したとき

◎共済金が削減される場合

不慮の事故を除き、以下の場合は共済金額が削減されます。

- (1) 共済契約発効日より90日以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の20を支払います。
- (2) 共済契約発効日より180日以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の30を支払います。
- (3) 共済契約発効日より1年以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の50を支払います。
- (4) 共済契約発効日以前に発生していた傷病により、共済契約発効日より1年を超えて2年以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の50を支払います。
- (5) 地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、総代会の議決を経て共済金の分割払い、支払いの繰り延べ、または削減が行われことがあります。

◎生命保険料控除について

生命共済は所得税（生命保険料）控除の対象となります。

共済セット加入の重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

●この書面では、共済セット加入に関する重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

●ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレット等をご参照ください。なお、主な約款はご契約のしおりに掲載しておりますので、必要に応じてご参考ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
<共済セット加入の名称の使用について>

パンフレット等では、組合員の方がわかりやすい様に保険商品名称等を以下のとおり記載しています。

保険商品名称等	パンフレット等記載名称
類焼損害費用保険	類焼損害保障
個人賠償責任保険	個人賠償保障
借家人賠償責任保険	借家人賠償保障
支払限度額	最高保障額
保険料	掛金

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

この団体契約は、全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「交運共済」といいます。）が保険契約者となり、交運共済の組合員を加入対象者とする保険契約で、火災共済とセットでご加入いただけます。ご加入者がご負担される保険料については、交運共済がとりまとめ、交運共済からまとめて保険会社にお支払いいただくこととなります。

(2) 被保険者の範囲 **契約概要**

保険の種類によって保険の補償を受けられる方の範囲が異なります。

保険種類	被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲
類焼損害費用保険	類焼した住宅や家財の所有者
個人賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・加入組合員本人 ・加入組合員の配偶者 ・加入組合員またはその配偶者の同居の親族 ・加入組合員またはその配偶者の別居の未婚の子 ・上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者（親族に限ります。）も被保険者に含みます。
借家人賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・火災共済の目的の建物または家財を収容する建物の居住者 ・上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者（親族に限ります。）も被保険者に含みます。

(3) 補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

主なものを記載しています。詳細はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認いただくか、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

保険種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
類焼損害費用保険	火災共済の対象となる建物または家財から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合に類焼損害保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員または組合員と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意 ・煙損害または臭気付着の損害など
個人賠償責任保険	日常生活に起因する偶然な事故またはご加入の組合員本人が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことで、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任（ゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。） ・航空機、車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任など

借家人賠償責任保険	被保険者が借用する戸室が、被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により損壊したことによって、被保険者が借用戸室の貸主（家主）に対し、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。	・被保険者またはその者の法定代理人の故意に起因する賠償責任 ・被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任 など
借家人賠償責任保険「修理費用補償特約」	被保険者が借用する戸室が偶然な事故により損壊し、被保険者が賃貸借契約に基づいて自己のご負担で修理した場合の修理費用に対して保険金をお支払いします。	・被保険者、借用戸室の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 など

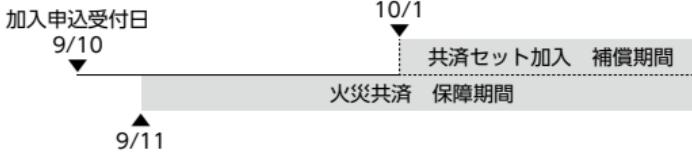
(4) 保険金額の設定 契約概要

お客様が実際に契約する保険金額については、パンフレット等でご確認ください。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

①この保険の保険期間は、7月1日から1年間です。保険期間の中途でご加入される場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日時までとなります。ご加入日については、お申込みをいただいた日の翌月1日午前0時からとなります。ただし、保険料をいただいていることが条件となります。共済セット加入の補償開始日と火災共済の保障開始日は異なりますのでご注意ください。

＜共済セット加入の補償期間の例＞



また、特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に継続されます。

保険種類	開始日時	終了日時
類焼損害費用保険	7月1日午前0時	6月30日午後12時
個人賠償責任保険	7月1日午前0時	
借家人賠償責任保険	(継続加入者の場合は、 7月1日午後4時)	7月1日午後4時

②共済セット加入の保険は火災共済とセットでご加入いただくことになっています。したがって、火災共済を解約される場合は、共済セット加入の保険も解約となります。

(6) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は保険種類、保険期間等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料はパンフレット等でご確認ください。

(7) 保険料の払込方法等 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、全額を一括して払い込む年払と12回に分けて払い込む月払があります。実際にご加入いただくお客様の保険料払込方法や交運共済における保険料のとりまとめ方法についてはパンフレット等でご確認ください。

(8) 満期返りい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返りい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（契約（加入）申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求める事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

＜類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険 共通＞

○他の同種の保険契約

＜類焼損害費用保険、借家人賠償責任保険＞

○火災共済の目的の所在地

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

この制度でお申込みいただく契約については保険期間（保険のご契約期間）が1年以内のため、クーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

3. ご加入後における留意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

ご加入後に告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共榮火災にご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では次の項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。

＜類焼損害費用保険、借家人賠償責任保険＞

○火災共済の目的の所在地

(2) 脱退時の返り金 **契約概要 注意喚起情報**

団体契約から脱退される場合は、パンフレット等に記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返り金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返り金等は下表のとおり補償されます。

対象の保険	補償割合
ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人）またはマンション管理組合である保険	100%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金）
	80%（上記以外の保険金および解約返り金など）

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびグループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・各種サービスのご案内のためには利用することができます（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することができます。詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

(3) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

下表の保険のご加入にあたっては、「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます。）、特約」が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注）1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

ご契約いただく補償の種類	補償の重複が生じる他の保険契約の例
類焼損害費用保険	火災保険などに付帯される類焼損害特約
個人賠償責任保険	傷害保険、火災保険などに付帯される個人賠償責任補償特約、日常生活賠償責任補償特約
借家人賠償責任保険	傷害保険、火災保険などに付帯される借家人賠償責任補償特約
借家人賠償責任保険 「修理費用補償特約」	傷害保険、火災保険などに付帯される修理費用補償特約

(4) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと

②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと

③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと

④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(5) ご加入の継続について

保険金請求状況によっては、保険期間終了後、継続してご加入できることや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(6) 事故が起こった場合

①事故が起こった場合は、ただちにパンフレット等に記載の連絡先までご連絡ください。

- なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。
- ②賠償事故にかかる示談交渉は必ず共栄火災とご相談いただきながらおすすめください。
- ③保険金のご請求にあたっては、共栄火災が求める損害または傷害の程度を証明する書類および保険金の支払時期を確定するための書類をご提出していただきます。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
- ④保険金請求権については、法律で定められた時効（3年）がありますのでご注意ください。
- (7) 賠償責任保険の保険金のお支払いについて

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被災者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被災者に対してその損害を賠償した場合、または被災者が承諾した場合に限られます。

<指定紛争解決機関> **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808** [ナビダイヤル通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15~午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■ご加入内容の確認事項 ～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客様のご希望を満たした内容となっていること、契約（加入）申込書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. ご加入内容が以下の点でお客様のご意向に合致しているか、よくご確認ください。

- 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
- 補償内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
- ご契約金額（保険金額）
- ご加入期間（保険期間）の範囲
- 保険料・お支払方法（払込方法）
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲

2. 契約（加入）申込書に記載された「氏名」「住所」等に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

■お申込いただいた後には…

●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください

《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いします。

— 共済セット加入のお問い合わせは —

〈取扱代理店〉 **株式会社ななほしサポート**

〒166-0012 東京都杉並区和田3-1-19 3F

TEL 03-5305-6730

〈引受保険会社〉 **共栄火災海上保険株式会社** 団体組織開発部 営業課

〒105-8604 東京都港区新橋1丁目18番6号

TEL 03-3504-2898

共済掛金の納入方法について

◎掛金の納入方法

共済掛金の納入方法は、月払い・半年払い・年払いの3方式で賃金控除・現金納入・郵便振替・自動口座引落により掛金のお支払いが可能です。

1. 月払い

共済掛金を12分割してお支払いいただきます。納入方法については「賃金控除」「自動口座引落」があります。

(1) 賃金控除：毎月の給与から1ヶ月分の共済掛金を控除してお支払いいただきます。

(2) 自動口座引落：ご指定の金融機関より毎月1ヶ月分の掛金を引落します。

※月払いの自動口座引落に限り引落手数料を月々の引落時に併せて徴収します。

2. 半年払い

共済掛金を年2回に分けてお支払いいただきます。納入方法については「賃金控除」「郵便振替」「自動口座引落」があります。

(1) 賃金控除：年2回給与から半年分の掛金を控除してお支払いいただきます。

(2) 郵便振込：年2回交運共済が発行する払込取扱票にて半年分の共済掛金を最寄りの郵便局よりお支払いいただきます。

(3) 自動口座引落：ご指定の金融機関より年2回半年分の共済掛金を引落します。

3. 年払い

共済掛金をまとめて年1回お支払いいただきます。納入方法については「賃金控除」「郵便振替」「自動口座引落」があります。

(1) 賃金控除：年1回給与から共済掛金を控除してお支払いいただきます。

(2) 郵便振込：年1回交運共済が発行する払込取扱票にて共済掛金を最寄りの郵便局よりお支払いいただきます。

(3) 自動口座引落：ご指定の金融機関より年1回共済掛金を引落します。

※賃金控除については、会社ごとに納入方法が異なります。

◎「月払い自動口座引落」の手続きについて

1. 「月払い自動口座引落」の特徴

火災・地震風水害・交通災害・生命・入院の各共済掛金を12分割して毎月口座引落によりお支払いしていただく方式です。

毎月6月引落～翌年5月の引落で1年分完納となります。

引落日は毎月20日（土休日の場合は翌営業日）です。

なお、契約期間（7月～翌年6月）の途中で、月払い→年払い、自振→郵振、等の払込方法の変更はできません。

2. 「月払い自動口座引落」をご利用できる方

現職者・退職者にかかわらずご利用できます。ただし、現職者で賃金控除が可能な方は賃金控除が優先されます。

3. 「月払い自動口座引落」の掛金額について

「月払い自動口座引落」の掛金額は各共済の月払い掛金額をお支払いいただきます。

4. 「月払い自動口座引落」をご利用にあたって必要な手続き

自動口座引落のご利用にあたり、引落口座の登録が必要となります。引落口座の登録をするために所定の用紙を金融機関へ提出する必要がありますので、最寄りの交運共済までご連絡ください。すでに引落口座の登録をされている場合は新たに登録する必要はありません。

（マイカー共済専用口座のみ登録がある場合は、追加登録が必要です。）

5. 「月払い自動口座引落」ご利用にあたって必要な手数料について

月払い自動口座引落の場合「年払い」「半年払い」よりも事務作業等が煩雑となり、システム経費等が多くかかることから「月払い自動口座引落」をご利用になる場合は、引落手数料を含めた「事務手数料」をご利用者に負担していただきます。

掛金にかかわらず、1回の引落につき定額の事務手数料を掛金額と併せて引落させていただきます。1回の引落手数料は引落金融機関により異なります。金額は以下の通りです。

ゆうちょ銀行	35円（年間総額 420円）
労働金庫	50円（年間総額 600円）
上記以外の金融機関	100円（年間総額 1,200円）

6. 「月払い自動口座引落」ご利用にあたって注意点

(1) 掛金引落ができなかった場合

口座の残高不足等により当該月の掛金引落ができなかった場合、翌月に再度引落させていただきます。この場合、当該月と翌月分の2ヶ月分を引落します。事務手数料についても2ヶ月分引落いたします。

(2) 引落口座、金融機関を変更する場合

引落口座、または金融機関を変更する場合、最寄りの交運共済へご連絡ください。あらためて口座設定を行います。

事務手数料は、口座設定を行った翌月から変更後の金融機関による金額となります。

(3) 契約期中に契約内容を変更する場合

契約期中に契約内容を変更した場合、変更後の事務処理が完了した翌月から変更後の契約内容に沿った引落金額となります。

変更の結果、不足金が発生した場合は、掛金に併せて不足分も引落いたします。

返還金が発生した場合は翌月以降の掛金に充当させていただきます。(満期までの掛金が完納となる場合はお返しします。)

(4) 契約期中に解約する場合

契約期中に解約した場合、解約の事務処理が完了した翌月から解約した共済の掛金引落を停止します。他に契約している共済があれば、引落金額が変更となります。解約の効力発効から事務処理完了まで時間がかかり、解約後の掛金を引落していた場合は引落金額を返還します。

7. 現職者で「月払い賃金控除」されている方が退職後「月払い自動口座引落」に切替する場合

あらかじめ退職する時期が判明している場合、事前に交運共済まで申し出ていただければ退職月以降から「月払い自動口座引落」に変更することができます。引落口座の登録がされていない場合は、切替に時間がかかる場合があります。

退職にあたり「月払い自動口座引落」に切替の申し出がない場合は、賃金控除できなかった月から満期までの掛金を一括でお納めいただきます。

ご契約（途中契約など）の扱いについて

◎契約期の途中から契約する場合について（「途中契約」）

通常契約開始となる7月1日以降に新規契約することを「途中契約」といいます。「途中契約」をご希望される場合は、共済担当者または交運共済までご連絡ください。

（注1）生命・入院共済は健康告知等により途中契約できない場合があります。

（注2）入院共済の途中契約は募集時期を限定（1月）させていただいているのでご注意ください。

各共済の契約条件等はパンフレットをご参照ください。

◎手続きに必要な書類等、契約発効日、掛金について

1. 契約申込書

「途中契約」される場合は、「途中契約申込書」に必要事項を記入・押印して、交運共済までご提出いただきます。

2. 契約発効日と契約期間

契約発効日は以下の通りです。

(1) 現金扱い：掛金をお支払いされた日の翌日午前0時

(2) 郵便払込扱い：郵便により提出された「途中契約申込書」の消印日の翌日午前0時

(3) 貸金控除扱い：貸金控除が行われた月の翌月1日の午前0時

なお、契約発効日を指定する場合は未来日に限ります。

契約期間は、契約発効日から、以下の日までです。

7月～12月に途中契約の場合：翌年6月末まで

1月～6月に途中契約の場合：同年6月末まで

※3保障（共済セット加入）は契約発効日が異なります。28頁を参照してください。

3. 掛 金

掛金は、契約発効日の属する月からお支払いいただきます。

※掛金額の詳細については、交運共済までおたずねください。

◎契約期間の途中で変更する場合について（「途中変更」）

すでにご契約されている契約を契約期間の途中で変更することができます。これを「途中変更」といいます。（ただし、生命共済・入院共済は途中変更できません。）

なお、火災共済と地震風水害共済にご契約されている場合、火災共済を変更することにより地震風水害共済の加入条件に不整合が生じる場合は、地震風水害共済も同時に変更していただきます。同様に地震風水害共済の変更が火災共済との付帯条件に不都合が生じる場合は、火災共済も同時に変更となります。

「途中変更」をされる場合は、所定の「変更届」に必要事項を記入・押印して共済担当者または交運共済までご提出してください。

なお、「途中変更」により掛金額に差額が発生する場合は、その差額の徴収または返還をさせていただきます。

◎契約期の途中で解約する場合について（「解約」）

すでにご契約されている契約を、契約期間の途中でいつでも将来に向かって任意に解約することができます。これを「解約」といいます。

なお、火災共済と地震風水害共済にご契約している場合、火災共済を解約すると地震風水害共済も同時に解約となります。

また、生命共済で本人契約と配偶者契約にご契約している場合、本人契約を解約すると配偶者契約も同時に解約となります。

「解約」をされる場合は、所定の「解約届」に必要事項を記入・押印して共済担当者または交運共済までご提出してください。

なお、「解約」によりお返しできる掛金がある場合は、その掛金をお返しいたします。

◎契約期間の途中で契約できない状況となった場合（「消滅」）について

すでにご契約している契約が契約期間の途中で契約できない状況になった場合、「消滅」の手続が必要となります。

（注1）火災共済と地震風水害共済にご契約している場合、火災共済と地震風水害共済は同

時に消滅となります。

(注2) 交通災害共済で契約されている同居の親族（子の配偶者、孫など）が契約期間の途中で別居となった場合、その親族の契約は満期まで有効です。

(注3) 生命共済で配偶者契約されていて、離婚した場合、配偶者契約は満期まで有効です。 「消滅」をされる場合は、所定の様式に必要事項を記入・押印して共済担当者または交運共済までご提出してください。

なお、「消滅」によりお返しできる掛金がある場合は、その掛金をお返しいたします。

◎ご契約内容等に関する届出のお願い

ご契約の契約内容に変更等が生じた場合は、必ず交運共済までご連絡ください。

(各共済共通)

住所、氏名に変更があったとき。

共済金請求となる事案が発生したとき。

(火災共済・地震風水害共済（自然災害共済）共通)

(1) 他の火災保険、火災共済等に加入したとき

(2) 建物の用途や構造を変更し、または解体・増改築するとき

(3) 共済の目的である建物を、引き続き30日以上空き屋もしくは無人とするとき

(4) 共済の目的を他に移転したとき

(5) 共済の目的が、加入できる建物または家財の範囲外となったとき

(交通災害共済)

(1) 他の交通災害保険、共済等に加入したとき

(2) 契約している被共済者（家族）が、被共済者の対象範囲外となったとき

(生命共済)

契約されている配偶者が、被共済者の対象範囲外となったとき

共済金のご請求について

共済金のご請求については、共済事由（共済金が支払われる事案・事故等のことです）が発生した場合、ただちに交運共済もしくは共済担当者までご連絡の上、請求願います。
※連絡先は本冊裏表紙をご覧ください。

共済金請求にあたり必要な書類

火災共済・地震風水害共済は基本的に“住宅災害認定人”が現地に赴き、被害状況を認定して、共済金額を決定しますが、被害状況・損害額が軽微な場合は現地認定を省略してご提出された書類により共済金額を決定することがあります。

◎火災共済

1. 「住宅災害・給付（見舞金）申請書兼請求書」
※交運共済からお送りします。
2. 「住宅災害事故認定報告書」
※住宅災害認定人が作成します。
3. 必要に応じて書類・写真など。
(見積書、罹災証明書、被災箇所の写真、その他住宅災害認定人が指定した書類)
※3保障（共済セット加入）は29頁をご参照ください。

◎地震風水害共済（自然災害共済）

1. 「住宅災害・給付（見舞金）申請書兼請求書」
※交運共済からお送りします。
2. 「住宅災害事故認定報告書」
※住宅災害認定人が作成します。
3. 必要に応じて書類・写真など。
(見積書、罹災証明書、被災箇所の写真、その他住宅災害認定人が指定した書類)
4. 盗難被害の場合は警察の「証明書」
※地震風水害共済と火災共済を同時に共済金請求する場合は、重複して書類提出する必要はありません。

◎交通災害共済

1. 「共済金支払請求書」
※交運共済からお送りします。
2. 「交通事故証明書」
3. 死亡の場合、「死亡診断書または死体検案書」
4. 入院・通院の場合は「治療証明書」
(交運共済専用の証明書でなくても共済金請求できる場合があります。)
5. 障害の場合は「障害診断書」
※交運共済とご相談の上、書類取得されますようお願いします。
6. その他、必要に応じて交運共済が指定する書類
(注) 交通事故証明書の取得ができず、特例措置として交通事故報告書を使用する場合は、入院・通院共済金額単価の減額と支払日数の最高限度が制限されます。

◎生命共済

1. 「共済金支払請求書」
※交運共済からお送りします。
2. 死亡の場合、「死亡診断書」または「死体検案書」
3. 障害の場合は「障害診断書」
※交運共済とご相談の上、書類取得されますようお願いします。

◎入院共済（引受団体：明治安田生命保険相互会社）

1. 「保険金・給付金請求書」
※交運共済からお送りします。
2. 入院の場合は「治療状況報告書」・入院期間が確認できる医療機関発行の領収書（コピー）または診断書コピー
3. 死亡の場合は「死亡証明書」または「死体検案書」
※加入日・増額日から入院は2年超、死亡は1年超の場合、指定用紙以外でも取扱可
4. 災害（不慮の事故）が原因の場合は、「受傷状況報告書」
5. 交通事故が原因の場合はこの他に「交通事故証明書」（コピー可）
6. その他、必要に応じて明治安田生命が指定する書類

目 次

【風水害等給付金付火災共済事業規約】

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条(通 則)	40
第2条(定 義)	40
第3条(事 業)	41

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

第4条(共済期間)	41
-----------------	----

第2節 共済契約の範囲

第5条(共済契約者の範囲)	41
第6条(被共済者の範囲)	41
第7条(共済の目的 建物)	41
第8条(共済の目的 家財)	42
第9条(共済金受取人)	42

第3節 共済契約の締結

第10条(共済契約内容の提示)	42
第11条(共済契約の申込み)	42
第12条(共済契約の申込みの撤回等)	43
第13条(共済契約の締結の単位)	43
第14条(共済金額の最高限度)	43
第15条(共済の目的の範囲)	43
第16条(共済契約申込みの諾否)	43
第17条(共済契約の成立および発効日)	44

第4節 共済契約の更新

第18条(共済契約の更新)	44
---------------------	----

第5節 共済掛金の払込み

第19条(共済掛金の払込み)	45
第20条(共済掛金の払込場所)	45
第21条(共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱)	45
第22条(共済掛金の払込猶予期間)	45

第6節 共済金の請求および支払い

第23条(共済金額)	45
第24条(共済金の種類)	46
第25条(火災等共済金)	46
第26条(風水害等共済金)	46
第27条(臨時費用共済金)	47
第28条(水管凍結修理費用共済金)	47
第29条(バルコニー等修繕費用共済金)	47
第30条(漏水見舞費用共済金)	47
第31条(付属建物等風水害共済金)	48
第32条(共済金の請求)	48
第33条(事故発生のときの義務および義務違反)	48
第34条(共済金等の支払いおよび支払場所)	48
第35条(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	49
第36条(質入れをする場合)	49
第37条(残存物の権利の帰属)	49
第38条(代 位)	49

第7節 共済契約の終了

第39条（詐欺等による共済契約の取消し）	50
第40条（共済金の不法取得目的による無効）	50
第41条（共済契約の無効）	50
第42条（共済契約の失効）	50
第43条（共済契約の解約）	50
第44条（重大事由による共済契約の解除）	50
第45条（告知義務による共済契約の解除）	51
第46条（通知義務による共済契約の解除）	51
第47条（共済契約の消滅）	51
第48条（取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い）	52
第49条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）	52
第50条（消滅の場合の未払込共済掛金の精算）	52

第8節 付帯される自然災害共済との関係

第51条（付帯される自然災害共済との関係）	52
-----------------------	----

第9節 共済契約の変更

第52条（共済契約による権利義務の承継）	52
第53条（氏名または住所の変更）	52
第54条（通知義務）	52
第55条（共済契約の中途変更）	53
第56条（共済掛金の返戻または追徴）	53

第10節 他の契約がある場合

第57条（他の契約がある場合）	53
-----------------	----

第11節 共済金支払い後の共済金額

第58条（共済金支払い後の共済金額）	54
--------------------	----

第12節 共済金を支払わない場合

第59条（共済金を支払わない場合）	54
-------------------	----

第3章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

第60条（業務の委託）	55
-------------	----

第2節 異議の申立ておよび審査委員会

第61条（異議の申立ておよび審査委員会）	55
----------------------	----

第3節 再共済の授受

第62条（再共済）	55
-----------	----

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

第63条（共済掛金の額）	55
第64条（責任準備金の額）	55
第65条（解約返戻金等の額）	55
第66条（未収共済掛金の額）	55
第67条（支払備金および責任準備金の積立て）	55

第5節 共済契約上の紛争の処理

第68条（管轄裁判所）	55
-------------	----

第6節 規約の変更

第69条（規約の変更）	55
-------------	----

第7節 雜 則

第70条（時効）	55
第71条（細則）	56
第72条（定めのない事項の取扱い）	56

火
災
共
済

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

第73条（掛金口座振替特則の適用）	56
第74条（掛金口座振替特則の締結）	56
第75条（共済掛金の払込み）	56
第76条（口座振替不能の場合の扱い）	56
第77条（指定口座の変更等）	56
第78条（掛金口座振替特則の消滅）	57
第79条（振替日の変更）	57
附 則	57
別紙第1 共済掛金額算出方法書	(省略)
別紙第2 責任準備金額算出方法書	(省略)
別紙第3 解約返戻金額等算出方法書	(省略)
別紙第4 未収共済掛金額算出方法書	(省略)
別表第1 火災等の定義	(省略)
別表第2 共済の目的の範囲	(省略)

【風水害等給付金付火災共済事業細則】

第1条（総 則）	59
第2条（共済掛金の払込方法ごとの掛金額）	59
第3条（途中契約の発効日）	59
第4条（途中契約1口あたりの共済掛金額）	59
第5条（共済契約の共済金額の最高限度）	59
第6条（共済の目的 建物）	59
第7条（日本国内の定義）	60
第8条（火災等の焼破損割合による共済金の支払い）	60
第9条（建築中の建物の基準）	60
第10条（新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準）	60
第11条（共済契約申込み時の提出書類）	60
第12条（追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日）	60
第13条（風水害等の損害の程度による給付区分）	60
第14条（費用共済金の支払い）	61
第15条（同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結単位）	61
第16条（借家等）	61
第17条（共済掛金の不足および過納の扱い）	61
第18条（免責の額）	61
第19条（不足共済掛金未納中の共済金支払いの扱い）	61
第20条（認定の特例）	61
第21条（共済掛金の払込猶予期間）	61
第22条（共済掛金の払込猶予期間の特例）	62
第23条（共済掛金の払込猶予期間の失効）	62
第24条（災害見舞金の特例）	62
第25条（給付区分が重複した場合の取扱い）	62
第26条（各共済金請求の提出書類）	62
第27条（必要な調査期間を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い）	63
第28条（共済契約の解約手続き）	63
第29条（空家の取扱い）	63
第30条（耐火構造および木造の定義）	63
第31条（建物構造区分の誤りの場合の取扱い）	63
第32条（損害の額および損害の程度の認定）	64
第33条（建設中の建物の共済金額等）	64
第34条（業務の委託）	64
第35条（共済契約申込みの審査）	64
第36条（質権設定、消滅および手続き）	64
第37条（解約返戻金の額）	64
第38条（細則の変更）	64
第39条（改廃）	65
附 則	65
別 表「都道府県別加入基準表」	(省略)
風水害等給付金付火災共済審査基準	(省略)

全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

風水害等給付金付火災共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第69条（事業の品目等）第2号に掲げる事業を実施する。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号の用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この組合と共に共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- (3) 「共済事故」とは、共済金等が支払われる事由をいう。
- (4) 「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発効日または更新日に応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に応する日をいう。
- (5) 「変更承諾日」とは、共済契約者が共済契約の中途変更の申し出をした日の翌日、または変更の申し出をした日の翌日以後の共済契約者が指定する任意の日をいう。
- (6) 「火災等」とは、別表第1「火災等の定義」に規定するものをいう。
- (7) 「給排水設備」とは、水道管、排水管、給水タンク、トイレの水洗用設備、浄化槽、スプリンクラー設備・装置等の給水・排水を主要の用途にもつ建物、地面または地中に固定された設備をいう。ただし、洗濯機、浴槽、食洗器等給水・排水の機能はもつもののその装置内に主として水を貯め活用する設備（以下「洗濯機・浴槽等設備」という。）を除く。
- (8) 「風水害等」とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪もしくは降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいう。
- (9) 「損壊」とは、壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれをいう。
- (10) 「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く。）をこえる浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう。）から45cmをこえる浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含む。
- (11) 「地震等」とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいう。
- (12) 「建物」とは、土地に定着して建設され、壁、床および屋根を有するものをいう。
- (13) 「住宅」とは、日常の生活を営む住居として使用するための建物をいい、「併用住宅」とは住宅と事務所・店舗・工場・作業場その他これらに類するもの（以下「事務所・店舗等部分」という。）を兼ねる建物をいう。
- (14) 「区分所有建物」とは、分譲マンションなど1棟の建物で、構造上区分された数個の部分で、独立して住居等の用に供され、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）にもとづき、各部分が所有されているものをいう。
- (15) 「専有部分」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第2条第3項に定めるものをいい、「共用部分」とは同法同条第4項に定めるものをいう。また、「専用使用権付共用部分」とは、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分をいう。
- (16) 「共同住宅」とは、1棟の建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある建物をいう。
- (17) 「従物」とは、建物と機能的に一体となった畳、建具その他これらに類するものをいう。
- (18) 「付属設備」とは、建物と接続し、または機能的に一体となった電気設備、ガス設備、冷暖房設備、厨房設備、給排水設備、浴槽設備その他これらに類するものをいう。
- (19) 「付属工作物」とは、建物敷地内の門、塀・垣（生垣および擁壁の類を除く。）、カーポ

- ポートその他これらに類する工作物をいう。
- (20)「付属建物」とは、建物敷地内の物置、納屋、車庫およびこれらに類するもので、建物に接しないもの、または建物に接し、かつ、建物とは独立した構造を有するものをいう。
- (21)「家財」とは、日常の生活に使用する家具、衣類、その他の日常生活を営んでいくために必要なものをいう。
- (22)「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- (23)「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。
- (24)「他の契約等」とは、この共済契約の全部または一部と支払責任を同じくする他の共済契約または保険契約をいう。
- (25)「再取得価額」とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再築もしくは再取得、または共済の目的を修復するために要する額をいう。
- (26)「共済契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (27)「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。
- (28)「特則」とは、基本契約に規定されている内容と異なる要件を付帯することができるものをいう。
- (29)「返戻金」とは、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金をいう。
- (30)「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」とは、つぎの算出方法書を総称したものをいう。
- ア 別紙第1「共済掛金額算出方法書」
イ 別紙第2「責任準備金額算出方法書」
ウ 別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」
エ 別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」
- (31)「細則」とは、この事業の実施のための手続その他、事業の執行について必要な事項を定めたもので、この組合の理事会の議決によるものをいう。
- (32)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。
- (33)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。

(事業)

- 第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的につき、共済期間中に生じたつぎの各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行う。
- (1) 火災等による損害
 - (2) 風水害等による損害
 - (3) 第1号または第2号の損害により生じた見舞金の費用支出

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

(共済期間)

- 第4条 共済契約の共済期間は、第17条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日または第18条（共済契約の更新）に規定する更新日から1年とする。ただし、この組合が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年未満とすることができる。

- 2 前項ただし書きにおける共済契約の満了日は、第17条（共済契約の成立および効力日）第1項第1号に規定する統一開始日の前日までとする。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

- 第5条 この組合は、組合員以外の者と共済契約を締結しないものとする。

(被共済者の範囲)

- 第6条 被共済者は、共済契約者とする。

(共済の目的 建物)

- 第7条 共済の目的とすることのできる建物は、つぎの各号のすべてをみたす建物とする。この場合の建物とは、その建物が区分所有建物の場合には、専有部分とし、共用部分（共済契約関係者がもっぱら使用または管理する専用使用権付共用部分を除く。）は含まない。
- (1) 日本国内の建物

- (2) 共済契約関係者が所有する建物。
- (3) 住宅または併用住宅。ただし、併用住宅の場合には、つぎに規定する部分に限る。
- ア 事務所・店舗等部分の面積が居住施設の延面積の3分の1以内で、かつ、5坪以内のものは、その併用住宅の全体
 - イ アに規定する併用住宅に該当しないときで、かつ、共済契約関係者がその併用住宅に居住しているときには、共済契約関係者がもっぱら居住している部分
- (4) 人が居住している建物
- 2 前項第4号の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、つぎの各号のいずれかに該当する建物は、あらかじめその旨をこの組合に申し込み、この組合が承諾した場合には、共済の目的とすることができます。
- (1) この組合が細則で定める基準による建築中の建物であって、申込みの日において、建物完成後30日（ただし、この組合が細則で定めるものに限り1年）以内に入居することが明確になっている建物
 - (2) 申込みの日において、共済契約の効力日または変更承諾日から起算して30日（ただし、この組合が細則で定めるものに限り1年）以内に入居することが明確になっている建物
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、第54条（通知義務）第2項の規定にもとづいて、この組合が共済契約の継続を承諾した場合には、共済の目的とすることができます。
- (共済の目的 家財)**
- 第8条 共済の目的とすることのできる家財は、つぎの各号のすべてをみたす家財とする。
- (1) 共済契約関係者が居住する日本国内の建物（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室をいう。）内に収容されている家財。ただし、その建物が併用住宅の場合、または、その建物に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容されている家財に限る。
 - (2) 共済契約関係者が所有する家財
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第2項および第3項に規定する建物内に収容されている家財は、あらかじめその旨をこの組合に申し込み、この組合が承諾した場合には、共済の目的とすることができます。
- (共済金受取人)**
- 第9条 共済金受取人は、共済契約者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、共済契約者の相続人とする。
- 3 前項の場合において、共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代表する。
- ### 第3節 共済契約の締結
- (共済契約内容の提示)**
- 第10条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）により契約する。
- 2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。
- (共済契約の申込み)**
- 第11条 共済契約申込者は、共済契約申込書につきの各号の事項を記載し、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。
- (1) 共済金額または口数
 - (2) 共済掛金額
 - (3) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
 - (4) 共済の目的の所在地
 - (5) 共済掛金の払込方法および払込場所
 - (6) 共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物構造区分、共済目的区分、建物用途、所有および占有等
 - (7) 同居する共済契約関係者の人数（以下「同居家族数」という。）
 - (8) 他の契約等の有無
 - (9) その他この組合が必要と認めた事項
- 2 前項の場合にあっては、共済契約申込者は、共済金の支払事由の発生の可能性（以下「危険」という。）に關係のある重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって、この組合が告知を求めた事項（以下「質問事項」という。）について、事実を正確に告げなければならない。
- 3 共済契約申込者は、第1項に規定するものほか細則で定める基準により、この組合の指定する書類を提出しなければならない。

(共済契約の申込みの撤回等)

第12条 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）は、前条の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。この場合には、当該申込みのすべてについて申込みの撤回等をしなければならない。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につきの各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

（1）申込日

（2）共済契約者等の氏名および住所

3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

(共済契約の締結の単位)

第13条 共済契約は、第7条（共済の目的 建物）の規定により「共済の目的とすることのできる建物1棟」（その建物が区分所有建物である場合には、専有部分とする。以下同じ。）、または第8条（共済の目的 家財）の規定により「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室とする。以下同じ。）ごとに締結する。

2 前項の「共済の目的とすることのできる建物1棟」が第7条（共済の目的 建物）第1項第3号ただし書に規定する併用住宅に該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。また、前項の「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」が併用住宅に該当する場合、または、その建物1棟に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。

(共済金額の最高限度)

第14条 同一の建物および当該建物内に収容されている家財を共済の目的とする共済契約の目的口数の最高限度は600口、共済金額の最高限度は6,000万円とする。ただし、建物および家財のそれぞれの最高限度は次にさだめる額とする。

（1）建物を共済の目的とする共済契約の共済契約口数の最高限度は400口、共済金額の最高限度は4,000万円とする。

（2）家財を共済の目的とする共済契約の共済契約口数の最高限度は200口、共済金額の最高限度は2,000万円とする。

2 風水害等の損害が生じた場合に支払う損壊（全流失）共済金の最高限度額は、つぎに定める額とする。

（1）同一の建物および当該建物内に収容されている家財を共済の目的とする場合。

450万円

3 風水害等の損害が生じた場合に支払う床上浸水共済金の最高限度額は、つぎに定める額とする。

（1）同一の建物および当該建物内に収容されている家財を共済の目的とする場合。

180万円

4 前各項に規定する共済金額にもとづく建物および家財の損害程度の認定は、別に定める「住宅災害損害認定基準」または「自然災害認定基準」により行う。

5 この組合は、前各項の規定にかかわらず、風水害等給付金付火災共済事業細則（以下「細則」という。）の定めるところにより、共済契約の目的たる建物または共済の目的たる家財を収容する建物の構造、用途、または立地条件等に応じて当該共済契約の共済契約口数および共済金額の最高限度を制限することができる。

(共済の目的の範囲)

第15条 共済の目的の範囲は、別表第2「共済の目的の範囲」に規定し、共済金の種類ごとに、共済の目的である建物および共済の目的である家財の範囲を記載するものとする。

(共済契約申込みの諾否)

第16条 この組合は、第11条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この組合は、前項の申込みの諾否を決定するにあたり必要と認めた場合には、共済の目的となるべき物についてその構造、用途および周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができる。

3 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付をもって行う。

4 前項に規定する共済契約証書には、つきの各号の事項を記載するものとする。

（1）共済契約者の氏名および生年月日

（2）保障内容および共済金額

- (3) 発効日
- (4) 満期日
- (5) 共済掛金額および共済掛金の払込方法
- (6) 組合員番号
- (7) 共済契約証書作成年月日
- (8) 質権設定の有無
- (9) 物件番号（枝番号）
- (10) 共済の目的の所在地
- (11) 別棟区分
- (12) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の延面積、建物構造区分、共済目的区分、建物用途、所有および占有等
- (13) 同居家族数
- (14) 通知義務内容

（共済契約の成立および発効日）

第17条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、つぎの各号のいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

- (1) 共済期間を1年とする契約の場合で、この組合が定める統一契約期間の開始日（7月1日午前零時より契約を開始する日、以下「統一開始日」という。）の前日までに初回掛金を受け取ったときは、統一開始日とする。
- (2) 規約第4条（共済期間）第1項に定める共済期間が1年未満（以下「途中契約」という。）の場合は、共済契約者等は初回掛金を途中契約の開始日の前日または、この組合が定めた日までに、この組合に払い込まなければならない。
- 2 前項第1号の「統一開始日」、および第2号「途中契約の開始日」をそれぞれ共済契約の発効日とする。
- 3 この組合は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回掛金に充当する。
- 4 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

（共済契約の更新）

第18条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」という。）に更新する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には、共済契約の更新はできず、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合には、この組合は、共済契約の更新を拒むことができる。

- (1) 共済契約の更新日において、共済の目的である建物が、第7条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第8条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。
 - (2) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - (3) 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - (4) この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この組合は規約または細則の改正があったときは、共済契約の更新日における改正後の規約または細則による内容への変更を行い、共済契約を更新する。

- 4 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この組合所定の書類につきの事項を記載し、署名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの組合に提出しなければならない。
- (1) 共済金額または口数
 - (2) 共済掛金額
 - (3) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
 - (4) 共済の目的の所在地
 - (5) 共済掛金の払込方法および払込場所
 - (6) 共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物構造区分、共済目的区分、建物用途、所有および占有等
 - (7) 同居家族数
 - (8) 他の契約等の有無
 - (9) その他この組合が必要と認めた事項

- 5 前項の場合にあっては、共済契約者は、質問事項について、事実を正確に告げなければならぬ。
- 6 共済契約者は、第4項に規定するものほか細則で定める基準により、この組合の指定する書類を提出しなければならない。
- 7 この組合は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。
- 8 第1項から第7項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。
- 9 更新契約の初回掛金は、共済契約更新日の前日までに払い込まなければならない。
- 10 前項の規定にかかわらず、第21条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）に規定する口座振替特則を付帯した場合および賃金控除扱の場合は、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の更新日から2ヶ月間とすることができる。
- 11 第9項および第10項に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
- 12 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかつるものとする。
- (1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - (2) 第10項および第11項に規定する払込猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかつたとき。
- 13 この組合は、第1項から第11項までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第2項にもとづき更新ができない場合および第7項にもとづきこの組合が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

(共済掛金の払込み)

- 第19条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条（共済期間）第1項ただし書の規定により、共済期間が1年未満であるときの共済掛金の払込方法については、月払いまたは一括払とする。
- 3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法ごとの発効日または更新日の各応当日（以下「払込方法別応当日」という。）の前日（以下「払込期日」という。）まで払い込まなければならない。
- 4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。
- 5 この組合は、第3項の規定にかかわらず、共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」という。）までとすることができます。

(共済掛金の払込場所)

- 第20条 共済契約者は、この組合の事務所またはこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならぬ。

(共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱)

- 第21条 共済契約者は、当該共済契約の共済掛金をこの組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」という。）ができる。または賃金控除（労働基準法第24条協定）により払い込むこと（以下「賃金控除扱」という。）ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

- 第22条 この組合は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から2ヶ月間の払込猶予期間を設ける。
- 2 前項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

第6節 共済金および共済金の支払い

(共済金額)

- 第23条 1口あたりの共済金額は、10万円とする。
- 2 共済契約者は、第14条（共済金額の最高限度）第1項1号および2号の最高限度を上限として、この組合が細則で定める建物の標準的な加入額および家財の標準的な加入額（以下「標準加入額」という。）の範囲内で、共済金額を設定できる。ただし、共済契約者等から共済金額設定の根拠の提示があり、この組合がこれを認めた場合には、第14条（共済金額の最高限度）第1項1号および2号の最高限度を上限として、標準加入額をこえて共済金額を設定することができる。
- 3 同一の共済の目的につき、契約を分割して締結する場合には、分割されたすべての契約の共済金額の合計額が、第14条（共済金額の最高限度）第1項1号、2号および同条第2項に規定する額をこえない範囲で共済金額を設定することができる。

(共済金の種類)

第24条 この組合が支払う損害共済金の種類は、つぎの各号のとおりとする。

(1) 火災等共済金

(2) 風水害等共済金

2 この組合が支払う費用共済金の種類は、つぎの1号から4号とし、特別共済金は5号とする。ただし、第3号および第4号の費用共済金は、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が細則で定める耐火構造の建物の場合に限り支払う。

(1) 臨時費用共済金

(2) 水道管凍結修理費用共済金

(3) バルコニー等修繕費用共済金

(4) 漏水見舞費用共済金

(5) 付属建物等風水害共済金

3 同一の共済の目的につき、分割された契約がある場合には、分割されたすべての契約の契約共済金額を合算し、共済の目的である建物または共済の目的である家財ごとに契約されたものとして第1項および第2項の共済金を算出する。

4 第2項に規定する費用共済金および特別共済金は、第1項に規定する損害共済金と合計して、その合計額が第1項に規定する損害共済金額をこえる場合でも支払う。

(火災等共済金)

第25条 この組合は、共済の目的につき、共済期間中に発生した火災等により損害（消防または避難に必要な処置を含む。以下同じ。）が生じた場合には、火災等共済金を支払う。

2 前項の規定により支払う火災等共済金の額は、共済金額を限度として、共済の目的につき、火災等により生じた損害の額に相当する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

3 第1項の場合において、共済の目的である建物について、70パーセント以上の損壊または焼失（以下「全焼」という。）となるときは、第2項の規定にかかわらず建物の共済金額を支払う。

4 前項の規定により建物の共済金額を支払う場合、または共済の目的である家財を収容する建物が全焼となる場合において、共済の目的である家財が細則で定める基準により全焼に相当すると認められるときは、第2項の規定にかかわらず家財の共済金額を支払う。

5 付属工作物に火災等によって損害が生じた場合の共済金の額は共済金額の20パーセントまたは実際の損害額のいずれか少ない額とする。ただし、この場合においても建物および家財の共済金の額を含む共済金の合計額は、共済契約の共済金額を限度とする。

6 第1項から第3項までおよび第5項の規定により支払う建物の火災等共済金の額は、1回の共済事故につき、建物の共済金額を限度とする。

7 第1項、第2項および第4項の規定により支払う家財の火災等共済金の額は、1回の共済事故につき、家財の共済金額を限度とする。

8 第3項に規定する共済の目的である建物または第4項に規定する共済の目的である家財を収容する建物が全焼となる場合の損壊または焼失の率の算出は、第15条（共済の目的の範囲）の規定にかかわらず、建物および従物により行う。

9 第2項の損害の額および前項の損壊または焼失の率の算出は、細則で定める基準により行う。

(風水害等共済金)

第26条 この組合は、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物につき、共済期間中に風水害等により損害が生じ、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、風水害等共済金を支払う。

(1) 当該建物の損害の額が3万円をこえる場合。ただし、浸水による損害および建物外部の損害を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による建物内部のみの損害を除く。

(2) 当該建物が床上浸水をこうむった場合

2 前項の規定により支払う風水害等共済金の額は、建物および家財の共済金額の合計額に、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度に応じて、つぎの各号の割合を乗じて得た額に相当する額とする。

損害の程度	共済金額に乘ずる割合
(1) 建物の70%以上を損壊した場合は流失した場合。損害の程度はそれにみたないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含む。	30%
(2) 建物の20%以上70%未満を損壊した場合	15%
(3) 建物の損壊による損害の額が100万円以上の場合	3%
(4) 建物の損壊による損害の額が50万円以上100万円未満の場合	2%
(5) 建物の損壊による損害の額が20万円以上50万円未満の場合	1%
(6) 建物の損壊による損害の額が3万円以上20万円未満の場合	0.2%
(7) 床上浸水	

浸水高および損害額	150cm以上	15%
	100~150cm未満	10%
	50~100cm未満	7%
	30~50cm未満	5%
	損害額3万円以上	
	浸水30cm未満	3%

(8) その他この組合が、第1号から第7号までと同程度の損害に相当すると認める場合

第1号から第7号までに相当する割合

- 3 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。
- 4 前項第1号および第2号の損壊または流失の率の算出は、第15条（共済の目的の範囲）の規定にかかわらず、建物および財物により行う。
- 5 共済の目的につき風水害等によって損害が生じた場合、第2項の共済金額を、それぞれつぎの各号の額に読み替えて、同項の規定を適用する。
- (1) 共済の目的が建物および家財の両方であり、かつ、共済金額が1,500万円をこえるとき 1,500万円
- (2) 共済の目的が建物のみであり、かつ、共済金額が1,000万円をこえるとき 1,000万円
- (3) 共済の目的が家財のみであり、かつ、共済金額が500万円をこえるとき 500万円
- 6 共済の目的につき風水害等による床上浸水によって損害が生じた場合、第2項の共済金額を、それぞれつぎの各号の額に読み替えて、同項の規定を適用する。
- (1) 共済の目的が建物および家財の両方であり、かつ、共済金額が1,200万円をこえるとき 1,200万円
- (2) 共済の目的が建物のみであり、かつ、共済金額が800万円をこえるとき 800万円
- (3) 共済の目的が家財のみであり、かつ、共済金額が400万円をこえるとき 400万円
- 7 第2項により算出した風水害等共済金は、共済の目的ごとに、共済金額の割合により支払うものとする。
- 8 第2項の損害の程度の認定は、細則で定める基準により行う。
- 9 第2項各号の損害が重複する場合には、共済金額に乘ずる割合がもっとも高い損害の程度に応じて風水害等共済金を支払う。
- 10 異なる複数の風水害等により、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害があった場合で、損害を修復していないときは1回の共済事故とみなし、最終的な損害の程度にもとづき共済金を支払う。

(臨時費用共済金)

第27条 この組合は、第24条（共済金の種類）第1項第1号の共済金が支払われる場合には、臨時費用共済金を支払う。

2 前項の規定により支払う臨時費用共済金の額は、火災等共済金の額の10パーセントに相当する額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに200万円を限度とする。

(水道管凍結修理費用共済金)

第28条 この組合は、共済の目的である専用水道管または水管もしくはこれらに類するものに、共済期間中に発生した凍結により損壊（パッキングのみに生じた損壊を除く。）が生じ、かつ、その損壊についての修理費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合には、水道管凍結修理費用共済金を支払う。ただし、水道管凍結修理費用共済金を支払うのは、建物および家財の共済金額の合計額が500万円以上である場合に限る。

2 前項の規定により支払う水道管凍結修理費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で修理を行った額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに10万円を限度とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第1項の損壊に起因して第25条（火災等共済金）に規定する火災等共済金が支払われる場合には、水道管凍結修理費用共済金を支払わない。

(バルコニー等修繕費用共済金)

第29条 この組合は、共済の目的である建物のうち専用使用権付共用部分に、共済期間中に発生した火災等により損害が生じ、かつ、その損害につき共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約にもとづく修繕費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合には、バルコニー等修繕費用共済金を支払う。ただし、バルコニー等修繕費用共済金を支払うのは、共済契約関係者に修繕の義務が生じた場合で、かつ、建物および家財の共済金額の合計額が500万円以上である場合に限る。

2 前項の規定により支払うバルコニー等修繕費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに30万円または共済金額のうちいすれか小さい額を限度とする。

(漏水見舞費用共済金)

第30条 この組合は、共済期間中に共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物から発生した事故（火災、破裂および爆発を除く。）により第三者（共済契約関係者以外の者をいう。以下、この条において同じ）の所有物に水ぬれ損害が生じ、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合に

は、漏水見舞費用共済金を支払う。ただし、漏水見舞費用共済金を支払うのは、建物および家財の共済金額の合計額が500万円以上である場合に限る。

- 2 前項の規定により支払う漏水見舞費用共済金の額は、第三者1人（2人以上の第三者が同居の親族の関係に該当する場合には、それらの世帯主を第三者1人とする。）あたり15万円を限度として、共済契約関係者が現実に自己の費用で第三者に支払った額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに50万円または共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額を限度とする。

(付属建物等風水害共済金)

第31条 この組合は、共済の目的である建物のうち付属建物または付属工作物に、共済期間中に風水害等により損害が生じ、かつ、その損害の額が10万円をこえる場合には、付属建物等風水害共済金を支払う。ただし、付属建物等風水害共済金を支払うのは、建物および家財の共済金額の合計額が500万円以上である場合に限る。

- 2 前項の規定により支払う付属建物等風水害共済金の額は、1回の共済事故につき、1世帯ごとに2万円とする。

3 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

4 第1項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行う。

5 異なる複数の風水害等により、共済の目的である建物のうち付属建物および付属工作物に損害があった場合で、損害を修復していないときは1回の共済事故とみなし、最終的な損害の額にもとづき共済金を支払う。

(共済金の請求)

第32条 この組合に対する共済金の請求権は、共済事故が生じたときから発生し、これを行使することができるものとする。

- 2 共済金受取人は細則で定める書類を提出することによりこの組合に共済金を請求するものとする。

3 この組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済金受取人に対して、前項に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出、またはこの組合が行う調査への協力を求めることができる。この場合において、共済金受取人は、この組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。

4 共済金受取人が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、または第2項もしくは第3項の書類に事実でないこともしくは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、この組合は、それによってこの組合がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

(事故発生のときの義務および義務違反)

第33条 共済契約関係者は、事故が発生したことを知ったときは、つぎの各号の事項を履行しなければならない。

(1) 損害の発生およびその拡大の防止につとめること。

(2) つぎの事項を遅滞なく、この組合に通知すること。

ア 事故発生の状況

イ 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含む。）

(3) 第三者に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償を含む。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。

(4) 第1号から第3号までのほか、この組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること。

(5) 共済の目的について損害が生じたことを知った場合には、この組合が行うつぎの事項に協力すること。

ア 損害が生じた共済の目的またはその敷地内を調査すること。

イ 共済契約関係者の所有物の全部もしくは一部を調査することまたはそれらを移転すること。

2 共済契約関係者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合には、この組合は、つぎの各号の金額を差し引いて共済金を支払う。

(1) 前項第1号に違反したときは、発生およびその拡大を防止することができたと認められる損害の額

(2) 前項第2号、第4号および第5号に違反したときは、そのことによりこの組合がこうむった損害の額

(3) 前項第3号に違反したときは、第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額

3 共済契約関係者が、第1項第4号の書類に故意に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、この組合は、それによりこの組合がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

(共済金等の支払いおよび支払場所)

第34条 この組合は、第32条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類が

すべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- (1) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき 180日
 - (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき 180日
 - (3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき 90日
 - (4) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき 60日
 - (5) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合にその状況を調査する必要があるとき 360日
 - (6) 第1号から第5号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき 90日
- 2 この組合が必要な調査を行うにあたり、共済契約関係者が正当な理由がないのに当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかつた場合を含む。）には、これにより当該調査が遅延した期間について、前項に規定する期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。
- 3 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）

第35条 この組合は、第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う（以下「共済金の差額支払い」という。）ことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければならない。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがなされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

（質入れをする場合）

第36条 共済金を請求する権利を質入れする場合には、この組合の承諾を受けるものとする。

（残存物の権利の帰属）

第37条 この組合が共済金を支払った場合でも、共済の目的の残存物について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権は、この組合がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、この組合に移転しない。

（代位）

第38条 損害が生じたことにより共済金受取人が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含む。）を取得した場合において、この組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権はこの組合に移転する。ただし、移転するにはつぎの各号のいずれかの額を限度とする。

- (1) この組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合

　　共済金受取人が取得した債権の全額

- (2) 前号以外の場合

　　共済金受取人が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、この組合に移転せずに共済金受取人が引き続き有する債権は、この組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。

3 共済金受取人は、この組合が取得する第1項の債権または第2項の債権の保全および行使ならびにそのためにこの組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければならない。この場合において、この組合に協力するために必要な費用は、この組合の負担とする。

第7節 共済契約の終了

(詐欺等による共済契約の取消し)

第39条 この組合は、共済契約者の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行う。
- 3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済受取人等」という。）に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(共済金の不法取得目的による無効)

第40条 この組合は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

(共済契約の無効)

第41条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約全部または一部を無効とする。

- (1) 共済契約の発効日または更新日において共済の目的である建物が、第7条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外であるとき、または共済の目的である家財が、第8条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外であるときは、その範囲外となる部分に対応する共済契約。
 - (2) 共済契約の発効日において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき。
 - (3) 共済金額が、第14条（共済金額の最高限度）第1項および第23条（共済金額）第2項に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約。
 - (4) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき。
- 2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。
 - 3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求することができる。

(共済契約の失効)

第42条 第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日にさかのぼり効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。

- 2 前項の場合において、払込掛金は返還しない。

(共済契約の解約)

第43条 共済契約者は、細則に定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。ただし、共済金請求権のうえに質権が設定されている場合において、この解約権は、質権者の同意を得た後でなければ行使できない。

- 2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の日を記載する。
- 3 解約の効力は、前項の解約の日、またはその書面がこの組合に到達した日のいずれか遅い日の翌午前零時から生じる。

(重大事由による共済契約の解除)

第44条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - (2) 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - (3) 第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生のちになされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。
 - 3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。
 - 4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人

以上あるときは、この組合が共済金受取人等1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(告知義務による共済契約の解除)

第45条 共済契約者が、共済契約締結または第18条（共済契約の更新）第4項から第7項までの規定による更新もしくは第55条（共済契約の中途変更）第1項から第4項までの規定による変更の当時（以下、この条において「共済契約締結時」という。）、故意または重大な過失により質問事項について、事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げた場合には、この組合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約締結時において、この組合が前項の事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったときには、共済契約を解除することができない。
 3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生のちにされたときであっても、この組合は、解除の原因となった事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。

4 第1項の規定による解除権は、つきの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

- (1) この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1ヶ月間行使しなかったとき。
- (2) 共済契約締結時から5年が経過したとき。

5 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

6 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知ができない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(通知義務による共済契約の解除)

第46条 第54条（通知義務）第1項各号（第1号、第5号および第8号を除く）の事実の発生により危険増加（質問事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金がその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態にあることをいう。）が生じた場合において、共済契約者が故意または重大な過失により同項の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときは、この組合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

2 前項の規定による解除権は、つきの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

- (1) この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1ヶ月間行使しなかったとき。
- (2) 危険増加が生じたときから5年が経過したとき。

3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生のちにされたときであっても、この組合は、危険増加が生じた時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が危険増加をもたらした事実によらなかったことを証明した場合は除く。

4 第1項の規定にかかわらず、第54条（通知義務）第1項各号（第1号、第5号および第8号を除く）の事実の発生により危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲をこえることとなったときは、この組合は共済契約の全部または一部を将来に向かって解除することができる。

5 前項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故による損害発生のちにされたときであっても、この組合は、危険増加が生じた時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

6 第1項および第4項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(共済契約の消滅)

第47条 共済の目的につき、つきの各号のいずれかの事実が発生した場合において、当該事実の発生したときには、共済契約は消滅する。

- (1) 滅失
- (2) 解体
- (3) 共済契約関係者以外の者への譲渡（法令にもとづく収用または買収による所有権の移転を含む。）ただし、第52条（共済契約による権利義務の承継）の規定に基づきこの組合が共済契約による権利義務の承継を認めた場合を除く。

2 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70バーセ

ント以上の損壊、焼失または流失が発生した場合において、当該事実の発生したときに共済契約は消滅する。

(取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い)

第48条 この組合は、第39条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還せず、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)

第49条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間（1ヶ月にみたない端数日を切り捨てる。以下、この条において同じ。）に対する共済掛金を共済契約者に払い戻す。

(1) 第43条（共済契約の解約）、第44条（重大事由による共済契約の解除）、第45条（告知義務による共済契約の解除）、第46条（通知義務による共済契約の解除）、第47条（共済契約の消滅）第1項第2号、第3号の規定により、共済契約が解約され、解除され、または消滅したとき。

(2) 第47条（共済契約の消滅）第1項第1号または第2項の規定により消滅し、共済金が支払われないとき。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第25条（火災等共済金）または第26条（風水害等共済金）の共済金が支払われたときには、この組合は、当該共済契約の未経過共済期間に対する共済掛金を共済契約者に払い戻さない。

(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)

第50条 第47条（共済契約の消滅）第1項第1号または第2項の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中であっても、その金額を共済金から差し引く。

第8節 付帯される自然災害共済との関係

(付帯される自然災害共済との関係)

第51条 共済契約に自然災害共済契約が付帯されている場合において、共済契約が共済期間中の中途において終了したとき、または共済期間の満了により終了したときは、付帯される自然災害共済契約も同時に終了するものとする。

第9節 共済契約の変更

(共済契約による権利義務の承継)

第52条 共済契約者が死亡した場合は、法定相続人は、当該共済期間が満了するまでの期間を限度として、当該相続人がこの組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。

2 前項の規定にかかわらず、定款第6条第2項による承認を得た法定相続人は、前項の期間を越えて当該共済契約による権利義務を承継することができる。

(氏名または住所の変更)

第53条 共済契約者は、つぎの各号について変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名、住所または住居表示
(2) 共済の目的の所在地の住居表示

(通知義務)

第54条 共済契約者は、つぎの各号のいずれかの事由が発生した場合には、遅滞なく、この組合の定める書式によりその旨をこの組合に通知しなければならない。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではない。

- (1) 他の契約等を締結すること。
(2) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の用途もしくは構造を変更し、または当該建物を改築し、もしくは増築すること。
(3) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物を、継続して30日以上空家または無人とすること。ただし、第7条（共済の目的 建物）第2項各号の規定により1年以内に人が入居することを条件として、この組合が共済の目的として承諾した建物にあっては、1年をこえて空家または無人とすること。
(4) 共済の目的を移転または変更すること。
(5) 共済の目的である建物につき、滅失し、解体し、もしくは共済契約関係者以外の者に譲渡すること、または共済の目的である家財を収容する建物につき、滅失し、もしくは解体すること。
(6) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物につき当該共済契約が対象とする共済事故以外による損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微である場合は除く。
(7) 第2号から第6号までの事由以外で、共済の目的である建物が、第7条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、ま

たは共済の目的である家財が、第8条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。

(8) 共済の目的である家財を収容する建物に居住する同居家族数が変更となること。

2 この組合は、前項の通知を受けて、第46条（通知義務による共済契約の解除）第4項の規定を適用せず共済契約の継続を承諾するときは、その旨を共済契約者に通知する。この場合において、通知の内容が第1項第3号の事由の発生であるときは、この組合は、細則で定める基準により当該建物の適正な維持管理ができると認められる場合に限り、共済契約の継続を承諾する。

3 共済契約者は、この組合が第1項の事由の発生に関する事実の確認のために行う共済の目的的検査を正当な理由がないのに拒み、または妨げてはならない。

(共済契約の中途変更)

第55条 共済契約者は、共済期間の中途において第53条（氏名または住所の変更）および前条に規定する内容以外の証書記載の内容の変更の申し出をする場合には、この組合の定める書式により必要となる事項を記載し、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

2 前項の場合にあっては、共済契約者は、質問事項について、事実を正確に告げなければならない。

3 共済契約者は、第1項に規定するものほか細則で定める基準により、この組合の指定する書類を提出しなければならない。

4 この組合は、第1項の申し出の内容を審査し、その申し出を承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約者に通知する。この場合において、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。

5 第1項の申し出をこの組合が承諾した場合には、変更承諾日から変更の効力を生じるものとする。

(共済掛金の返戻または追徴)

第56条 共済期間の中途において、第54条（通知義務）または前条にもとづいて共済契約を変更し、共済掛金の額が変更となるときには、この組合は、未経過期間に対する変更前の共済契約にもとづく共済掛金の額と変更後の共済契約にもとづく共済掛金の額との差を計算し、その額を返戻または追徴する。

2 前項に規定する未経過期間は、第54条（通知義務）にもとづく通知の日の翌日または前条にもとづく変更承諾日からその直後の払込方法別応当日の前日までの期間とする。

3 第1項の規定にもとづき、この組合が、追徴となる共済掛金（以下、この条において「追加共済掛金」という。）を請求した場合において、共済契約者は、細則で定める基準によりこの組合が指定する期日までに追加共済掛金を払い込まなければならない。

4 この組合は、前項のこの組合が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがない場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

5 第2項に規定する未経過期間に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、第3項のこの組合が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがされないときは、共済契約の変更がされなかつたものとして、変更前の共済契約にもとづく共済金を支払う。

6 この組合の規定する共済掛金の額が、共済期間の中途で改正された場合であっても、この組合は、当該共済契約の共済期間が満了するまでは、共済掛金の返戻または追徴を行わない。

第10節 他の契約がある場合

(他の契約がある場合)

第57条 この組合が第24条（共済金の種類）第1項および第2項第1号から第4号に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等があり、かつ、それぞれの契約につき他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が共済金の種類ごとに規定する支払限度額をこえるときは、この組合は、つぎの各号により算出した額を共済金として支払う。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの組合の支払責任額を限度とする。

(1) 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき

$$\boxed{\text{支払限度額}} - \boxed{\text{時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額}} = \boxed{\text{共済金の額}}$$

(2) 他の契約等から共済金または保険金がすでに支払われているとき

$$\boxed{\text{支払限度額}} - \boxed{\text{再取得価額基準の他の契約等によってすでに支払われている共済金または保険金の合計額}} - \boxed{\text{時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額}} = \boxed{\text{共済金の額}}$$

2 前項の共済金の種類ごとに規定する支払限度額とは、つきの各号のとおりとする。

共済金の種類	支払限度額
(1) 第24条第1項第1号および第2号の損害共済金	損害の額
(2) 第24条第2項第1号の臨時費用共済金	1回の共済事故につき、200万円。ただし、他の契約等に、限度額が200万円をこえるものがある場合に、200万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(3) 第24条第2項第2号の水道管凍結修理費用共済金	1回の共済事故につき、10万円または修理費用の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が10万円をこえるものがある場合には、10万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(4) 第24条第2項第3号のバルコニー等修繕費用共済金	1回の共済事故につき、30万円または修繕費用の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が30万円をこえるものがある場合には30万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(5) 第24条第2項第4号の漏水見舞費用共済金	1回の共済事故につき、15万円に被災した第三者の人数を乗じた額。ただし、その額が50万円をこえる場合には50万円。なお他の契約等に、第三者1人あたり15万円または限度額が50万円をこえるものがある場合には、15万円または50万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。

3 第1項の規定にかかわらず、火災共済契約と付帯される自然災害共済契約の双方に支払い責任がある場合は、「他の契約がないものとして算出したこの組合の支払責任額」を、「他の契約がないものとして算出した火災共済契約の支払責任額と自然災害共済契約の第49条（風水害等共済金）および第51条（盗難共済金）に規定する支払責任額との合計額」と読み替え、火災共済契約と自然災害共済契約の双方から支払う共済契約共済金を算出する。この場合において、火災共済契約と付帯される自然災害共済契約の共済契約共済金の負担割合は、それぞれの支払責任額の比率を適用する。

第11節 共済金支払い後の共済金額

（共済金支払い後の共済金額）

第58条 この組合は、共済金を支払った場合においても、第47条（共済契約の消滅）第1項第1号および2項に該当する場合を除き、当該共済契約の共済金額は変わらない。

第12節 共済金を支払わない場合

（共済金を支払わない場合）

第59条 この組合は、契約において、つきの各号のいずれかの事由により生じた損害に対しては、共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者または共済金受取人の故意または重大な過失により生じた損害。
- (2) 火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難。
- (3) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。以下同じ。）
- (4) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震。
- (5) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- (6) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
- (7) 第3号から第6号までの事由により発生した事故の延焼または拡大。
- (8) 発生原因がいかなる場合でも、第3号から第6号までの事由による事故の延焼または拡大。
- (9) 第3号から第6号までの事由に伴う秩序の混乱

第3章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

(業務の委託)

第60条 この組合は、この共済事業を実施するために必要な業務の一部（契約の締結の代理、または媒介を除く。）を、この組合の組合員の属する団体に委託することができる。

第2節 異議の申立ておよび審査委員会

(異議の申立ておよび審査委員会)

第61条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者は、この組合の審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
- 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、審査委員会規則で定める。

第3節 再共済の授受

(再共済)

第62条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を日本再共済生活協同組合連合会の再共済に付すことができる。

- 2 前項の場合において、再共済契約の締結は、火災共済再共済協定書により行うものとする。

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

(共済掛金の額)

第63条 共済契約1口についての共済掛金の額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」に定める方法によるものとする。

(責任準備金の額)

第64条 共済契約にかかる責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(解約返戻金等の額)

第65条 第49条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）に規定する返戻金の額は、別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(未収共済掛金の額)

第66条 未収共済掛金の額は、別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(支払備金および責任準備金の積立て)

第67条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

第5節 共済契約上の紛争の処理

(管轄裁判所)

第68条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この組合の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第6節 規約の変更

(規約の変更)

第69条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他事情により、第10条（共済契約内容の提示）第1項に規定する規約を変更する必要が生じた場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。

- 2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

第7節 雜 則

(時効)

第70条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(細 則)

第71条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続きその他の事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第72条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第73条 この特則は、第21条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第74条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この組合の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つきの各号の条件すべてをみたさなければならない。

(1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。

(2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(共済掛金の払込み)

第75条 第2回以後の共済掛金は、第19条（共済掛金の払込み）第4項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの組合の定めた日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まなければならぬ。

2 初回掛金を口座振替扱によって払い込む場合の初回掛金は、第17条（共済契約の成立および発効日）第1項の規定にかかわらず、この組合が当該共済契約にかかる初回掛金を、はじめて指定口座からこの組合の口座に振り替えようとした日までに指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかった場合は、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

3 第1項および第2項の場合にあっては、指定口座から引き落としのなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。

4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）にかかる共済掛金を振り替える場合には、この組合は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この組合に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に入れておかなければならぬ。

6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

(口座振替不能の場合の扱い)

第76条 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条第1項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行わない限り、共済掛金の払込みがされなかつたものとみなす。

2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第18条（共済契約の更新）第10項および第22条（共済掛金の払込猶予期間）の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの組合またはこの組合の指定した場所に払い込まなければならない。

(指定口座の変更等)

第77条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。

2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

3 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。この場合、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

(掛金口座振替特則の消滅)

第78条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅する。

- (1) 第74条（掛金口座振替特則の締結）第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第1項、第2項および第4項に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。
- (3) 共済契約者が次条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (4) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止したとき。
- (5) 共済契約者が共済掛金の払込みを他の方法に変更したとき。

(振替日の変更)

第79条 この組合および取扱金融機関等の事情により、この組合は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合、この組合は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

附　　則

- 1 この規約は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この規約の一部改正は、昭和44年4月1日から施行する。
- 3 この規約の一部改正は、昭和44年8月1日から施行する。
- 4 この規約の一部改正は、昭和45年4月1日から施行する。
- 5 この規約の一部改正は、昭和46年7月1日から施行する。
- 6 この規約の一部改正は、昭和47年1月1日から施行する。
- 7 この規約の一部改正は、昭和48年7月1日から施行する。
- 8 この規約の一部改正は、昭和50年7月1日から施行する。
- 9 第9条第2項の規定は昭和51年3月31日までの間に限り適用するものとする。

附　　則**(施行期日)**

- 1 この規約の一部改正は、昭和55年7月1日から施行する。

(共済掛金額の適用)

- 2 第9条第2項の規定は、昭和55年7月1日から適用する。

(共済金額の適用)

- 3 第19条の規定は、昭和55年7月1日から適用する。

附　　則**(施行期日)**

- 1 この規約の一部改正は、昭和56年7月1日から施行する。

(共済金額および共済掛金額の適用)

- 2 第9条第3項、第4項、第5項の規定は昭和56年7月1日から適用する。

(通知義務の適用)

- 3 第13条第1項第1号の規定は昭和56年7月1日から適用する。

(共済契約の解除の適用)

- 4 第15条第2項第2号の規定は昭和56年7月1日から適用する。

(共済金の適用)

- 5 第19条第5項の規定は昭和56年7月1日から適用する。

附　　則**(施行期日)**

- 1 この規約の一部改正は、昭和57年3月17日から施行する。

附　　則**(施行期日)**

- 1 この規約の一部改正は、昭和57年7月9日から施行する。

附　　則**(施行期日)**

- 1 この規約は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、昭和60年7月1日以降に効力の発生する共済契約から適用する。

附　　則**(施行期日)**

- 1 この規約の一部改正は、昭和61年7月1日から施行する。

附　　則**(施行期日)**

1 この規約の一部改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、平成2年7月1日以降に効力の発生する共済契約から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、平成7年7月1日以降に効力の発生する共済契約から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、平成8年10月31日以降に効力の発生する共済契約から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成27年7月1日以降に効力の発生する共済契約から適用する

附 則

(施行期日)

1 この規約の一部改正は、令和2年4月1日から適用する。

風水害等給付金付火災共済事業細則

(総 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、風水害等給付金付火災共済事業規約（以下「規約」という。）第71条（細則）にもとづきこの細則を定める。

(共済掛金の払込方法ごとの掛金額)

第2条 規約第19条（共済掛金の払込み）にいう払込方法（対象者）ごとの1口あたりの共済掛金額は、つぎのとおりとする。

払込方法	1口あたりの共済掛金額	
年払い	木造 80円	耐火 40円
半年払い	木造 40円	耐火 20円
月払い	木造 7円	耐火 3.5円

(途中契約の発効日)

第3条 規約第17条（共済契約の成立および発効日）の規定にもとづく、途中契約の申込みによる発効日は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 現金扱は、共済掛金をこの組合（事業本部・支所・事業部）が受領した翌日午前0時を発効日とする。
- (2) 郵便振替扱は、組合員から払い込まれた日の翌日午前0時を発効日とする。この場合の共済掛金は、共済掛金請求書（郵便振替用紙）にもとづき郵便局から払込みをする。
- (3) 貸金控除扱は、共済掛金控除が行われた月の翌月1日の午前0時を発効日とする。

(途中契約の1口あたりの共済掛金額)

第4条 規約第63条（共済掛金の額）の規定にかかわらず、途中契約の共済掛金額は、払込方法（年払い・半年払い・月払い対象者）および建物構造（木造・耐火）ごとにつぎの1口あたりの共済掛金額を発効日の属する月を含め、契約年度末までの残月数を乗じた額とする。

払込方法	1口あたりの共済掛金額	
	木 造	耐 火
年払い	6,6666円	3,3333円
半年払い	6,6666円	3,3333円
月払い	7円	3.5円

(共済契約の共済金額の最高限度)

第5条 規約第14条（共済金額の最高限度）にもとづく個別の共済契約の共済金額の最高限度は、つぎの各号の場合には、それぞれ各号に規定する額を限度とする。

- (1) 共済の目的たる建物についての再取得価額は、当該建物の延面積3.3m²につき、共済目的である当該建物の所在地、構造に応じた別表「都道府県加入基準表」に規定する額に当該建物のその延坪を乗じて得た額を限度とする。（3.3m²未満の端数は切り上げる。）
- (2) 共済の目的たる家財についての再取得価額は、組合員の属する世帯の構成員につき、つぎの基準によって計算した額とする。

ア 1人世帯	500万円
イ 2人世帯	1,100万円
ウ 3人世帯	1,300万円
エ 4人世帯	1,600万円
オ 5人世帯以上	2,000万円

- (3) 独身寮に居住する組合員についての家財の共済契約の最高限度は、50口500万円とする。

2 共済の目的の状況（主として住居の状況）、構造（簡易建築物）等に特殊な条件があり、かつそれが危険の測定上、極めて大きな影響があると考えられる場合には前項の規定にかかわらず、さらに制限することができる。

(共済の目的 建物)

第6条 規約第7条（共済の目的 建物）第1項にいう共済契約関係者が所有する建物の範囲とは、つぎの各号に定めるものとする。

- (1) 共済契約者または配偶者が所有し居住に使用する建物。
- (2) 共済契約者または配偶者が居住している建物。
- (3) 共済契約者の親および子が居住している建物。
- (4) 共済契約関係者にある親族（「親族」とは、共済契約者の祖父母、父母、子、兄弟姉妹をいう。）が所有し、かつ居住している建物。

2 前項にいう建物とは原則として居住に使用する建物をいう。

(日本国内の定義)

第7条 規約第7条（共済の目的 建物）第1項第1号、規約第8条（共済の目的 家財）第1項第1号、および規約第68条（管轄裁判所）にいう「日本国内」とは、日本国政府が統治権を有する領土とする。

(火災等の焼破損割合による共済金の支払い)

第8条 この組合は、規約第25条（火災等共済金）の火災等の場合の共済金について、所有し、または居住する建物について生じた損害の程度（別に定める住宅災害損害認定基準によって算出された割合によるものとする。（以下「焼破損割合」という。））が、つぎの各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、この組合が適当と認めるときは、各号に定める金額を、規約第25条（火災等共済金）によって得られる金額とみなして支払うことができるものとする。ただし、家財のみを共済目的とする共済契約であって、居住する部分が当該建物の一部に限られているときは、当該居住する部分（専用部分とする。）の焼破損割合によってつぎの各号を適用するものとする。

- (1) 焼破損割合が70%以上のとき、共済契約の共済金額に相当する額
 - (2) 焼破損割合が20%以上70%未満のとき、共済契約の共済金額を限度として、再取得価額に焼破損割合を乗じて得た額の1.43倍に相当する額
 - (3) 焼破損割合が20%未満のとき、前号の金額をこえない範囲で実際の損害額に相当する額。ただし、実損額が10,000円以上（人工賃を含む）の場合とする。
- 2 前項の焼破損割合が70%以上の場合は「全焼損」、20%以上70%未満の場合は「半焼損」、20%未満の場合は「一部焼損」というものとする。
- 3 共済の目的の再取得価額（または修復費用）の算定はこの組合の調査結果にもとづいて行うものとし、必要に応じて建物、家財評価に関する各種資料および所定の様式によって提出された見積書等を参考にすることができるものとする。
- 4 規約第25条（火災等共済金）第5項の付属工作物に火災等によって損害が生じた場合であっても、第1項および第2項でいう焼破損割合によって共済金の額を算出しないものとする。

(建築中の建物の基準)

第9条 規約第7条（共済の目的 建物）第2項第1号に規定する「細則で定める基準」とは、つぎの各号の条件のすべてをみたすことをいう。

- (1) 建築工事の注文者が、建物の完成後所有者となること。
- (2) 建築工事の注文者が、建物の共済契約者となること。
- (3) 建築請負業者が、その建築中の建物にかかる保険等に加入していないこと。
- (4) 建前完了時以後であること。

(新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)

第10条 規約第7条（共済の目的 建物）第2項各号にいう「この組合が細則で定めるもの」とは、30日以内の入居が困難な事情および1年以内の入居が確実に見込まれる事情ならびに必要につきみたすべき条件を定める基準をいう。

(共済契約申込み時の提出書類)

第11条 規約第11条（共済契約の申込み）第3項、規約第18条（共済契約の更新）第6項および規約第55条（共済契約の中途変更）第3項にいう「細則で定める基準」とは、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が第30条（耐火構造および木造の定義）に該当する場合をいう。

2 前項の場合において、この組合は共済契約者等に対し、つぎの各号のいずれかの書類の提出をもとめることができる。

- (1) 建築確認申請書
- (2) 設計仕様書または設計図面
- (3) 前号以外のハウスメーカー、販売者、不動産賃貸業者等の作成する書類
- (4) ハウスマーカー、販売者、不動産賃貸業者等による証明書類
- (5) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の特約火災保険に加入している場合の保険証券等
- (6) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）または受託金融機関から発行された書類

(追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日)

第12条 規約第56条（共済掛金の返戻または追徴）第3項にいう「細則に定める基準によりこの組合が指定する期日」とは、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日をいい、その詳細は別に定める基準による。

(風水害等の損害の程度による給付区分)

第13条 規約第26条（風水害等共済金）第2項に定める風水害等の損害の程度による給付区分は、つぎの各号を適用するものとする。

- (1) 全壊、全流失とは、建物70%以上を損壊または全流失した場合をいうものとし、損害の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含むものとする。
- (2) 半壊とは、建物の損害の程度が、全壊、全流失のそれに満たないが、建物の20%以上を損壊した場合をいうものとする。

(3) 一部損壊とは、建物の損害の程度が半壊に満たないが、住宅の20%未満を損壊し、人工賃を含めた損害額が30,000円以上の場合をいう。

(4) 床上浸水とは、規約第2条（定義）第1項第10号の定めるものほか、床面には到達しないが損害額が30,000円以上（人工賃を含む）の場合をいう。なお、床上浸水の1口当たりの共済金で算出した額が、損害額を上回る場合には、その損害額を支払うものとする。

(費用共済金の支払い)

第14条 規約第24条（共済金の種類）第2項第2号（水道管凍結修理費用共済金）、第3号（バルコニー等修繕費用共済金）および第4号（漏水見舞費用共済金）に規定する費用共済金は10,000円以上の損害に対し、共済金を支払うものとする。

(同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位)

第15条 同一敷地内に2以上の建物がある場合において、そのいずれもが規約第7条（共済契約の目的 建物）第1項の建物であり、かつ規約第13条（共済契約の締結の単位）第1項に定められた共済目的ごとに共済契約の締結がされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物または家財について一括して共済契約が締結されているとみなすことができる。ただし、共済契約関係者が居住している建物に限る。

2 前項の締結がされている場合の損害の額および焼破損割合の算出は、棟ごとに行い共済金を決定する。

(借家等)

第16条 第6条（共済の目的 建物）に規定する居住または使用する建物が借家等の場合についての共済契約は、つきの各号によるものとする。

(1) 借家等を共済の目的とする場合の共済契約は、当該建物と当該建物内に収容されている家財ごとに締結するものとする。

(2) 借家等の共済契約の共済金額の最高限度は、共済目的について、つきの基準によるものとする。ただし、2世帯以上が共同で居住する建物は、その建物のうち共済契約者、配偶者、親または子が居住する部分に限る。

建物面積	口 数	共済金額
16.5m ² （5坪）未満	15口	150万円
16.5m ² （5坪）以上	30口	300万円

2 借家等の付属建物および付属工作物について、火災等および風水害等によって、損害が生じた場合であっても、前項に含まないものとし、共済金を支払わないものとする。

(共済掛金の不足および過納の扱い)

第17条 共済契約者が共済掛金の払込みをした場合であって、払い込まれた共済掛金が規約第19条（共済掛金の払込み）ならびに第2条（共済掛金の払込方法ごとの掛金額）、第4条（途中契約の1口あたりの共済掛金額）に規定する共済掛金額に合致しないときは、つきの各号に定めるものとする。

(1) 共済掛金が過納のときは、その過納分について共済掛金を返還することができる。

(2) 共済掛金が不足するときは、この組合は共済契約者に対して不足額の払込みを請求する。なお、この組合が共済契約者に対して不足額の払込みを請求した日から、60日以内に不足額の払込みがされなかった場合は、この組合は共済契約の当該申込みを失效とし共済掛金を共済契約者に返還しない。

(免責の額)

第18条 規約第2条（定義）第1項第6号の別表1第1項第6号のエに定める損害の額については50,000円を免責の額とする。

(不足共済掛金未納中の共済金の支払いの扱い)

第19条 第17条（共済掛金の不足および過納の扱い）の第1項第2号に定める不足共済掛金が生じている間に共済事由が発生したときは、不足共済掛金額の払込みを請求した日から60日以内に不足共済掛金が払い込まれていれば、当該共済契約における効力については当該契約（不足共済掛金が生じた契約）によるものとみなし共済金を支払うものとする。

(認定の特例)

第20条 収容されていた建物から搬出した動産が焼破損したときは、第8条（火災等の焼破損割合による共済金の支払い）、第13条（風水害等の損害の程度による給付区分）、第16条（借家等）の基準により共済金を給付することができる。

2 転居の目的ですべてに家財等の移動が一部または全部行われた時点で被災事故が生じたときには、全体を共済の目的とみなし、実情に応じて共済金額を決定することができる。

3 共済契約関係者が所有する125cc以下の原動機付自転車または自転車を使用期間中に、自然災害またはその他これらに類する災害によって、同一敷地外で損害が生じた場合、共済金を支払うことができる。ただし、第三者の行為および自損による損害は除くものとする。

(共済掛金の払込猶予期間)

第21条 規約第18条（共済契約の更新）第10項および規約第22条（共済掛金の払込猶予期間）でいう共済掛金の払込猶予期間は、掛金納入方法が賃金控除扱（労働基準法第24条協定）

および口座振替扱の場合に設けるものとし、以下の規定とする。

- (1) 口座振替扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。
- (2) 賃金控除扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。

(共済掛金の払込猶予期間の特例)

第22条 共済掛金の払込猶予期間の規定にかかるらず、共済契約者が共済掛金の払込みをしたが払い込まれた共済掛金が所定の共済掛金に不足するときで、この組合が不足額の請求をした日から60日以内に掛金が払い込まれた場合は、当該共済契約は更新されているものとして扱い、掛金が払い込まれた日の翌日から保障するものとする。

(共済掛金の払込猶予期間の失効)

第23条 規約18条（共済契約の更新）第10項および規約第22条（共済掛金の払込猶予期間）

第1項に定める猶予期間を過ぎ、なお共済掛金が払い込まれない場合は、当該共済契約は払込期日に遡って失効する。

(災害見舞金の特例)

第24条 規約第2条（定義）第1項第6号、第8号および第10号の原因により災害が発生した場合、見舞金を支払う。

- (1) 住宅災害と共に共済契約者または家族が死亡した場合、つぎの見舞金を支払う。

ア 共済契約者または配偶者が死亡した場合 50,000円

イ 規約第2条（定義）第1項第23号に定める「共済契約関係者」（上記ア、の者を除く）が死亡した場合 30,000円

- (2) 住宅災害が発生した場合、つぎの見舞金を支払う。ただし、規約第59条（共済金を支払わない場合）に抵触するとき、ならびに契約内容に疑義が生じるときは支払わない。

半焼損、半壊以上の損害が発生した場合 20,000円

- (3) 第三者から損害のてん補を受けた場合、そのてん補額がこの組合の支払うべき共済金額と同額またはこえる場合に、つぎの内容で見舞金を支払うものとする。

ア 実損額が50,000円以上（人工賃を含む）の損害について対象とし、その額は、この組合が計算した共済金の額の10/100を支払うものとし100,000円を限度とする。

イ 支払うべき共済金の額が見舞金より下回るときは、いずれか多い額を支払うものとする。

- (4) 共済の目的である風呂釜および浴槽が共済期間中に、火災にいたらないつぎの損害が生じた場合にはつぎに定める風呂の空焚見舞金を支払う。

ア 釜のみ使用不能となったとき 20,000円

イ 釜と浴槽が使用不能となったとき 50,000円

- (5) 火災等または風水害等における避難勧告により、1ヵ月以上住居を他に移転し、つぎの要件を満たす場合は、30,000円を支払う。ただし、共済期間中に避難勧告が複数回発せられた場合においても1回のみの支払いとする。また、一の災害による避難勧告が長期間となった場合であっても1回の扱いとする。

ア 共済契約者が居住している建物において、建物および家財の合計口数が加入限度口数の7割以上であること。

イ 自治体で発行した避難勧告証明書等があること。

- (6) 規約第2条（定義）第1項第8号に規定する風水害等によって、共済の目的物に損害を生じた場合、つぎの基準で見舞金を支払う。

ア 共済の目的物に10,000円以上30,000円未満の損害額が生じたときに、5,000円を支払うものとする。

イ 見舞金の適用は、当該目的物に50口以上契約している場合とする。

(給付区分が重複した場合の取扱い)

第25条 第8条（火災等の焼破損割合による共済金の支払い）、第13条（風水害等の損害の程度による給付区分）の給付区分に重複する損害があった場合、その程度の重い方によつて給付を行い、他の区分の損害を併せて考慮の上決定する。

(各共済金請求の提出書類)

第26条 規約第32条（共済金の請求）第2項にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとに、つぎの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類 共済金の種類	(1) 共済金請求書	(2) 損害の状況の申告書	(3) 共済事故の証明書	(4) 共済金受取人の印鑑証明書	(5) 登記簿謄本または登記事項証明書 (建物に損害がある場合)	(6) その他の必要書類
火災等共済金	○	○	○	○	○	○
風水害等共済金	○	○	○	○	○	○
水道管凍結修理費用共済金	○	○	○			○
バルコニー等修繕費用共済金	○	○	○			○
漏水見舞費用共済金	○	○	○			○
付属建物等風水害共済金	○	○	○			○

(注) ○は、必要書類。

- 2 前項の規定にかかわらず、この組合は、前項の書類の一部の省略を認めることができる。
 3 第1項第3号に規定する「共済事故の証明書」とは共済事故に応じて「関係官署の罹災証明書」またはこれに代わるべき証明書とする。

(必要な調査期間を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い)

第27条 規約第34条（共済金等の支払いおよび支払場所）第1項にいう共済金を支払う日が同項に定める期間を経過する日の後の日であるときは、この組合は、当該の期日を経過した日から起算して、民法（明治29年4月27日法律第89号）第404条に定める法律利率により計算する利息を付して、共済金とあわせて支払うものとする。

(共済契約の解約の手続き)

第28条 共済契約者は、規約第43条（共済契約の解約）の定めにより共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(空家の取扱い)

第29条 規約第54条（通知義務）第2項にいう「細則で定めるもの」とは、つぎの各号のいずれもみたすことをいう。

(1) その建物について月1回以上の見回り、点検等の管理ができること。

(2) その建物がつぎのいずれかに該当すること。

ア 転勤または長期もしくは短期の出張等（以下「転勤・出張等の事情」という。）

により、空家または無人となった建物で再入居を前提としたもの

イ 転勤・出張等の事情により、売り家にするため空家または無人となったもの

ウ 転勤・出張等の事情により、新築後入居できず、空家または無人となった建物で入居を前提としたもの

エ 貸家などで入居者の移転にともない一定期間空家または無人となった建物で入居を前提としたもの

オ 崩壊などの危険にともない、立退きにより空家または無人となった建物で、この危険が去った後再入居を前提としているもの

カ その他やむをえない事情があるものとしてこの組合が特に認めるもの

(耐火構造および木造の定義)

第30条 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「耐火構造」とは、つぎのとおりとする。

(1) 建物の主要構造部のうち、柱、はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組立られ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの

(2) 外壁のすべてがつぎのいずれかに該当する建物

ア コンクリート造

イ コンクリートブロック造

ウ れんが造

エ 石造

オ 土蔵造

2 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「木造」とは、前項に規定する耐火構造の場合以外のものとする。

(建物構造区分の誤りの場合の取扱い)

第31条 共済契約者が共済契約締結の当時、共済の目的である建物について当該建物の構造

が木造の建物であるにもかかわらず、耐火構造の建物と告げた場合において、この組合は、共済契約者から耐火構造の建物として払い込まれた共済掛金の額を、木造の建物の共済掛金の額とみなし、差額掛金の徴収を行う。

2 耐火構造の建物を木造の建物と告げた場合には、その共済掛金の差額を共済契約者に払い戻す。この場合において、当該共済契約が更新されたものであるときは、最高3年間分の共済契約の共済掛金を払い戻すものとする。

(損害の額および損害の程度の認定)

第32条 規約第14条（共済金額の最高限度）第4項、第25条（火災等共済金）第9項、第26条（風水害等共済金）第8項、第51条（盗難共済金）第6項、および第31条（付属建物等特別共済金）第4項にいう「細則で定める基準」とは、公正な損害の額の算出および損害の程度の認定のために定める各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料等に関する基準をいう。

(建築中の建物の共済金額等)

第33条 規約第7条（共済の目的 建物）第2項第1号に規定する建築中の建物を共済の目的とする場合において、共済金額の限度は、当該建物の完成時の再取得価額とする。

2 前項に規定する建物について、風水害等による損害が生じた場合において、この組合が支払う共済金の額は、規約第26条（風水害等共済金）に規定する金額を限度として、当該建物の完成割合に応じて、同条にもとづき決定する。

(業務の委託)

第34条 規約第60条（業務の委託）に規定する加盟組合に委託することができる事務の一部の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 共済制度の概要を表記した広告物の配布
- (2) 共済契約者からの共済掛金の集金、およびこの組合への送金
- (3) 共済契約者からの申し出による共済金請求の手続き取次ぎ
- (4) 共済契約者からの申し出による共済契約の変更・解約の手続き取次ぎ
- (5) 共済契約者からの申し出によるこの組合への通知の取次ぎ
- (6) 共済契約の維持管理に必要な構成員情報のこの組合への通知
- (7) この組合の発行する書類の共済契約者への取次ぎ
- (8) 生協加入のための出資金を預かりこの組合へ送金する事務および脱退時における出資金の返戻手続き取次ぎ
- (9) 共済に関する情報提供、諸連絡を含む共済契約の維持管理の事務
- (10) 別に定める教育事業の普及に係る支援

(共済契約申込みの審査)

第35条 規約第17条（共済契約の成立および発効日）第4項に定める審査は、つぎの各号に定める条件を満たすものでなければ、その申込みを承諾しないものとする。

- (1) その申込者に係る共済事務をこの組合の事業本部・支所・事業部が取扱うことのできるものであること。
- (2) その申込者が出資金を払込み、この組合の組合員となっていること。
- (3) その申込みが規約およびこの細則によって定めた制限条項に反しないこと。

2 前項の要件に違反することが判明したときは、この組合は、共済契約を取消し所定の手続きに従って払込金を返還する。

(質権の設定、消滅および手続き)

第36条 規約第36条（質入れをする場合）に規定する質権設定の承認については、つぎによるものとする。

- (1) 労働金庫の質権設定はこの組合の事業本部・支所・事業部において協定書を締結し、事業本部長が理事長に代り裏書承認するものとする。
 - (2) 前号によるもの以外の質権設定については、事業本部長が理事長に代り裏書承認するものとする。
- 2 前項の質権は、共済金を当該債務の弁済に充当したときまたは当該債務額の全部を弁済したときは消滅する。
- 3 質権の設定および消滅に係る手続きは、風水害等給付金付火災共済業務取扱要綱に定める。

(解約返戻金の額)

第37条 規約第49条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）にもとづく解約返戻金の額は、別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」にかかわらず、具体的な解約返戻金の算出方法を、内規に定めるものとする。

第38条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他事情により、細則を変更する必要が生じた場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、この細則にかかる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(改 廃)

第39条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行う。

附 則**(施行期日)**

- 1 この細則は、1968年4月1日から施行する。
- 2 1969年4月1日 一部改正。
- 3 1969年7月1日 一部改正。
- 4 1970年4月1日 一部改正。
- 5 1971年7月1日 一部改正。
- 6 1972年1月1日 一部改正。
- 7 1973年7月1日 一部改正。
- 8 1974年7月23日 一部改正。
- 9 1975年7月1日 一部改正。
- 10 1975年9月1日 一部改正。
- 11 1976年7月1日 一部改正。
- 12 1980年7月1日 一部改正。
- 13 1982年7月1日 一部改正。
- 14 1983年7月1日 一部改正。
- 15 1984年2月27日 一部改正。
- 16 1985年7月1日 一部改正。
- 17 1986年8月1日 一部改正。
- 18 1987年4月1日 一部改正。
- 19 1989年7月1日 一部改正。
- 20 1990年7月1日 一部改正。
- 21 1992年7月1日 一部改正。
- 22 1993年7月1日 一部改正。
- 23 1994年7月1日 一部改正。
- 24 1995年6月1日 一部改正。(1994年度第4回理事会)
- 25 1996年7月1日 一部改正。
- 26 2010年7月1日 一部改正。(2009年度第5回理事会)
- 27 2011年7月1日 一部改正。(2010年度第3回理事会)
- 28 2015年7月1日 一部改正。(2014年度第7回理事会)
- 29 2016年7月1日 一部改正。(2015年度第12回理事会)
- 30 2020年4月1日 一部改正。(2019年度第7回理事会)

目 次

【自然災害共済事業規約】

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条(通 則)	70
第2条(定 義)	70
第3条(事 業)	71

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

第4条(共済期間)	72
-----------------	----

第2節 共済契約の範囲

第5条(共済契約者の範囲)	72
第6条(被共済者の範囲)	72
第7条(共済の目的 建物)	72
第8条(共済の目的 家財)	72
第9条(共済金受取人)	72

第3節 共済契約の締結

第10条(付帯される契約との関係)	72
第11条(共済契約内容の提示)	73
第12条(共済契約の申込み)	73
第13条(共済契約の申込みの撤回)	73
第14条(共済契約の締結の単位)	73
第15条(共済の目的の範囲)	74
第16条(共済契約申込みの諾否)	74
第17条(共済契約の成立および発効日)	74

第4節 共済契約の更新

第18条(共済契約の更新)	74
---------------------	----

第5節 共済掛金の払込み

第19条(共済掛金の払込み)	75
第20条(共済掛金の払込場所)	75
第21条(共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱)	75
第22条(共済掛金の払込猶予期間)	75

第6節 共済金の請求および支払い

第23条(共済金の請求)	76
第24条(事故発生のときの義務および義務違反)	76
第25条(共済金等の支払いおよび支払場所)	76
第26条(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	77
第27条(質入れをする場合)	77
第28条(残存物および盗難品の権利の帰属)	77
第29条(代 位)	77

第7節 共済契約の終了

第30条(詐欺等による共済契約の取消し)	78
第31条(共済金の不法取得目的による無効)	78
第32条(共済契約の無効)	78
第33条(共済契約の失効)	78
第34条(共済契約の解約)	78
第35条(重大事由による共済契約の解除)	78
第36条(告知義務による共済契約の解除)	79

第37条（通知義務による共済契約の解除）	79
第38条（共済契約の消滅）	80
第39条（取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い）	80
第40条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）	80
第41条（消滅の場合の未払込共済掛金の精算）	80
第8節 共済契約の変更	
第42条（共済契約による権利義務の承継）	80
第43条（氏名または住所の変更）	80
第44条（通知義務）	80
第45条（共済契約の中途変更）	81
第46条（共済掛金の返戻または追徴）	81
第3章 基本契約	
第1節 基本契約共済金額	
第47条（基本契約共済金額）	81
第2節 基本契約の共済金および共済金の支払い	
第48条（基本契約共済金）	82
第49条（風水害等共済金）	82
第50条（地震等共済金）	83
第51条（盗難共済金）	84
第52条（傷害費用共済金）	84
第53条（他の障害その他の影響がある場合）	85
第54条（地震等特別共済金）	85
第55条（付属建物等特別共済金）	85
第56条（他の契約等がある場合）	85
第57条（基本契約共済金支払い後の基本契約共済金額）	86
第58条（基本契約共済金を支払わない場合）	86
第4章 事業の実施方法	
第1節 事業の実施方法	
第59条（業務の委託）	87
第2節 異議の申立ておよび審査委員会	
第60条（異議の申立ておよび審査委員会）	87
第3節 再共済の授受	
第61条（再共済）	87
第4節 総支払限度額	
第62条（総支払限度額の設定）	87
第63条（大規模災害発生時における共済金の削減等）	87
第64条（異常に災害が発生した場合の共済金の分割、繰り延べ、削減等）	88
第65条（共済金の削減の場合の概算払い）	88
第5節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項	
第66条（共済掛金の額）	88
第67条（責任準備金の額）	88
第68条（解約返戻金等の額）	88
第69条（未収共済掛金の額）	88
第70条（支払備金および責任準備金の積立て）	88
第6節 共済契約の種類の区分	
第71条（共済契約の種類）	88
第7節 共済契約上の紛争の処理	
第72条（管轄裁判所）	88
第8節 規約の変更	
第73条（規約の変更）	88

第74条（身体障害等級別支払割合表の変更）	89
-----------------------	----

第9節 雜 則

第75条（時 効）	89
第76条（細 則）	89
第77条（定めのない事項の取扱い）	89

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

第78条（掛金口座振替特則の適用）	89
第79条（掛金口座振替特則の締結）	89
第80条（共済掛金の払込み）	89
第81条（口座振替不能の場合の扱い）	89
第82条（指定口座の変更等）	90
第83条（掛金口座振替特則の消滅）	90
第84条（振替日の変更）	90
附 則	90
別紙 第1「共済掛金額算出方法書」	(省略)
別紙 第2「責任準備金額算出方法書」	(省略)
別紙 第3「解約返戻金額等算出方法書」	(省略)
別紙 第4「未収共済掛金額算出方法書」	(省略)
別表 第1「身体障害等級別支払割合表」	(省略)
別表 第2「火災等の定義」	(省略)
別表 第3「共済の目的の範囲」	(省略)
別表 第4「共済契約の種類」	(省略)

【自然災害共済事業細則】

第1条（総 則）	92
第2条（共済掛金の払込方法ごとの掛金額）	92
第3条（途中契約の発効日）	92
第4条（途中契約1口あたりの共済掛金額）	92
第5条（共済契約の目的 建物）	92
第6条（日本国内の定義）	92
第7条（建設中の建物の基準）	92
第8条（新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準）	92
第9条（共済契約申込み時の提出書類）	92
第10条（追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日）	93
第11条（口数の特例）	93
第12条（同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結単位）	93
第13条（共済掛金の不足および過納の扱い）	93
第14条（不足共済掛金未納中の共済金の支払いの扱い）	93
第15条（共済掛金の払込猶予期間）	93
第16条（共済掛金の払込猶予期間の特例）	93
第17条（共済掛金の払込猶予期間の失効）	93
第18条（各共済金請求の提出書類）	93
第19条（必要な調査期間を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い）	94
第20条（共済契約の解約の手続き）	94
第21条（空家の取扱い）	94
第22条（耐火構造および木造の定義）	94
第23条（建物構造区分の誤りの場合の取扱い）	95
第24条（損害の額および損害の程度の認定）	95
第25条（傷害費用共済金の取扱い）	95
第26条（他の障害その他の影響がある場合の取扱い）	95
第27条（建築中の建物の共済金額等）	95
第28条（業務の委託）	95
第29条（共済契約申込みの審査）	95
第30条（質権設定、消滅および手続き）	95
第31条（身体障害等級別支払割合表）	95
第32条（身体障害の状態の定義）	96
第33条（細則の変更）	96
第34条（改 廃）	96
附 則	96
別表第1「身体障害等級別支払割合表」	97

全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

自然災害共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第69条第5号に掲げる事業を実施する。

- 2 この組合は、他の消費生活協同組合（連合会を含む。以下同じ。）とともに「自然災害共済基準制度」を定め、これにもとづき事業規約を設定し、「自然災害共済の実施に関する協定書」を締結し、前項の事業を実施することができる。
- 3 前項の「自然災害共済の実施に関する協定書」に従って自然災害共済事業を行う消費生活協同組合を「自然災害共済実施生協」という。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号の用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この組合と共に共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- (3) 「共済事故」とは、共済金等が支払われる事由をいう。
- (4) 「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発効日または、更新日に応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (5) 「変更承諾日」とは、共済契約者が共済契約の中途変更の申し出をした日の翌日または変更の申し出をした日の翌日以後の共済契約者が指定する任意の日をいう。
- (6) 「身体障害」とは、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態をいう。なお、「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号。以下「施行規則」という。）第14条（障害等級等）に準じて行うものとする。
- (7) 「火災等」とは、別表第2「火災等の定義」に規定するものをいう。
- (8) 「給排水設備」とは、水道管、排水管、給水タンク、トイレの水洗用設備、浄化槽、スプリンクラー設備・装置等の給水・排水を主要の用途にもつ建物、地面または地中に固定された設備をいう。ただし、洗濯機、浴槽、食洗器等給水・排水の機能はもつもののその装置内に主として水を貯め活用する設備（以下「洗濯機、浴槽等設備」という。）を除く。
- (9) 「風水害等」とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪もしくは降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいう。
- (10) 「損壊」とは、壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびびずれをいう。
- (11) 「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く。）をこえる浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう。）から45cmをこえる浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含む。
- (12) 「地震等」とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいう。
- (13) 「盗難」とは、強盗、窃盗またはこれらの未遂をいう。
- (14) 「建物」とは、土地に定着して建設され、壁、床および屋根を有するものをいう。
- (15) 「住宅」とは、日常の生活を営む住居として使用するための建物をいい、「併用住宅」とは住宅と事務所・店舗・工場・作業場その他これらに類するもの（以下「事務所・店舗等部分」という。）を兼ねる建物をいう。
- (16) 「区分所有建物」とは、分譲マンションなど1棟の建物で、構造上区分された数個の部分で、独立して住居等の用に供され、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）にもとづき、各部分が所有されているものをいう。
- (17) 「専有部分」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）

第2条第3項に定めるものをいい、「共用部分」とは同法同条第4項に定めるものをいう。

- (18) 「共同住宅」とは、1棟の建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある建物をいう。
 - (19) 「従物」とは、建物と機能的に一体となった畳、建具その他これらに類するものをいう。
 - (20) 「付属設備」とは、建物と接続し、または機能的に一体となった電気設備、ガス設備、冷暖房設備、厨房設備、給排水設備、浴槽設備その他これらに類するものをいう。
 - (21) 「付属工作物」とは、建物敷地内の門、塀、垣（生垣および擁壁の類を除く。）、カーポートその他これらに類する工作物をいう。
 - (22) 「付属建物」とは、建物敷地内の物置、納屋、車庫およびこれらに類するもので、建物に接しないもの、または建物に接し、かつ、建物とは独立した構造を有するものをいう。
 - (23) 「家財」とは、日常の生活に使用する家具、衣類、その他の日常生活を営んでいくために必要なものをいう。
 - (24) 「預貯金証書」とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含む。
 - (25) 「持ち出し家財」とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する建物から一時的に持ち出された家財をいう。ただし、運輸・運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間はこれに該当しない。
 - (26) 「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であること必要ない。
 - (27) 「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。
 - (28) 「他の契約等」とは、この共済契約の全部または一部と支払責任を同じくする他の共済契約または保険契約をいう。
 - (29) 「再取得価額」とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再築もしくは再取得、または共済の目的を修復するために要する額をいう。
 - (30) 「共済契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
 - (31) 「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。
 - (32) 「基本契約」とは、共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、次条に規定する事業にかかる契約をいう。
 - (33) 「特則」とは、基本契約に規定されている内容と異なる要件を付帯することができるものをいう。
 - (34) 「返戻金」とは、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金をいう。
 - (35) 「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」とは、つぎの算出方法書を総称したものをいう。
 - ア 別紙第1「共済掛金額算出方法書」
 - イ 別紙第2「責任準備金額算出方法書」
 - ウ 別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」
 - エ 別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」
 - (36) 「細則」とは、第76条（細則）に規定するものをいい、この組合の理事会の議決によるものをいう。
 - (37) 「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。
 - (38) 「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。
- (事業)**
- 第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的につき、共済期間中に生じたつぎの各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行う。ただし、この自然災害共済事業は、この組合の行う風水害等給付金付火災共済事業に付帯して行うものとする。
- (1) 風水害等による損害
 - (2) 地震等による損害
 - (3) 盗難による損害
 - (4) 第1号から第3号までおよび火災等の損害により生じた共済契約関係者の死亡および身体障害

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

(共済期間)

第4条 共済契約の共済期間は、第17条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日または第18条（共済契約の更新）に規定する更新日から1年とする。ただし、この組合が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年未満とすることができる。

2 前項ただし書きにおける共済契約の満了日は、第17条（共済契約の成立および発効日）第1項第1号に規定する統一開始日の前日までとする。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第5条 この組合は、組合員以外の者と共に済契約を締結しないものとする。

(被共済者の範囲)

第6条 被共済者は、共済契約者とする。

(共済の目的 建物)

第7条 共済の目的とすることのできる建物は、つぎの各号のすべてをみたす建物とする。この場合の建物とは、その建物が区分所有建物の場合には、専有部分とし、共用部分は含まない。

(1) 日本国内の建物

(2) 共済契約関係者が所有する建物。

(3) 住宅または、併用住宅。ただし、併用住宅の場合には、つぎに規定する部分に限る。 ア 事務所・店舗等部分の面積が居住施設の延面積の3分の1以内で、かつ、5坪以内のものは、その併用住宅の全体

イ アに規定する併用住宅に該当しないときで、かつ、共済契約関係者がその併用住宅に居住しているときには、共済契約関係者がもっぱら居住している部分

(4) 人が居住している建物

2 前項第4号の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、つぎの各号のいずれかに該当する建物は、あらかじめその旨をこの組合に申し込み、この組合が承諾した場合には、共済の目的とことができる。

(1) この組合が細則で定める基準による建築中の建物であって、申込みの日において、建物完成後30日（ただし、この組合が細則で定めるものに限り1年）以内に人が入居することが明確になっている建物

(2) 申込みの日において、共済契約の発効日または変更承諾日から起算して30日（ただし、この組合が細則で定めるものに限り1年）以内に人が入居することが明確になっている建物

3 第1項第4号の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、第44条（通知義務）第2項の規定にもとづいて、この組合が共済契約の継続を承諾した場合には、共済の目的とることができる。

(共済の目的 家財)

第8条 共済の目的とすることのできる家財は、つぎの各号のすべてをみたす家財とする。

(1) 共済契約関係者が居住する日本国内の建物（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室をいう。）内に収容されている家財。ただし、その建物が併用住宅の場合、または、その建物に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容されている家財に限る。

(2) 共済契約関係者が所有する家財

2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第2項および第3項に規定する建物内に収容されている家財は、あらかじめその旨をこの組合に申し込み、この組合が承諾した場合には、共済の目的とことができる。

(共済金受取人)

第9条 共済金受取人は、共済契約者とする。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、共済契約者の相続人とする。

3 前項の場合において、共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代表する。

第3節 共済契約の締結

(付帯される契約との関係)

第10条 共済契約は、この組合が実施し、共済契約者および共済の目的を共通にする風水害等給付金付火災共済契約（以下「火災共済契約」という。）に付帯して締結しなければその効力を生じないものとする。

2 共済契約は、付帯される火災共済契約と同口数で締結するものとする。ただし、この組

合が特に認める場合には、火災共済契約の2分の1口数以上で、細則で定める口数により共済契約を締結することができるものとする。

- 3 付帯される火災共済契約の共済期間の中途において共済契約を締結する場合の共済期間の満了日は、付帯される火災共済契約の共済期間の満了日と同一の日とする。
- 4 共済契約は、付帯される火災共済契約が共済期間の中途において終了したときまたは共済期間の満了により終了したときは、同時に終了するものとする。

(共済契約内容の提示)

第11条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）により契約する。

- 2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

(共済契約の申込み)

第12条 共済契約申込者は、共済契約申込書につきの各号の事項を記載し、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

- (1) 共済契約の種類（第71条（共済契約の種類）に規定する共済契約の種類とする。以下同じ。）
- (2) 基本契約共済金額または口数
- (3) 共済掛金額
- (4) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
- (5) 共済の目的の所在地
- (6) 共済掛金の払込方法および払込場所
- (7) 共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物構造区分、共済目的区分、建物用途、所有および占有等
- (8) 同居する共済契約関係者の人数（以下「同居家族数」という。）
- (9) 他の契約等の有無
- (10) その他この組合が必要と認めた事項

- 2 前項の場合にあっては、共済契約申込者は、共済金の支払事由の発生の可能性（以下「危険」という。）に關係のある重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによってこの組合が告知を求めた事項（以下「質問事項」という。）について、事實を正確に告げなければならない。

- 3 共済契約申込者は、第1項に規定するもののほか細則で定める基準により、この組合の指定する書類を提出しなければならない。

(共済契約の申込みの撤回等)

第13条 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）は、前条の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。

- 2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につきの各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

- (1) 共済契約の種類

- (2) 申込日

- (3) 共済契約者等の氏名および住所

- 3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

- 4 共済契約は、付帯される火災共済契約の申込みの撤回等がされたことにより、当該火災共済契約が成立しなかった場合には、成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

(共済契約の締結の単位)

第14条 共済契約は、第7条（共済の目的 建物）の規定により「共済の目的とすることのできる建物1棟」（その建物が区分所有建物である場合には、専有部分とする。以下同じ。）、または、第8条（共済の目的 家財）の規定により「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室とする。以下同じ。）ごとに締結する。

- 2 前項の「共済の目的とすることのできる建物1棟」が第7条（共済の目的 建物）第1項第3号ただし書に規定する併用住宅に該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。また、前項の「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」が併用住宅に該当する場合、または、その建物1棟に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。

(共済の目的の範囲)

第15条 共済の目的の範囲は、別表第3「共済の目的の範囲」に規定し、共済金の種類ごとに、共済の目的である建物および共済の目的である家財の範囲を記載するものとする。

(共済契約申込みの諾否)

第16条 この組合は、第12条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この組合は、前項の申込みの諾否を決定するにあたり必要と認めた場合には、共済の目的となるべき物についてその構造、用途および周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができる。

3 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付をもって行う。

4 前項に規定する共済契約証書には、つぎの各号に規定する事項を記載するものとする。

(1) 共済契約の種類

(2) 共済契約者の氏名および生年月日

(3) 保障内容および共済金額

(4) 発効日

(5) 満期日

(6) 共済掛金額および共済掛金の払込方法

(7) 組合員番号

(8) 共済契約証書作成年月日

(9) 質権設定の有無

(10) 物件番号（枝番号）

(11) 共済の目的の所在地

(12) 別棟区分

(13) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の延面積、建物構造区分、共済目的区分、建物用途、所有および占有等

(14) 同居家族数

(15) 通知義務内容

(共済契約の成立および発効日)

第17条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、つぎの各号のいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

(1) 共済期間を一年とする契約の場合で、この組合が定める統一契約期間の開始日（7月1日午前零時より契約を開始する日、以下、統一開始日という。）の前日までに初回掛金を受け取ったときは、統一開始日とする。

(2) 規約第4条第1項に定める共済期間が一年未満（以下、途中契約という。）の場合は、共済契約者等は初回掛金をこの組合が定めた日までに、この組合に払い込まなければならぬ。

2 前項第1号の「統一開始日」、および第2号「途中契約の開始日」をそれぞれ共済契約の発効日とする。

3 この組合は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回共済掛金に充当する。

4 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

(共済契約の更新)

第18条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」という。）に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には共済契約の更新はできず、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合には、この組合は、共済契約の更新を拒むことができる。

(1) 共済契約の更新日において、共済の目的である建物が、第7条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第8条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。

(2) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

(3) 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

(4) この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とす

る重大な事由があるとき。

- 3 第1項の規定にかかわらず、この組合は規約、細則の改正があったときは共済契約の更新日における改正後の規約または細則による内容への変更を行い、共済契約を自動更新する。
- 4 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この組合所定の書類につきの事項を記載し、署名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの組合に提出しなければならない。
 - (1) 共済契約の種類
 - (2) 基本契約共済金額または口数
 - (3) 共済掛金額
 - (4) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
 - (5) 共済の目的の所在地
 - (6) 共済掛金の払込方法および払込場所
 - (7) 共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物構造区分、共済目的区分、建物用途、所有および占有等
 - (8) 同居家族数
 - (9) 他の契約等の有無
 - (10) その他この組合が必要と認めた事項
- 5 前項の場合にあっては、共済契約者は、質問事項について、事実を正確に告げなければならない。
- 6 共済契約者は、第4項に規定するものほか細則で定める基準により、この組合の指定する書類を提出しなければならない。
- 7 この組合は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。
- 8 第1項から第7項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。
- 9 更新契約の初回掛金は、共済契約更新日の前日までに払い込まなければならない。
- 10 前項の規定にかかわらず、第21条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）に規定する掛金口座振替特則を付帯した場合および賃金控除の場合は、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の更新日から2ヶ月間とすることができる。
- 11 第9項および第10項に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
- 12 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとする。
 - (1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - (2) 第9項から第11項までに規定する払込猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかったとき。
- 13 この組合は、第1項から第11項までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第2項にもとづき更新ができない場合および第7項にもとづきこの組合が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

(共済掛金の払込み)

第19条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条（共済期間）第1項ただし書の規定により、共済期間が1年未満であるときの共済掛金の払込方法については、月払または一括払とする。
- 3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法別応答日の前日までに払い込まなければならない。
- 4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応答日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。
- 5 この組合は、第3項の規定にかかわらず、共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」という。）までとすることができます。

(共済掛金の払込場所)

第20条 共済契約者は、この組合の事務所または組合の指定する場所に共済掛金を払い込まれなければならない。

(共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱)

第21条 共済契約者は、当該共済契約の共済掛金をこの組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」という。）ができる。または賃金控除（労働基準法第24条協定）により払い込むこと（以下、「賃金控除扱」という。）ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

第22条 この組合は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から2ヶ月間の払込猶予期間を設ける。

2 前項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

第6節 共済金の請求および支払い

(共済金の請求)

第23条 この組合に対する共済金の請求権は、共済事故が生じたときから発生し、これを行使することができるものとする。

2 共済金受取人は、細則で定める書類を提出することによりこの組合に共済金を請求するものとする。

3 この組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済金受取人に対して、前項に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出、またはこの組合が行う調査への協力を求めることができる。この場合において、共済金受取人は、この組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。

4 共済金受取人が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、または第2項もしくは第3項の書類に事実でないこともしくは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、この組合は、それによってこの組合がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

(事故発生のときの義務および義務違反)

第24条 共済契約関係者は、事故が発生したことを知ったときは、つぎの各号の事項を履行しなければならない。

(1) 損害の発生およびその拡大の防止につとめること。

(2) つぎの事項を遅滞なく、この組合に通知すること。

ア 事故発生の状況

イ 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含む。）

(3) 第三者に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含む。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

(4) 第1号から第3号までのほか、この組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること。

(5) 共済の目的について損害が生じたことを知った場合には、この組合が行うつぎの事項に協力すること。

ア 損害が生じた共済の目的またはその敷地内を調査すること。

イ 共済契約関係者の所有物の全部もしくは一部を調査することまたはそれらを移転すること。

2 共済契約関係者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合には、この組合は、つぎの各号の金額を差し引いて共済金を支払う。

(1) 前項第1号に違反したときは、発生およびその拡大を防止することができたと認められる損害の額

(2) 前項第2号、第4号および第5号に違反したときは、そのことによりこの組合がこうむった損害の額

(3) 前項第3号に違反したときは、第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額

3 共済契約関係者が、第1項第4号の書類に故意に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、この組合は、それによりこの組合がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

(共済金等の支払いおよび支払場所)

第25条 この組合は、第23条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、傷害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

(1) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき 180日

(2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき 180日

(3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照

会を行う必要があるとき 90日

- (4) 後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき 120日
 - (5) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき 60日
 - (6) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合にその状況を調査する必要があるとき 360日
 - (7) 第1号から第6号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき 90日
- 2 この組合が必要な調査を行うにあたり、共済契約関係者が正当な理由がないのに当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力をを行わなかった場合を含む。）には、これにより当該調査が遅延した期間について、前項に規定する期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。
- 3 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)

第26条 この組合は、第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う（以下「共済金の差額支払い」という。）ことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければならない。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがなされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

(質入れをする場合)

第27条 共済金を請求する権利を質入れする場合には、この組合の承諾を受けるものとする。

(残存物および盗難品の権利の帰属)

第28条 この組合が共済金を支払った場合でも、共済の目的の残存物について共済契約者および共済金受取人が有する共済の目的の残存物の所有権その他の物権は、この組合がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、この組合に移転しない。

2 盗取された共済の目的について、この組合が第51条（盗難共済金）の共済金を支払う前にその共済の目的が回収された場合は、第51条（盗難共済金）第3項の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなす。

3 この組合は、盗取された共済の目的について、第51条（盗難共済金）第1項第1号および第2号の共済金を支払った場合には、この組合が支払った共済金の額の共済の目的の価額に対する割合に応じて、その共済の目的について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権を取得する。

4 盗取された共済の目的について、この組合が第51条（盗難共済金）第1項第1号および第2号の共済金を支払った後に、その盗取された共済の目的が発見された場合には、共済金受取人は、支払いを受けた共済金から盗取された共済の目的を回収するために支出した費用を控除した残額をこの組合に支払って、その共済の目的の所有権その他の物権を取得することができる。

(代 位)

第29条 損害が生じたことにより共済金受取人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、この組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権はこの組合に移転する。ただし、移転するのはつきの各号のいずれかの額を限度とする。

(1) この組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合

　　共済金受取人が取得した債権の全額

(2) 前号以外の場合

　　共済金受取人が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、この組合に移転せずに共済金受取人が引き続き有する債権は、この組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。

3 共済金受取人は、この組合が取得する第1項の債権または第2項の債権の保全および行使ならびにそのためにこの組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければならない。この場合において、この組合に協力するために必要な費用は、この組合の負担とする。

第7節 共済契約の終了

(詐欺等による共済契約の取消し)

第30条 この組合は、共済契約者の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行う。
- 3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(共済金の不法取得目的による無効)

第31条 この組合は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

(共済契約の無効)

第32条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の全部または一部を無効とする。

- (1) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）第9条（警戒宣言等）第1項にもとづく地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられたときは、同法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する共済の目的について当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定にもとづく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（当該警戒宣言にかかる大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日）までの間に、申し込まれた共済契約。ただし、更新契約または共済契約の中途変更において、基本契約共済金額の増額の申し出がされた場合には、その増額された部分の基本契約共済金額に対応する共済契約とする。
 - (2) 共済契約の発効日または更新日において共済の目的である建物が、第7条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外であるとき、または共済の目的である家財が、第8条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外であるときは、その範囲外となる部分に対応する共済契約
 - (3) 共済契約の発効日において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき。
 - (4) 基本契約の共済金額が、第47条（基本契約共済金額）第2項に規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約
 - (5) 基本契約の口数が、付帯される火災共済契約の基本契約の口数をこえていたときは、そのこえた部分の口数に対応する共済契約
 - (6) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき。
- 2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。
 - 3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求することができる。

(共済契約の失効)

第33条 第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日にさかのぼり効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。

- 2 前項の場合において、払込掛金は返還しない。

(共済契約の解約)

第34条 共済契約者は、細則で定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。ただし、共済金請求権のうえに質権が設定されている場合において、この解約権は、質権者の同意を得た後でなければ行使できない。

- 2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の日を記載する。

3 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書面がこの組合に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じる。

(重大事由による共済契約の解除)

第35条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

- (2) 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
- (3) 第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生のちになされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。
- 3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。
- 4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(告知義務による共済契約の解除)

第36条 共済契約者が、共済契約締結または第18条（共済契約の更新）第4項から第7項までの規定による更新もしくは第45条（共済契約の中途変更）第1項から第4項までの規定による変更の当時（以下、この条において「共済契約締結時」という。）、故意または重大な過失により質問事項について、事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げた場合には、この組合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、つぎに該当する場合には、共済契約を解除することができない。

（1）共済契約締結時において、この組合が前項の事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき。

3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生のちにされたときであっても、この組合は、解除の原因となった事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。

4 第1項の規定による解除権は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

（1）この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。

（2）共済契約締結時から5年が経過したとき。

5 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

6 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知ができない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(通知義務による共済契約の解除)

第37条 第44条（通知義務）第1項各号（第1号、第5号および第8号を除く）の事実の発生により危険増加（質問事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金がその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態にあること）が生じた場合において、共済契約者が故意または重大な過失により同項の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときは、この組合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

2 前項の規定による解除権は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

（1）この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。

（2）危険増加が生じたときから5年が経過したとき。

3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生のちにされたときであっても、この組合は、危険増加が生じた時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が危険増加をもたらした事実によらなかったことを証明した場合は除く。

4 第1項の規定にかかわらず、第44条（通知義務）第1項各号（第1号、第5号および第8号を除く）の事実の発生により危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲をこえることとなったときは、この組合は共済契約の全部または一部を将来に向かって解除することができる。

5 前項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故による損害発生のちにされたときであっても、この組合は、危険増加が生じた時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

6 第1項および第4項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない

場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行うことができる。

(共済契約の消滅)

第38条 共済の目的につき、つぎの各号のいずれかの事実が発生した場合において、当該事実の発生したときには、共済契約は消滅する。

(1) 滅失

(2) 解体

(3) 共済契約関係者以外の者への譲渡（法令にもとづく収用または買収による所有権の移転を含む。）

2 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失または流失が発生した場合において、当該事実の発生したときに共済契約は消滅する。

(取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い)

第39条 この組合は、第30条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還せず、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)

第40条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間（1か月にみたない端数日を切り捨てる。以下、この条において同じ。）に対する共済掛金を共済契約者に払い戻す。

(1) 第34条（共済契約の解約）、第35条（重大事由による共済契約の解除）、第36条（告知義務による共済契約の解除）、第37条（通知義務による共済契約の解除）、第38条（共済契約の消滅）第1項第2号、第3号の規定により、共済契約が解約され、解除され、または消滅したとき。

(2) 第38条（共済契約の消滅）第1項第1号または第2項の規定により消滅し、かつ、第49条（風水害等共済金）、第50条（地震等共済金）または第51条（盗難共済金）の共済金が支払われないとき。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第49条（風水害等共済金）、第50条（地震等共済金）または第51条（盗難共済金）の共済金が支払われたときには、この組合は、当該共済契約の未経過共済期間に対する共済掛金を共済契約者に払い戻さない。

(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)

第41条 第38条（共済契約の消滅）第1項第1号または第2項の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中であっても、その金額を共済金から差し引く。

第8節 共済契約の変更

(共済契約による権利義務の承継)

第42条 共済契約者が死亡した場合、法定相続人は、当該共済期間が満了するまでの期間を限度として、当該相続人が共済契約による権利義務を承継するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、定款第6条第2項による承認を得た法定相続人は、前項の期間を越えて当該共済契約による権利義務を承継することができる。

(氏名または住所の変更)

第43条 共済契約者は、つぎの各号について変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(1) 共済契約者の氏名、住所または住居表示

(2) 共済の目的の所在地の住居表示

(通知義務)

第44条 共済契約者は、つぎの各号のいずれかの事由が発生した場合には、遅滞なく、この組合の定める書式によりその旨をこの組合に通知しなければならない。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではない。

(1) 他の契約等を締結すること。

(2) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の用途もしくは構造を変更し、または当該建物を改築し、もしくは増築すること。

(3) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物を、継続して30日以上空家または無人とすること。ただし、第7条（共済の目的 建物）第2項各号の規定により1年以内に人が入居することを条件として、この組合が共済の目的として承諾した建物にあっては、1年をこえて空家または無人とすること。

(4) 共済の目的を他の場所に移転または変更すること。

(5) 共済の目的である建物につき、滅失し、解体し、もしくは共済契約関係者以外の者

に譲渡すること、または共済の目的である家財を収容する建物につき、滅失し、もしくは解体すること。

(6) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物につき当該共済契約が対象とする共済事故以外による損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微である場合は除く。

(7) 第2号から第6号までの事由以外で、共済の目的である建物が、第7条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第8条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。

(8) 共済の目的である家財を収容する建物に居住する同居家族数が変更となること。

2 この組合は、前項の通知を受けて、第37条（通知義務による共済契約の解除）第4項の規定を適用せず共済契約の継続を承諾するときは、その旨を共済契約者に通知する。この場合において、通知の内容が第1項第3号の事由の発生であるときは、この組合は、細則で定める基準により当該建物の適正な維持管理ができると認められる場合に限り、共済契約の継続を承諾する。

3 共済契約者は、この組合が第1項の事由の発生に関する事実の確認のために行う共済の目的的検査を正当な理由がないのに拒み、または妨げてはならない。

(共済契約の中途変更)

第45条 共済契約者は、共済期間の中途において第43条（氏名または住所の変更）および前条に規定する内容以外の証書記載の内容の変更の申し出をする場合には、この組合の定める書式により必要となる事項を記載し、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

2 前項の場合にあっては、共済契約者は、質問事項について、事実を正確に告げなければならぬ。

3 共済契約者は、第1項に規定するものほか細則で定める基準により、この組合の指定する書類を提出しなければならない。

4 この組合は、第1項の申し出の内容を審査し、その申し出を承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約者に通知する。この場合において、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。

5 第1項の申し出をこの組合が承諾した場合には、変更承諾日から変更の効力を生じるものとする。

(共済掛金の返戻または追徴)

第46条 共済期間の中途において、第44条（通知義務）または前条にもとづいて共済契約を変更し、共済掛金の額が変更となるときには、この組合は、未経過期間に対する変更前の共済掛金の額と変更後の共済契約にもとづく共済掛金の額との差を計算し、その額を返戻または追徴する。

2 前項に規定する未経過期間は、第44条（通知義務）にもとづく通知の日の翌日または前条にもとづく変更承諾日からその直後の払込方法別応当日の前日までの期間とする。

3 第1項の規定にもとづき、この組合が、追徴となる共済掛金（以下、この条において「追加共済掛金」という。）を請求した場合において、共済契約者は、細則で定める基準によりこの組合が指定する期日までに追加共済掛金を払い込まなければならない。

4 この組合は、前項のこの組合が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがない場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

5 第2項に規定する未経過期間に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、第3項のこの組合が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがされないときは、共済契約の変更がされたものとして、変更前の共済契約にもとづく共済金を支払う。

6 この組合の規定する共済掛金の額が、共済期間の中途で改正された場合であっても、この組合は、当該共済契約の共済期間が満了するまでは、共済掛金の返戻または追徴を行わない。

第3章 基本契約

第1節 基本契約共済金額

(基本契約共済金額)

第47条 基本契約1口についての共済金額は、共済契約の種類ごとならびに次条第1項および第2項に規定する共済金の種類ごとに、それぞれつきのとおりとする。

共済契約の種類 共済金の種類	標準タイプ	大型タイプ
風 水 害 等 共 済 金	5万円	7万円
地 震 等 共 済 金	2万円	3万円

盜難共済金	10万円	10万円
傷害費用共済金	1万円	1万円

2 基本契約共済金額の最高限度は、共済金の種類ごとに付帯される火災共済契約の基本契約共済金額に第1号の割合を乗じた額とする。ただし、共済の目的ごとの最高限度は、共済金の種類ごとに第2号のとおりとする。

共済金の種類	(1) 付帯される火災共済契約の基本契約共済金額に乘ずる割合	(2) 最高限度	
		建物	家財
風水害等共済金	70%	2,800万円	1,400万円
地震等共済金	30%	1,200万円	600万円
盜難共済金	100%	4,000万円	2,000万円
傷害費用共済金	10%	400万円	200万円

3 同一の共済の目的につき、基本契約を分割して締結する場合には、分割されたすべての基本契約の基本契約共済金額の合計額が、第2項に規定する額をこえない範囲で基本契約共済金額を設定することができる。

第2節 基本契約の共済金および共済金の支払い

(基本契約共済金)

第48条 基本契約によりこの組合が支払う損害共済金の種類は、つきの各号のとおりとする。

(1) 風水害等共済金

(2) 地震等共済金

(3) 盗難共済金

2 基本契約によりこの組合が支払う費用共済金の種類は、つきのとおりとする。

(1) 傷害費用共済金

3 基本契約によりこの組合が支払う特別共済金の種類は、つきの各号のとおりとする。

(1) 地震等特別共済金

(2) 付属建物等特別共済金

4 同一の共済の目的につき、分割された基本契約がある場合には、分割されたすべての基本契約の基本契約共済金額を合算し、共済の目的である建物または共済の目的である家財ごとに契約されたものとして第1項から第3項までの共済金を算出する。

(風水害等共済金)

第49条 この組合は、基本契約において、共済期間中に風水害等により損害（消防または避難に必要な処置を含む。以下同じ。）が生じ、つきの各号のいずれかに該当した場合には、風水害等共済金を支払う。ただし、申込みの日以前に発生した風水害等により、申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては風水害等共済金を支払わない。

(1) 共済の目的である建物の損害の額が10万円をこえる場合。ただし、浸水による損害および建物外部の損壊をともなわない吹き込み、浸み込み、漏入等による建物内部のみの損害を除く。

(2) 共済の目的である家財の損害の額が10万円をこえる場合。ただし、浸水による損害および共済の目的である家財を収容する建物外部の損壊をともなわない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除く。

(3) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が床上浸水をこうむった場合

2 更新契約または共済契約の中途変更において、基本契約共済金額の増額の申し出がされた場合の増額された部分の基本契約共済金額に対応する共済契約については、前項ただし書きの規定を準用する。

3 第1項の規定により支払う風水害等共済金の額は、基本契約共済金額に共済の目的の損害の程度に応じて、つきの各号の割合を乗じて得た額に相当する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

損害の程度	基本契約共済金額に乘ずる割合
(1) 建物の70%以上を損壊または流失した場合。損害の程度はそれにみたないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含む。	100%
(2) 建物の50%以上70%未満を損壊した場合	70%
(3) 建物の30%以上50%未満を損壊した場合	50%
(4) 建物の20%以上30%未満を損壊した場合	30%
(5) 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が100万円をこえる場合	20%

(6) 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が50万円をこえ100万円以下の場合	10%	
(7) 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が20万円をこえ50万円以下の場合	4 %	
(8) 建物の損壊による建物の損害の額または家財の損害の額が10万円をこえ20万円以下の場合	2 %	
(9) 床上浸水		
全床面の50%以上にわたる床上浸水の場合		
浸水高	150cm以上 100～150cm未満 70～100cm未満 40～70cm未満 40cm未満	50% 36% 30% 20% 10%
全床面の50%未満にわたる床上浸水の場合		
浸水高	100cm以上 100cm未満	10% 3 %
(10) その他この組合が、第1号から第9号までと同程度の損害に相当すると認める場合	第1号から第9号までに相当する割合	

- 4 前項第1号から第4号までの損壊または流失の率の算出は、第15条（共済の目的の範囲）の規定にかかわらず、建物および従物により行う。
- 5 第3項の場合において、家財を共済の目的とする共済契約の、共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度が第3項第1号から第4号まで、または第9号に相当するときは、その損害の程度を、共済の目的である家財の損害の程度とみなす。
- 6 第1項の損害について、付帯される火災共済契約により共済金が支払われる場合には、付帯される火災共済契約の共済金を優先して支払う。この場合において、付帯される火災共済契約により支払われる共済金の額と風水害等共済金の額の合計額が損害の額をこえるときは、第3項の規定にかかわらず、その損害の額から、付帯される火災共済契約により支払われる共済金を差し引いた残額を風水害等共済金として支払う。
- 7 第3項の損害の程度の認定は、細則で定める基準により行う。
- 8 第3項各号の損害が重複する場合には、基本契約共済金額に乗ずる割合がもっとも高い損害の程度に応じて風水害等共済金を支払う。
- 9 異なる複数の風水害等により、共済の目的に損害があった場合において、複数の風水害等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各風水害等による損害の程度を合わせたものにより行う。
- 10 前項の場合において、これらの複数の風水害等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払う。

（地震等共済金）

- 第50条 この組合は、基本契約において、共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害が生じ、その損害の額が100万円をこえる場合には、地震等共済金を支払う。
- 2 前項の規定により支払う地震等共済金の額は、基本契約共済金額に共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度に応じて、つぎの各号の割合を乗じて得た額に相当する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

損害の程度	基本契約共済金額に乘ずる割合
(1) 建物の70%以上を焼失、損壊、埋没または流失した場合（損害の程度はそれにみたないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含む。）	100%
(2) 建物の50%以上70%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合	60%
(3) 建物の20%以上50%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合	50%
(4) 建物の焼失、損壊、埋没または流失による損害の額が100万円をこえる場合	10%

- 3 前項第1号から第3号までの焼失、損壊、埋没または流失の率の算出は、第15条（共済の目的の範囲）の規定にかかわらず、建物および従物により行う。
- 4 第1項の規定にかかわらず、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の額が100万円をこえないが、共済の目的である家財の損害の額が100万円をこえる場合には、第2項第4号の損害とみなし、共済の目的である家財について、地震等共済金を支払う。
- 5 第2項の損害の程度の認定は、細則で定める基準により行う。

- 6 72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなす。
- 7 異なる複数の地震等により、共済の目的に損害があった場合において、複数の地震等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各地震等による損害の程度を合わせたものにより行う。
- 8 前項の場合において、これらの複数の地震等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払う。

(盗難共済金)

第51条 この組合は、基本契約において、共済期間中に発生した盗難によりつぎの各号いずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届出をした場合には、盗難共済金を支払う。

- (1) 共済の目的に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
 - (2) 日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く。）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
 - (3) 家財が共済の目的である場合において、共済の目的である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、つぎのすべてをみたす場合に限る。
 - ア 共済契約関係者が、盗取を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
 - イ 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと
- 2 前項の規定により支払う盗難共済金の額は、盗難により生じた前項各号の損害の額に相当する額とする。この場合において、前項第1号および第2号の損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。
- 3 第1項の場合において、盗取されたものを回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、その盗取されたものの価額を限度として前項の損害の額に含まれるものとする。
- 4 第1項第1号または第2号の損害について、付帯される火災共済契約により共済金が支払われる場合には、付帯される火災共済契約の共済金を優先して支払う。この場合において、その損害の額が、付帯される火災共済契約から支払われる共済金をこえるときは、第2項の規定にかかわらず、その損害の額から、付帯される火災共済契約から支払われる共済金を差し引いた残額を盗難共済金として支払う。

5 第1項から第4項までの規定により支払う盗難共済金の額は、1回の共済事故につき、基本契約共済金額を限度とし、かつ、第1項第2号および第3号による損害については、それぞれつぎの各号の額を限度とする。

(1) 持ち出し家財の盗難

100万円または家財の基本契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額

(2) 通貨の盗難

20万円または家財の基本契約共済金額のいずれか低い額

(3) 預貯金証書の盗難

200万円または家財の基本契約共済金額のいずれか低い額

6 第2項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行う。

(傷害費用共済金)

第52条 この組合は、基本契約において、第49条（風水害等共済金）、第50条（地震等共済金）、第51条（盗難共済金）第1項第1号もしくは第3号の共済金が支払われる場合、または、付帯される火災共済契約により火災等共済金もしくは風水害等共済金が支払われる場合において、その事故を直接の原因として、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物で共済契約関係者が傷害を受け、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態になったときは、傷害費用共済金を支払う。

2 前項の規定により支払う傷害費用共済金の額は、死亡または身体障害の状態になったものの1人につき、共済の目的または共済の目的である家財を収容する建物について事故が生じた日における建物および家財の基本契約共済金額の合計額に、その傷害の程度に応じて、つぎの各号の割合を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、1回の共済事故につき、1人ごとに基本契約共済金額を限度とする。

傷害の程度	基本契約共済金額に乗ずる割合
(1) 死亡した場合	100%
(2) 別表第1「身体障害等級別支払割合表」に定める身体障害の状態になった場合	100～4% (別表第1「身体障害等級別支払割合表」の支払割合にもとづく)

3 前項の規定にかかわらず、同一の事故により支払う傷害費用共済金の額は、1人ごとに

通算して基本契約共済金額を限度とする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害となつていない症状であっても、細則で定める場合には、180日以内に身体障害となったものとみなす。

(他の障害その他の影響がある場合)

第53条 この組合は、前条の規定により共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、細則で定める方法により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払う。

- (1) すでに存在していた障害もしくは傷病の影響
- (2) 当該事故のうちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響
- (3) 正当な理由がなく、傷害を受けた者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと

(地震等特別共済金)

第54条 この組合は、基本契約において、共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害が生じ、その損害の額が、20万円をこえ100万円以下の場合には、地震等特別共済金を支払う。ただし、地震等特別共済金を支払うのは、第50条(地震等共済金)の共済金が支払われない場合であって、かつ、建物および家財の基本契約口数の合計が20口以上である場合に限る。

- 2 前項の規定により支払う地震等特別共済金の額は、1回の共済事故につき、1世帯ごとに、共済契約の種類に応じて、つぎの各号に規定する額とする。

- (1) 共済契約の種類が標準タイプのとき 3万円
- (2) 共済契約の種類が大型タイプのとき 4.5万円

- 3 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

- 4 第1項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行う。

- 5 72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなす。

- 6 異なる複数の地震等により、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害があった場合において、複数の地震等の間に修復が行われなかつたときの損害の程度の認定は、各地震等による損害の程度を合わせたものにより行う。

- 7 前項の場合において、これらの複数の地震等による損害につき、すでに共済金が支払われているときは、地震等特別共済金を支払わない。

(付属建物等特別共済金)

第55条 この組合は、基本契約において、共済の目的である建物のうち付属建物または付属工作物が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、付属建物等特別共済金を支払う。ただし、付属建物等特別共済金を支払うのは、共済契約の種類が大型タイプで、かつ、建物の基本契約口数が20口以上である場合に限る。

- (1) 共済期間中に風水害等により損害が生じ、その損害の額が10万円をこえる場合。ただし、申込みの日以前に生じた風水害等により、申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては付属建物等特別共済金を支払わない。

- (2) 共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により損害が生じ、その損害の額が20万円をこえる場合

- 2 前項の規定により支払う付属建物等特別共済金の額は、1回の共済事故につき、1世帯ごとに3万円とする。

- 3 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

- 4 第1項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行う。

- 5 72時間以内に生じた複数の地震等により、共済の目的のうち付属建物または付属工作物に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなす。

- 6 異なる複数の風水害等または地震等により、共済の目的のうち付属建物または付属工作物に損害があった場合において、複数の風水害等または地震等それぞれの間に修復が行われなかつたときの損害の程度の認定は、各風水害等または各地震等による損害の程度を合わせたものにより行う。

- 7 前項の場合において、これらの複数の風水害等または複数の地震等による損害につき、すでに共済金が支払われているときは、付属建物等特別共済金を支払わない。

(他の契約等がある場合)

第56条 この組合が第48条(基本契約共済金)第1項に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等があり、かつ、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が共済金の種類ごとに規定する支払限度額をこえるときは、この組合は、つぎの各号により算出した額を基本契約共済金として支払う。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの組合の支払責任額を限度とする。

- (1) 他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき

$$\boxed{\text{支 払 限度額}} - \boxed{\text{時価額基準の他の契約等によつて支払われるべき共済金または保険金の合計額}} = \boxed{\text{基本契約 共済金の額}}$$

(2) 他の契約等から共済金または保険金がすでに支払われているとき

$$\boxed{\text{支 払 限度額}} - \boxed{\text{再取得価額基準の他の契約等によつてすでに支払われている共済金または保険金の合計額}} - \boxed{\text{時価額基準の他の契約等によつて支払われるべき共済金または保険金の合計額}} = \boxed{\text{基本契約 共済金の額}}$$

2 前項の共済金の種類ごとに規定する支払限度額とは、つぎの各号のとおりとする。

	共済金の種類	支払限度額
(1)	第49条（風水害等共済金）の風水害等共済金 第50条（地震等共済金）の地震等共済金 第51条（盗難共済金）第1項 第1号の盗難共済金	損害の額
(2)	第51条（盗難共済金）第1項 第2号の盗難共済金	1回の共済事故につき、100万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が100万円をこえるものがある場合には、100万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(3)	第51条（盗難共済金）第1項 第3号の盗難共済金	通貨 1回の共済事故につき、20万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が20万円をこえるものがある場合には、20万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
		預貯金証書 1回の共済事故につき、200万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が200万円をこえるものがある場合には、200万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。

3 第1項の場合において、付帯される火災共済契約と当該基本契約の双方に支払責任があるときは、「他の契約等がないものとして算出したこの組合の支払責任額」を、「他の契約等がないものとして算出した付帯される火災共済契約の支払責任額と当該基本契約の第49条（風水害等共済金）および第51条（盗難共済金）に規定する支払責任額との合計額」と読み替え、付帯される火災共済契約と当該基本契約の双方から支払う基本契約共済金を算出する。

(基本契約共済金支払い後の基本契約共済金額)

第57条 この組合が基本契約共済金を支払った場合においても、第38条（共済契約の消滅）第1項第1号および第2項に該当する場合を除き、当該基本契約の基本契約共済金額は、変わらない。

(基本契約共済金を支払わない場合)

第58条 この組合は、基本契約において、つぎの各号のいずれかの事由により生じた損害に對しては、風水害等共済金、地震等共済金、盗難共済金、地震等特別共済金および付属建物等特別共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- (2) 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (3) 共済の目的である家財（持ち出し家財を除く。）が、共済の目的である家財を収容する建物外にある間に生じた風水害等、地震等または盗難
- (4) 家財の置き忘れもしくは紛失、または置引き、車上ねらい（搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいう。）、もしくはその他共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の盗難
- (5) 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第3項で定めるものをいう。）の盗難
- (6) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- (7) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放

- 射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (8) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (9) 第6号から第8号までの事由により発生した事故の延焼または拡大
 - (10) 発生原因がいかなる場合でも、第6号から第8号までの事由による事故の延焼または拡大
 - (11) 第6号から第8号までの事由に伴う秩序の混乱
- 2 この組合は、基本契約において、地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害に対しては、地震等共済金、地震等特別共済金および付属建物等特別共済金を支払わない。
- 3 この組合は、基本契約において、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、傷害費用共済金を支払わない。
- (1) 共済契約関係者もしくは共済金受取人等またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障害
 - (2) 第1項第6号から第11号までの事由が発生した場合に生じた死亡および身体障害
 - (3) 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

(業務の委託)

第59条 この組合は、この共済事業を実施するに必要な業務の一部（共済契約の締結の代理および媒介を除く。）をこの組合の組合員の属する団体に委託することができる。

第2節 異議の申立ておよび審査委員会

(異議の申立ておよび審査委員会)

- 第60条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者は、この組合の審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。
- 2 前項の異議申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
 - 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
 - 4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、審査委員会規則で定める。

第3節 再共済の授受

(再共済)

- 第61条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を日本再共済生活協同組合連合会に再共済するものとする。
- 2 前項の場合において、再共済契約の締結は、自然災害共済再共済協定書により行うものとする。

第4節 総支払限度額

(総支払限度額の設定)

- 第62条 この組合は、他のすべての自然災害共済実施生協との間で、1回の風水害等によりすべての自然災害共済実施生協が支払う共済金の額および1回の地震等によりすべての自然災害共済実施生協が支払う共済金の額に、共同して支払限度額（以下「総支払限度額」という。）を設ける。
- 2 前項の総支払限度額は、総代会の議決を要する。
 - 3 連続して生じた複数の風水害等は、これらを一括して1回の風水害等とみなす。ただし、つぎの各号に該当する場合を除く。
 - (1) 被災地域がまったく重複しない場合
 - (2) 被災地域は重複するが、個々の風水害等によりその地域に損害が発生した時刻の間隔が72時間を超える場合
 - 4 72時間以内に生じた複数の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなす。ただし、被災地域がまったく重複しない場合には、異なる地震等とみなす。

(大規模災害発生時における共済金の削減等)

- 第63条 1回の風水害等または1回の地震等につき、共済契約にもとづき支払うべき、それぞれつぎの各号の所定の共済金の総額が、この組合の負担限度額をこえる場合には、この組合は、共済金を削減することができる。
- (1) 風水害等
 - 風水害等共済金、傷害費用共済金、付属建物等特別共済金
 - (2) 地震等

地震等共済金、傷害費用共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金

2 前項のこの組合の負担限度額は、つきの算式により算出される。

この組合の支払うべき

所定の共済金総額

× 自然災害共済実施生協が

自然災害共済実施生協の

定める総支払限度額

支払うべき所定の共済金総額

3 第1項の規定により共済金を削減する場合の各契約ごとの支払共済金は、つきの算式により算出される。

$$\frac{\text{各契約ごとの支払うべき}}{\text{所定の共済金の額}} \times \frac{\text{自然災害共済実施生協が定める総支払限度額}}{\text{自然災害共済実施生協の支払うべき所定の共済金総額}}$$

(異常に災害が発生した場合の共済金の分割、繰り延べ、削減等)

第64条 風水害等または地震等が異常に発生し、この共済事業にかかる異常危険準備金を取り崩してもなお、共済契約にもとづき支払うべき所定の共済金を支払うことができない場合には、この組合は第62条（総支払限度額の設定）および前条の規定にかかわらず、総代会の議決を経て、共済金の分割払い、支払いの繰り延べまたは削減することができる。

(共済金の削減の場合の概算払い)

第65条 この組合は、第63条（大規模災害発生時における共済金の削減等）または前条にもとづき共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、その差額を支払うことができる。

第5節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

(共済掛金の額)

第66条 基本契約1口についての共済掛金の額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(責任準備金の額)

第67条 基本契約にかかる責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(解約返戻金等の額)

第68条 第40条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）に規定する返戻金の額は、別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(未収共済掛金の額)

第69条 未収共済掛金の額は、別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(支払備金および責任準備金の積立て)

第70条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

第6節 共済の種類の区分

(共済契約の種類)

第71条 この組合が共済契約申込者と締結できる共済契約の種類は、別表第4「共済契約の種類」に規定する。

第7節 共済契約上の紛争の処理

(管轄裁判所)

第72条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この組合の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第8節 規約の変更

(規約の変更)

第73条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他事情により、第11条（共済契約内容の提示）第1項に規定する規約を変更する必要が生じた場合には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(身体障害等級別支払割合表の変更)

第74条 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」という。)中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この組合が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができる。ただし、この場合には、この組合は、共済契約者にあらかじめその旨を周知する。

第9節 雜 則**(時 効)**

第75条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(細 則)

第76条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続その他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第77条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則**第1章 掛金口座振替特則****(掛金口座振替特則の適用)**

第78条 この特則は、第21条（共済掛金の口座振替扱いおよび賃金控除扱）に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第79条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この組合の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つきの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

- (1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この組合と共に掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。
- (2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(共済掛金の払込み)

第80条 初回掛金を口座振替扱によって払い込む場合の初回掛金は、第17条（共済契約の成立および発効日）第1項の規定にかかわらず、この組合が当該共済契約にかかる初回掛金を、はじめて指定口座からこの組合の口座に振り替えようとした日までに指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まれなければならない。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかった場合は、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

2 第2回以後の共済掛金は、第19条（共済掛金の払込み）第3項および第5項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの組合の定めた日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まれなければならない。

3 第1項および第2項の場合にあっては、指定口座から引き落としのなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。

4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）にかかる共済掛金を振り替える場合には、この組合は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この組合に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければならぬ。

6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

(口座振替不能の場合の扱い)

第81条 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条第2項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行わない限り、共済掛金の払込みがされなかつたものとみなす。

2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第18条（共済契約の変更）第10項および第22条（共済掛金の払込猶予期間）の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの組合またはこの組合の指定した場所に払い込まなければならない。

(指定口座の変更等)

第82条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。

2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

3 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。この場合、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

(掛金口座振替特則の消滅)

第83条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

(1) 第79条（掛金口座振替特則の締結）第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。

(2) 前条第1項、第2項および第4項に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。

(3) 共済契約者が次条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。

(4) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止したとき。

(5) 共済契約者が共済掛金の払込みを他の方法に変更したとき。

(振替日の変更)

第84条 この組合および取扱金融機関等の事情により、この組合は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合、この組合は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、厚生大臣の認可を受けた日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

2 改正後の第47条（基本契約共済金額）および第49条（風水害等共済金）は、適用の日現在、現に存する共済契約についても適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成22年3月31日）から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、第47条（基本契約共済金額）第1項の表中、大型タイプ契約の引き受けならびに、第55条（付属建物等特別共済金）の取扱いは、平成22年7月1日から適用する。

2 第35条（重大事由による共済契約の解除）は、適用日前に成立した共済契約についても将来に向かって適用する。

(1) 第35条（重大事由による共済契約の解除）

(2) 第59条（業務の委託）

3 共済契約の成立時期にかかわらず、共済事故が適用日以後に発生した場合には、第25条（共済金等の支払いおよび支払場所）の規定を適用する。

附 則

（2014年11月20日総代会議決。）

(施行期日)

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（2014年12月24日）から施行し、2015年2月1日から適用する。ただし、適用の日現在、現に存する共済契約については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例による。

2 第1項の規定にかかわらず、共済事故が適用日以後に発生した場合には、つぎに掲げる改正後の規定を適用する。

(1) 第56条（他の契約等がある場合）

(総支払限度額の適用に関する経過措置)

3 第63条（大規模災害発生時における共済金の削減等）第1項の規定により共済金を削減

する場合において、第1項の規定により従前の例によることとなる共済契約（以下、「旧契約」という。）がなお存する間は、旧契約および適用日以後にあらたに発効または更新する共済契約（以下、「新契約」という。）を区分して取り扱い、同条第2項の算式を（1）の算式に、同条第3項の算式を、旧契約については（2）の算式に、新契約については（3）の算式に読み替えて適用する。

（1）この組合の負担限度額に適用する算式

$$\begin{array}{c} \text{この組合の旧契約} \quad \text{調整率} \quad \text{この組合の新契約} \quad \text{調整率} \\ \text{に対し支払うべき} \times \quad \text{(a)} \quad + \text{に対し支払うべき} \times \quad \text{(b)} \\ \text{所定の共済金総額} \quad \text{所定の共済金総額} \end{array} \times \frac{\text{自然災害共済実施生協の}}{\text{支払うべき所定の共済金総額}} \times \frac{\text{自然災害共済実施生協が定める}}{\text{自然災害共済実施生協の}} \text{自然災害共済実施生協が定める} \\ \text{支払うべき所定の共済金総額} \quad \text{総支払限度額} \end{array}$$

（2）旧契約に適用する算式

$$\begin{array}{c} \text{旧契約ごとの} \quad \text{自然災害共済実施生協が} \\ \text{支払うべき所定の} \times \frac{\text{定める総支払限度額}}{\text{自然災害共済実施生協の}} \times \text{調整率 (a)} \\ \text{共済金の額} \quad \text{支払うべき所定の共済金総額} \end{array}$$

（3）新契約に適用する算式

$$\begin{array}{c} \text{新契約ごとの} \quad \text{自然災害共済実施生協が} \\ \text{支払うべき所定の} \times \frac{\text{定める総支払限度額}}{\text{自然災害共済実施生協の}} \times \text{調整率 (b)} \\ \text{共済金の額} \quad \text{支払うべき所定の共済金総額} \end{array}$$

4 前項の調整率は、調整率（a）が調整率（b）をつねに下回るものとして、つぎの算式により求めるものとする。この場合において調整率（a）に対する調整率（b）の割合は、旧契約の基本契約1口についての共済掛金の額の平均に対する新契約の基本契約1口についての共済掛金の額の平均の割合にもとづき120パーセントを上限とする。

$$\begin{array}{c} \text{自然災害共済実施生協} \quad \text{自然災害共済実施生協が} \\ \text{の旧契約に対し支払う} \times \frac{\text{定める総支払限度額}}{\text{自然災害共済実施生協の}} \times \text{調整率 (a)} \\ \text{べき所定の共済金総額} \quad \text{支払うべき所定の共済金総額} \\ \\ + \text{自然災害共済実施生協} \quad \text{自然災害共済実施生協が} \\ \text{の新契約に対し支払う} \times \frac{\text{定める総支払限度額}}{\text{自然災害共済実施生協の}} \times \text{調整率 (b)} \\ \text{べき所定の共済金総額} \quad \text{支払うべき所定の共済金総額} \end{array}$$

$$= \text{自然災害共済実施生協が定める総支払限度額}$$

（責任準備金額算出方法書および未収共済掛金額算出方法書の適用）

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、別紙第2および別紙第4は、2014年度にかかる決算から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規約の一部改正は、令和2年4月1日から適用する。

自然災害共済事業細則

(総 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、自然災害共済事業規約（以下「規約」という。）第76条（細則）にもとづきこの細則を定める。

(共済掛金の払込方法ごとの掛金額)

第2条 規約第19条（共済掛金の払込み）にいう払込方法（対象者）ごとの1口あたりの共済掛金額は、つぎのとおりとする。

払込方法	標準タイプ				大型タイプ			
	木造	105円	耐火	65円	木造	155円	耐火	95円
年払い	木造	53円	耐火	33円	木造	78円	耐火	48円
半年払い	木造	9円	耐火	5.5円	木造	13円	耐火	8円
月払い	木造	9円	耐火	5.5円	木造	13円	耐火	8円

(途中契約の発効日)

第3条 規約第17条（共済契約の成立および発効日）の規定にもとづく、途中契約の申込みによる発効日は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 現金扱は、共済掛金をこの組合（事業本部・支所・事業部）が受領した翌日午前0時を発効日とする。
- (2) 郵便振替扱は、組合員から払い込まれた日の翌日午前0時を発効日とする。この場合の共済掛金は、共済掛金請求書（郵便振替用紙）にもとづき郵便局から払込みをする。
- (3) 貸金控除扱は、共済掛金控除が行われた月の翌月1日の午前0時を発効日とする。

(途中契約の1口あたりの共済掛金額)

第4条 規約第66条（共済掛金の額）の規定にかかわらず、途中契約の共済掛金額は、払込方法（年払い・半年払い・月払い対象者）、共済契約の種類（標準タイプ・大型タイプ）および建物構造（木造・耐火）ごとに1口あたりの共済掛金額を発効日の属する月を含め、契約年度末までの残月数を乗じた額とする。

払込方法	1口あたりの共済掛金額			
	標準タイプ		大型タイプ	
	木造	耐火	木造	耐火
年払い	8.75円	5.4166円	12.9166円	7.9166円
半年払い	8.8333円	5.5円	13円	13円
月払い	9円	5.5円	8円	8円

(共済契約の目的 建物)

第5条 規約第7条（共済契約の目的 建物）第1項にいう共済契約関係者が所有する建物の範囲とは、つぎの各号に定めるものとする。

- (1) 共済契約者または配偶者が所有し居住に使用する建物。
- (2) 共済契約者または配偶者が居住している建物。
- (3) 共済契約者の親および子が居住している建物。
- (4) 共済契約関係者にある親族（「親族」とは、共済契約者の祖父母、父母、子、兄弟姉妹をいう。）が所有し、かつ居住している建物。

2 前項にいう建物とは原則として居住に使用する建物をいう。

(日本国内の定義)

第6条 規約第7条（共済の目的 建物）第1項第1号、規約第8条（共済の目的 家財）第1項第1号、規約第51条（盗難共済金）第1項第2号および規約第72条（管轄裁判所）にいう「日本国内」とは、日本国政府が統治権を有する領土とする。

(建築中の建物の基準)

第7条 規約第7条（共済の目的 建物）第2項第1号に規定する「細則で定める基準」とは、つぎの各号の条件のすべてをみたすことをいう。

- (1) 建築工事の注文者が、建物の完成後所有者となること。
- (2) 建築工事の注文者が、建物の共済契約者となること。
- (3) 建築請負業者が、その建築中の建物にかかる保険等に加入していないこと。
- (4) 建前完了時以後であること。

(新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)

第8条 規約第7条（共済の目的 建物）第2項各号にいう「この会が細則で定めるもの」とは、30日以内の入居が困難な事情および1年以内の入居が確実に見込まれる事情ならびに必要につきみたすべき条件を定める基準をいう。

(共済契約申込み時の提出書類)

第9条 規約第12条（共済契約の申込み）第3項、規約第18条（共済契約の更新）第6項および規約第45条（共済契約の中途変更）第3項にいう「細則で定める基準」とは、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が第22条（耐火構造および木

造の定義)に該当する場合をいう。

- 2 前項の場合において、この組合は共済契約者等に対し、つきの各号のいずれかの書類の提出をもとめることができる。
- (1) 建築確認申請書
 - (2) 設計仕様書または設計図面
 - (3) 前号以外のハウスメーカー、販売者、不動産賃貸業者等の作成する書類
 - (4) ハウスマーカー、販売者、不動産賃貸業者等による証明書類
 - (5) 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の特約火災保険に加入している場合の保険証券等
 - (6) 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)または受託金融機関から発行された書類

(追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日)

第10条 規約第46条(共済掛金の返戻または追徴)第3項にいう「細則に定める基準によりこの組合が指定する期日」とは、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日をいう。

(口数の特例)

第11条 規約第10条(付帯される契約との関係)第2項にいう「細則で定める口数」とは、標準タイプについては付帯される火災共済契約の2分の1口数以上同口数までとし、端数が発生する場合または奇数の場合は直近の偶数口数まで切り上げた口数をいう。

(同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位)

第12条 同一敷地内に2以上の建物がある場合において、そのいずれもが規約第7条(共済契約の目的 建物)第1項の建物であり、かつ規約第14条(共済契約の締結の単位)第1項に定められた共済目的ごとに共済契約の締結がされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物または家財について一括して共済契約が締結されているとみなすことができる。ただし、共済契約関係者が居住している建物に限る。

2 前項の締結がされている場合の損害の額および焼破損割合の算出は、棟ごとに行い共済金を決定する。

(共済掛金の不足および過納の扱い)

第13条 共済契約者が共済掛金の払込みをした場合であって、払い込まれた共済掛金が規約第19条(共済掛金の払込み)ならびに第2条(共済掛金の払込方法ごとの掛金額)、第4条(途中契約の1口あたりの共済掛金額)に規定する共済掛金額に合致しないときは、つきの各号に定めるものとする。

- (1) 共済掛金が過納のときは、その過納分について共済掛金を返還することができる。
- (2) 共済掛金が不足するときは、この組合は共済契約者に対して不足額の払込みを請求する。なお、この組合が共済契約者に対して不足額の払込みを請求した日から、60日以内に不足額の払込みがされなかった場合は、この組合は共済契約の当該申込みを失効とし共済掛金を共済契約者に返還しない。

(不足共済掛金未納中の共済金の支払いの扱い)

第14条 前条第1項第2号に定める不足共済掛金が生じている間に共済事由が発生したときは、不足共済掛金額の払込みを請求した日から60日以内に不足共済掛金が払い込まれていれば、当該共済契約における効力については当該契約(不足共済掛金が生じた契約)によるものとみなし共済金を支払うものとする。

(共済掛金の払込猶予期間)

第15条 規約第18条(共済契約の更新)第10項および規約第22条(共済掛金の払込猶予期間)でいう共済掛金の払込猶予期間は、掛金納入方法が賃金控除扱(労働基準法第24条協定)および口座振替扱の場合に設けるものとし、以下の規定とする。

- (1) 口座振替扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。
- (2) 賃金控除扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。

(共済掛金の払込猶予期間の特例)

第16条 共済掛金の払込猶予期間の規定にかかわらず、共済契約者が共済掛金の払い込みをしたが払い込まれた共済掛金が所定の共済掛金に不足するときで、この組合が不足額の請求をした日から60日以内に掛金が払い込まれた場合は、当該共済契約は更新されているものとして扱い、掛金が払い込まれた日の翌日から保障するものとする。

(共済掛金の払込猶予期間の失効)

第17条 規約第18条(共済契約の更新)第10項および規約第22条(共済掛金の払込猶予期間)第1項に定める猶予期間を過ぎ、なお共済掛金が払い込まれない場合は、当該共済契約は効力を失い払込期日に遡って失効する。

(各共済金請求の提出書類)

第18条 規約第23条(共済金の請求)第2項にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとに、つきの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類	(1) 共済 金請求 書	(2) 損害の 状況の 報告書	(3) 共済事故の 証明書	(4) 共済金受取人の 印鑑證明	(5) 登記簿謄本または登記事項証 明書(建物に損害がある場合)	(6) 死亡診断書(死体検案書)	(7) 後遺障害診断書	(8) その他の必要書類
共済金の種類								
風水害等共済金	○	○	○	○	○			○
地震等共済金	○	○	○	○	○			○
盗難共済金	○	○	○	○	○			○
傷害費用共済金(死亡)	○	○	○	○		○		○
傷害費用共済金(障害)	○	○	○	○			○	○
地震等特別共済金	○	○	○					○
付属建物等特別共済金	○	○	○					○

(注) ○は、必要書類。

2 前項の規定にかかわらず、この組合は、前項の書類の一部の省略を認めることができる。

3 第1項第3号に規定する「共済事故の証明書」とは共済事故に応じて「関係官署の罹災証明書」またはこれに代わるべき証明書とする。

(必要な調査期間を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い)

第19条 規約第25条(共済金等の支払いおよび支払場所)第1項にいう共済金を支払う日が同項に定める期間を経過する日の後の日であるときは、この組合は、当該の期日を経過した日から起算して、民法(明治29年4月27日法律第89号)第404条に定める法律利率により計算する利息を付して、共済金とあわせて支払うものとする。

(共済契約の解約の手続)

第20条 共済契約者は、規約第34条(共済契約の解約)の定めにより共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(空家の取扱い)

第21条 規約第44条(通知義務)第2項にいう「細則で定めるもの」とは、つぎの各号のいずれもみたすことをいう。

(1) その建物について月1回以上の見回り、点検等の管理ができること。

(2) その建物がつぎのいずれかに該当すること。

ア 転勤または長期もしくは短期の出張等(以下「転勤・出張等の事情」という。)により、空家または無人となった建物で再入居を前提としたもの

イ 転勤・出張等の事情により、売り家にするため空家または無人となったもの

ウ 転勤・出張等の事情により、新築後入居できず、空家または無人となった建物で入居を前提としたもの

エ 貸家などで入居者の移転にともない一定期間空家または無人となった建物で入居を前提としたもの

オ 崩壊などの危険にともない、立退きにより空家または無人となった建物で、この危険が去った後再入居を前提としているもの

カ その他やむをえない事情があるものとしてこの組合が特に認めるもの

(耐火構造および木造の定義)

第22条 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「耐火構造」とは、つぎのとおりとする。

(1) 建物的主要構造部のうち、柱、はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組立られ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの

(2) 外壁のすべてがつぎのいずれかに該当する建物

ア コンクリート造

イ コンクリートブロック造

ウ れんが造

エ 石造

オ 土蔵造

2 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「木造」とは、前項に規定する耐火構造の建物以外のものとする。

(建物構造区分の誤りの場合の取扱い)

第23条 共済契約者が共済契約締結の当時、共済の目的である建物について当該建物の構造が木造の建物であるにもかかわらず、耐火構造の建物と告げた場合において、この組合は、共済契約者から耐火構造の建物として払い込まれた共済掛金の額を、木造の建物の共済掛金の額とみなし、差額掛金の徴収を行う。

2 耐火構造の建物を木造の建物と告げた場合には、その共済掛金の差額を共済契約者に払い戻す。この場合において、当該共済契約が更新されたものであるときは、最高3年間分を限度として共済契約の共済掛金を払い戻すものとする。

(損害の額および損害の程度の認定)

第24条 規約第49条（風水害等共済金）第7項、第50条（地震等共済金）第5項、第51条（盗難共済金）第6項、第54条（地震等特別共済金）第4項および第55条（付属建物等特別共済金）第4項にいう「細則で定める基準」とは、公正な損害の額の算出および損害の程度の認定のために定める各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料等に関する基準をいう。

(傷害費用共済金の取扱い)

第25条 規約第60条（傷害費用共済金）第4項にいう「細則で定める場合」とは、事故の日から180日において将来残存するであろうと断定できる障害があり、身体障害の状態になることが明らかであると認められる場合をいう。

(他の障害その他の影響がある場合の取扱い)

第26条 規約第61条（他の障害その他の影響がある場合）にいう「細則で定める方法」とは、同条第1号から第3号までに規定する影響その他の必要な調査を行い、共済金の額を決定することをいう。

(建築中の建物の共済金額等)

第27条 規約第7条（共済の目的 建物）第2項第1号に規定する建物について、風水害等または地震等による損害が生じた場合において、この組合が支払う共済金の額は、規約第49条（風水害等共済金）第3項または規約第50条（地震等共済金）第2項に規定する金額を限度として、当該建物の完成割合に応じて、同条にもとづき決定する。

(業務の委託)

第28条 規約第59条（業務の委託）に規定する加盟組合に委託することができる事務の一部の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 共済制度の概要を表記した広告物の配布
- (2) 共済契約者からの共済掛金の集金、およびこの組合への送金
- (3) 共済契約者からの申し出による共済金請求の手続き取次ぎ
- (4) 共済契約者からの申し出による共済契約の変更・解約の手続き取次ぎ
- (5) 共済契約者からの申し出によるこの組合への通知の取次ぎ
- (6) 共済契約の維持管理に必要な構成員情報のこの組合への通知
- (7) この組合の発行する書類の共済契約者への取次ぎ
- (8) 生協加入のための出資金を預かりこの組合へ送金する事務および脱退時における出資金の返戻手続き取次ぎ
- (9) 共済に関する情報提供、諸連絡を含む共済契約の維持管理の事務
- (10) 別に定める教育事業の普及に係る支援

(共済契約申込みの審査)

第29条 規約第17条（共済契約の成立および発効日）第4項に定める審査は、つぎの各号に定める条件を満たすものでなければ、その申込みを承諾しないものとする。

- (1) その申込者に係る共済事務をこの組合の事業本部・支所・事業部が取扱うことのできるものであること。
- (2) その申込者が出資金を払込み、この組合の組合員となっていること。
- (3) その申込みが規約およびこの細則によって定めた制限条項に反しないこと。

2 前項の要件に違反することが判明したときは、この組合は、共済契約を取消し所定の手続きに従って払込金を返還する。

(質権の設定、消滅および手続き)

第30条 規約第27条（質入れをする場合）に規定する質権設定の承認については、つぎによるものとする。

- (1) 労働金庫の質権設定はこの組合の事業本部・支所・事業部において協定書を締結し、事業本部長が理事長に代り裏書承認するものとする。
- (2) 前号によるもの以外の質権設定については、事業本部長が理事長に代り裏書承認するものとする。

2 前項の質権は、共済金を当該債務の弁済に充当したときまたは当該債務額の全部を弁済したときは消滅する。

3 質権の設定および消滅に係る手続きは、風水害等給付金付火災共済業務取扱要綱に定める。

(身体障害等級別支払割合表)

第31条 規約別表第1の「身体障害等級別支払割合表」は、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に掲げるものとする。

(身体障害の状態の定義)

第32条 規約別表第1「身体障害等級別支払割合表」にいう「身体障害の状態の定義」には、火災等、風水害等、地震等または盗難の事故を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとする。

(細則の変更)

第33条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要が生じた場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、この細則にかかる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(改廃)

第34条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行う。

附 則

1 この細則は、2000年7月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、2004年12月3日から施行し、2005年7月1日以後に発効する共済契約（更新契約を含む。）から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、2010年4月1日から施行し、2010年7月1日以後に発効する共済契約（更新契約を含む。）から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、2015年3月27日から施行し、2015年7月1日以後に発効する共済契約（更新契約を含む。）から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、2020年4月1日から実施する。

別表第1（第29条関係）

身体障害等級別支払割合表

平成23年2月1日現在

障害等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃくおよび言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	90% 100% 90%
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリストラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	50%

障害等級	身 体 障 害	支払割合
	2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削 除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリストラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外ぼうに著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	45%
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2 外ぼうに相当程度の醜状を残すもの 12 生殖器に著しい障害を残すもの	30%
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 正面視で複視を残すもの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 削 除 6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの	20%

障害等級	身 体 障 害	支払割合
	8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に変形を残すもの 6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7 削 除 8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎮骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 8の2 1手の小指を失ったもの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部にがん固な神経症状を残すもの 13 削 除 14 外ぼうに醜状を残すもの	10%
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 削 除 7 削 除 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7 %
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削 除 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 削 除	4 %

(備 考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
 - 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 - 3 手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 - 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 - 5 足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- (注) 本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替える。

目 次

【交通災害共済事業規約】

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条（通 則）	104
第2条（定 義）	104
第3条（事 業）	105

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

第4条（共済期間）	105
-----------------	-----

第2節 共済契約の範囲

第5条（共済契約者の範囲）	105
第6条（被共済者の範囲）	105
第7条（共済金受取人）	105

第3節 共済契約の締結

第8条（共済契約内容の提示）	105
第9条（共済契約の申込み）	105
第10条（共済契約の申込みの撤回等）	106
第11条（重複契約に関する通知義務）	106
第12条（共済契約申込みの諾否）	106
第13条（共済契約の成立および発効日）	106

第4節 共済契約の更新

第14条（共済契約の更新）	106
---------------------	-----

第5節 共済掛金の払込み

第15条（共済掛金の払込み）	107
第16条（共済掛金の払込場所）	107
第17条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）	107
第18条（共済掛金の払込猶予期間）	108

第6節 共済金および共済金の支払い

第19条（共済金の請求方法）	108
第20条（事故発生のときの通知義務）	108
第21条（共済金等の支払いおよび支払場所）	108
第22条（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）	109
第23条（第三者に対する損害賠償請求権）	109

第7節 共済契約の終了

第24条（詐欺等による共済契約の取消し）	109
第25条（共済契約の無効）	109
第26条（共済契約の失効）	109
第27条（共済契約の解約）	109
第28条（重大事由による共済契約の解除）	110
第29条（被共済者による共済契約の解除請求）	110
第30条（共済契約の消滅）	110
第31条（取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い）	110
第32条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）	110
第33条（消滅の場合の未払込共済掛金の精算）	110

第8節 共済契約の変更

第34条（共済契約による権利義務の承継）	111
----------------------------	-----

交
通
災
害
共
済

第35条（氏名または住所の変更）	111
第36条（共済掛金の返戻または追徴）	111

第3章 共済金額および共済金の支払い

第1節 共済金額

第37条（共済金額）	111
第38条（共済金額の最高限度）	111

第2節 共済金および共済金の支払い

第39条（共済金の種類）	111
第40条（死亡共済金）	111
第41条（障害共済金）	111
第42条（入院共済金）	111
第43条（通院共済金）	112
第44条（併給または控除）	112
第45条（他の障害その他の影響がある場合）	112
第46条（生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還）	112
第47条（残存共済金額）	112
第48条（免責事由）	112
第49条（共済金の削減）	113
第50条（創傷伝染病による事故）	113
第51条（共済金の支払義務を免れる場合）	113

第4章 事業の実施方法

第1節 業務委託

第52条（業務の委託）	113
-------------	-----

第2節 異議の申立ておよび審査委員会

第53条（異議の申立ておよび審査委員会）	113
----------------------	-----

第3節 再共済の授受

第54条（再共済）	113
-----------	-----

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

第55条（共済掛金の額）	113
第56条（責任準備金の額）	113
第57条（解約返戻金等の額）	113
第58条（未収共済掛金の額）	113
第59条（支払備金および責任準備金の積立て）	114

第5節 共済契約上の紛争の処理

第60条（管轄裁判所）	114
-------------	-----

第6節 規約の変更

第61条（規約の変更）	114
第62条（身体障害等級別支払割合表の変更）	114

第7節 雜 則

第63条（時効）	114
第64条（細則）	114
第65条（定めのない事項の取扱い）	114

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

第66条（掛金口座振替特則の適用）	114
第67条（掛金口座振替特則の締結）	114
第68条（共済掛金の払込み）	114
第69条（口座振替不能の場合の扱い）	115

第70条（指定口座の変更等）	115
第71条（掛金口座振替特則の消滅）	115
第72条（振替日の変更）	115
 附 則	115
別紙第1 掛金額算出方法書	(省略)
別紙第2 責任準備金額算出方法書	(省略)
別紙第3 解約返戻金額等算出方法書	(省略)
別紙第4 未収共済掛金額算出方法書	(省略)
別表第1 交通事故等の定義	(省略)
別表第2 不慮の事故の定義とその範囲	(省略)
別表第3 身体障害等級別支払割合表	(省略)

【交通災害共済事業細則】

第1条（総 則）	117
第2条（共済掛金の払込方法ごとの掛金額）	117
第3条（途中契約の発効日）	117
第4条（途中契約の1口あたりの共済掛金額）	117
第5条（共済掛金の不足および過納の扱い）	117
第6条（不足共済掛金未納中の共済対象の扱い）	117
第7条（共済掛金の払込猶予期間）	117
第8条（共済掛金の払込猶予期間の特例）	117
第9条（共済掛金の払込猶予期間の失効）	117
第10条（共済契約申込みの審査）	117
第11条（共済契約の解約の手続）	118
第12条（被共済者による解除請求時の取扱い）	118
第13条（職域内交通事故の適用）	118
第14条（入院共済・通院共済金の重複した給付の禁止）	118
第15条（多重事故による被共済者の契約口数制限および契約解除）	118
第16条（免責となる事故）	118
第17条（過失事故による共済金の削減）	118
第18条（事故発生通知義務違反による共済金の削減）	119
第19条（必要な調査機関を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い）	119
第20条（交通事故の適用の特例）	119
第21条（交通事故罹災証明書）	119
第22条（交通事故証明書の特例）	119
第23条（医師の定義）	119
第24条（共済金の請求に要した費用）	119
第25条（業務の委託）	119
第26条（改 廃）	120
 附 則	120

全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

交通災害共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款 第69条（事業の品目等）第1項第3号に掲げる事業を実施する。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この組合と共に共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「被共済者」とは、共済の対象として、その死傷等が共済事故とされる者をいう。
- (3) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- (4) 「共済契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (5) 「共済事故」とは、共済金等が支払われる事由をいう。
- (6) 「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発行日または更新日にに対応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日にに対応する日をいう。
- (7) 交通事故および交通機関の範囲とは、別表第1「交通事故等の定義」に規定するものをいう。
- (8) 運行中および搭乗とは、別表第1「交通事故等の定義」に規定するものをいう。
- (9) 病院および診療所とは、別表第1「交通事故等の定義」に規定するものをいう。
- (10) 「不慮の事故」とは、別表第2「不慮の事故の定義とその範囲」に規定するものをいう。
- (11) 「入院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下で治療に専念することをいう。
- (12) 「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診療所へ通うことにより治療を受けることをいう（往診による医師または歯科医師の治療を含む。）。
- (13) 「障害」とは、別表第3「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態をいう。なお、「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則別表第2（昭和30年9月1日労働省令第22号。以下「施行規則」という。）第14条（障害等級等）に準じて行うものとする。
- (14) 「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」とは、つぎの算出方法書を総称したものをいう。
 - ア 別紙第1「交通災害共済掛金額算出方法書」
 - イ 別紙第2「責任準備金額算出方法書」
 - ウ 別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」
 - エ 別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」
- (15) 「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。
- (16) 「細則」とは、この事業の実施のための手続その他、事業の執行について必要な事項を定めたもので、この組合の理事会の議決によるものをいう。
- (17) 「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。

- (18) 「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。
- (19) 「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- (20) 「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。

(事業)

第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済期間中に被共済者について交通事故としての死傷が生じたつぎの各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行う。

- (1) 被共済者が死亡したとき
- (2) 被共済者が障害となったとき
- (3) 被共済者が入院したとき
- (4) 被共済者が通院したとき

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

(共済期間)

第4条 共済契約の共済期間は、第13条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日または第14条（共済契約の更新）に規定する更新日から1年とする。ただし、この組合が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年未満とすることができます。

2 前項ただし書きにおける共済契約の満了日は、第13条（共済契約の成立および発効日）第1項第1号に規定する統一開始日の前日までとする。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第5条 この組合は、組合員以外の者と共済契約を締結しないものとする。

(被共済者の範囲)

第6条 この組合は、共済契約者および共済契約者と生計を一にする次の各号に掲げる者を被共済者とする共済契約に限り、締結するものとする。

- (1) 配偶者。
- (2) 共済契約者の子（養子を含む）および親（養親を含む。）。
- (3) 前号以外の親族で共済契約者と同居の親族。

(共済金受取人)

第7条 共済金受取人は、共済契約者とする。

2 前項の規定にかかわらず共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、共済契約者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順にしたがい共済金を支払う。

3 前項の場合において、共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならぬ。この場合において、その代表者、他の共済金受取人を代表する。

4 前項の代表者が定まらない場合または代表者の所在が不明である場合は、この組合が共済金受取人の1人に対しおこなった行為は、他の共済金受取人に対しても、効力を生ずるものとする。

5 第1項および第2項の規定にかかわらず、共済契約者は遺言による共済金受取人の変更ができる。遺言による共済金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、この組合が共済金の支払いを行う前までに、共済契約者の相続人がその旨をこの組合に通知しなければならない。

なお、遺言書は被共済者の同意が得られたものとし法律上有効なものとする。

6 遺言書にもとづき、この組合が共済金受取人の変更を承諾した場合には、共済金を指定された共済金受取人に支払うが、遺言書がこの組合に到達する前に第1項および第2項の規定にもとづき、共済金を共済金受取人に支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、この組合は共済金を支払わない。

第3節 共済契約の締結

(共済契約内容の提示)

第8条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）により契約する。

2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

(共済契約の申込み)

第9条 共済契約申込者は、共済契約申込書につぎの各号の事項を記載し、被共済者となる

者の同意を得て、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

- (1) 契約口数
- (2) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
- (3) 被共済者の氏名および共済契約者との続柄、性別、生年月日、同居の有無
- (4) 共済掛金の払込方法および払込場所
- (5) 身体の傷害を保障するための他の契約また特約（以下「他の契約等」という。）の有無
- (6) その他この組合が必要と認めた事項

(共済契約の申込みの撤回等)

第10条 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）は、前条の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。この場合には、当該申込みのすべてについて申込みの撤回等をしなければならない。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につきの各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

- (1) 申込日
- (2) 共済契約者等の氏名および住所

3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合において、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

(重複契約に関する通知義務)

第11条 共済契約者または被共済者は、共済契約締結の後において、重複契約を締結するときはあらかじめ、重複契約があることを知ったときは遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知し、共済契約証書に承認の裏書を請求しなければならない。

(共済契約申込みの諾否)

第12条 この組合は、第9条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、30日以内に共済契約証書の交付をもって行う。

3 前項に規定する共済契約証書には、つきの各号に規定する事項を記載するものとする。

- (1) 共済契約の種類
- (2) 共済契約者の氏名
- (3) 被共済者の氏名および共済契約者との続柄
- (4) 契約共済金額および口数
- (5) 発効日
- (6) 滿了日
- (7) 共済掛金額および共済掛金の払込方法
- (8) 組合員番号
- (9) 共済契約証書作成年月日

(共済契約の成立および発効日)

第13条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、つきの各号のいずれかの午前零時から共済契約の責任を負い、保障を開始する。

- (1) 共済期間を1年とする契約の場合で、この組合が定める統一契約期間の開始日（7月1日午前零時より契約を開始する日、以下、統一開始日という。）の前日までに初回掛金を受け取ったときは、統一開始日とする。

- (2) 規約第4条第1項に定める共済期間を1年末満（以下、途中契約といふ。）の場合は、共済契約者等は初回掛金を途中契約の開始日の前日または、この組合が定めた日までに、この組合に払い込まなければならない。

2 前項第1号の「統一開始日」、および第2号「途中契約の開始日」をそれぞれ共済契約の発効日とする。

3 この組合は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回共済掛金に充当する。

4 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

(共済契約の更新)

第14条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済

契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」という。）に更新する。

ただし、満了日までに共済契約者から変更等の申し出があった場合にはこの限りではないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には、共済契約の更新はできず、第2号から第5号までのいずれかに該当する場合には、この組合は、共済契約の更新を拒むことができる。

(1) 更新日において、被共済者が第6条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であるとき。

(2) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

(3) 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

(4) 他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。

(5) 第2号から第4号までのいずれかに該当するほか、この組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、この組合は規約、細則の改正があったときは更新日における改正後の規約または細則による内容の変更を行い共済契約を自動更新する。

4 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この組合所定の書類につきの事項を記載し、署名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの組合に提出しなければならない。

(1) 契約口数

(2) 共済契約者の氏名、生年月日および住所

(3) 被共済者の氏名、性別、生年月日、同居の有無

(4) 共済掛金の払込方法および払込場所

(5) その他この組合が必要と認めた事項

5 この組合は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。

6 第1項から第5項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。

7 更新契約の初回掛金は、共済契約更新日の前日までに払い込まなければならない。

8 前項の規定にかかわらず、第17条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）に規定する口座振替特則を付帯した場合および賃金控除扱の場合は、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の更新日から2ヶ月間とすることができる。

9 第7項および第8項に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

10 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとする。

(1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。

(2) 第8項および第9項で規定する払込猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかったとき。

11 この組合は、第1項から第10項までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第5項にもとづきこの組合が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

(共済掛金の払込み)

第15条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条（共済期間）第1項ただし書の規定により、共済期間が1年未満であるときの共済掛金の払込方法については、月払または一括払とする。

3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法ごとの発効日または更新日の各応当日（以下、「払込方法別応当日」という。）の前日（以下、「払込期日」という。）までに払い込まなければならない。

4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。

(共済掛金の払込場所)

第16条 共済契約者は、この組合の事務所または組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。

(共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱)

第17条 共済契約者は、当該共済契約の共済掛金をこの組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」という。）ができる。

または賃金控除（労働基準法第24条協定）により払い込むこと（以下「賃金控除扱」と

いう。) ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

第18条 この組合は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から2ヵ月間の払込猶予期間を設ける。

2 前項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

第6節 共済金の請求および支払い

(共済金の請求方法)

第19条 共済金を受取るべき者が共済金の支払いを受けようとするときは、共済金支払請求書につきの書類を添えて、この組合に提出しなければならない。

- (1) 自動車安全運転センターまたはこれに代わるべき第三者の発行する交通事故証明書1通。
- (2) 死亡共済金請求の場合は、死亡診断書ならびに共済金受取人の戸籍謄本および必要があるときは共済金受取人の印鑑証明書各1通。
- (3) 障害共済金請求の場合は、この組合が定める書式による障害の程度を証明する医師の治療証明書1通。
- (4) 入院共済金・通院共済金請求の場合は、この組合が定める書式による傷害の程度を詳記した医師の治療証明書1通。
- (5) その他特にこの組合が必要とする書類。

2 前項に規定する書類の取得に要した費用のうち、この組合が認めたものについては、この組合が負担するものとする。

(事故発生のときの通知義務)

第20条 被共済者が交通事故によって傷害を被ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は事故のあった日から30日以内に事故発生の状況および傷害の程度をこの組合に通知し、この組合より傷害状況報告書その他この組合の必要と認める書類の提出を求めたときは、ただちにこれを提出しなければならない。

2 前項の通知を正当な理由なく遅滞した場合または行わなかった場合には、この組合は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができる。

3 前項の場合において、この組合が事故発生の状況および傷害の程度について共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し陳述を求めまたは被共済者の身体の診査もしくは死体の検査を求めるときは、正当な理由がなくこれを拒みまたは妨げてはならない。

(共済金等の支払いおよび支払場所)

第21条 この組合は、第19条(共済金の請求方法)の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、傷害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査(以下、この条において「必要な調査」という。)を終えて、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つきの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内(複数に該当するときは、そのうち最長の期間)に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

(1) 弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要なとき

180日

(2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき

180日

(3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき

90日

(4) 後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき

120日

(5) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき

60日

(6) 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合にその状況を調査する必要があるとき

360日

(7) 日本国国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき

180日

(8) 第1号から第6号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者およびまたは共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき

90日

2 この組合が必要な調査を行うにあたり、つぎの各号のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、前項の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。

(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含む。以下、この項において同じ。）。

(2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が第19条（共済金の請求方法）第1項第5号にいう事実の確認のため、特にこの組合が必要とする書類に応じなかったとき。

3 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金および割りもどし金（以下「諸返戻金等」という。）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)

第22条 この組合は、第18条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う（以下「共済金の差額支払い」という。）ことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払いこまなければならない。なお、払込猶予期間中に共済掛金の払込みがなされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

(第三者に対する損害賠償請求権)

第23条 この組合が共済金を支払った場合において、共済契約者または被共済者もしくは共済金受取人が、その死傷について第三者に対して有する損害賠償請求権は、この組合に移転しないものとする。

第7節 共済契約の終了

(詐欺等による共済契約の取消し)

第24条 この組合は、共済契約者、被共済者、共済金受取人の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行う。

3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(共済契約の無効)

第25条 共済契約の締結または更新契約の当時において、つぎの事実のあったときは、共済契約は無効とする。

(1) 被共済者がすでに死亡していたとき。

(2) 被共済者1人についての共済金額が第38条（共済金額の最高限度）の最高限度額をこえているときは、そのこえている額。

(3) 第6条（被共済者の範囲）にいう被共済者以外の者と契約したとき。

(4) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき。

2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。

3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求することができる。

(共済契約の失効)

第26条 第18条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日にさかのぼり効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。

2 前項の場合において、払込掛金は返還しない。

(共済契約の解約)

第27条 共済契約者は、細則に定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。

2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の日を記載す

る。

3 解約の効力は、前項の解約の日、またはその書面がこの組合に到達した日のいずれか遅い日の翌午前零時から生じる。

(重大事由による共済契約の解除)

第28条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
- (2) 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
- (3) 第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生のちになされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第29条 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限る。以下、この条ならびに第32条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）において同じ。）を解除することを求めることができる。

- (1) 共済契約者または共済金受取人に、第28条（重大事由による共済契約の解除）第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する行為があったとき。
 - (2) 前号のほか、共済契約者または共済金受取人が、同号の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
 - (3) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、この共済契約の被共済者になることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- 2 共済契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、被共済者から同項に規定する解除請求があったときは、この組合に対する通知により、共済契約を解除することができる。
- 3 被共済者は、第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、細則で定める方法により、この組合に対し共済契約を解除することを求めることができる。
- 4 この組合は、前項に規定する解除請求を受け、将来に向かって共済契約を解除することができる。
- 5 前項の規定により共済契約が解除された場合には、この組合は、共済契約者の住所にあって、その旨を書面により通知するものとする。

(共済契約の消滅)

第30条 共済契約の成立後、つぎの各号のいずれかの事実が発生した場合は、共済契約は当該事実が発生した時において消滅するものとする。

- (1) 被共済者が第2条（定義）第7号に規定する事故によって死亡したとき。
- (2) 被共済者が前号以外の原因によって死亡したとき。

(取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取り扱い)

第31条 この組合は、第24条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しないものとする。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求する。

(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)

第32条 この組合は、第27条（共済契約の解約）、第28条（重大事由による共済契約の解除）、第30条（共済契約の消滅）第1項第2号により、共済契約が解約され、解除され、または消滅した場合には、当該共済契約の未経過共済期間（1カ月にみたない端数日を切り捨てる。）に対する共済掛金を共済契約者に払い戻す。

(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)

第33条 第30条（共済契約の消滅）の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、第18条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中であっても、その額を共済金から差し引く。

第8節 共済契約の変更

(共済契約による権利義務の承継)

第34条 共済契約者が死亡した場合は、法定相続人は、当該共済期間が満了するまでの期間を限度として、当該相続人がこの組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。

2 前項の規定にかかわらず、定款第6条第2項による承認を得た法定相続人は、前項の期間を越えて当該共済契約による権利義務を承継することができる。

(氏名または住所の変更)

第35条 共済契約者は、つぎに変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(1) 共済契約者の氏名、住所または住居表示

(2) 被共済者の氏名

(共済掛金の返戻または追徴)

第36条 この組合の規定する共済掛金の額が、共済期間の中途で改正された場合であっても、この組合は、当該共済契約の共済期間が満了するまでは、共済掛金の返戻または追徴を行わない。

第3章 共済金額および共済金の支払い

第1節 共済金額

(共済金額)

第37条 共済契約1口についての共済金額は150万円とし、それを限度として、死亡共済金、障害共済金および入院共済金、通院共済金を支払う。

(共済金額の最高限度)

第38条 共済契約の共済金額の最高限度は、被共済者1人につき900万円とする。

2 この組合は、前項の規定にかかわらず、細則の定めるところにより被共済者の職業上または交通機関利用上の危険の程度に応じて、当該共済契約の共済金額の最高限度額をさらに制限することができるものとする。

第2節 共済金および共済金の支払い

(共済金の種類)

第39条 この規約において、共済金とはつぎのものをいう。

(1) 死亡共済金。

(2) 障害共済金。

(3) 入院共済金。

(4) 通院共済金。

(死亡共済金)

第40条 この組合は、被共済者が共済期間中に発生した交通事故としての傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含め270日以内に死亡したときは、1口あたりの共済金額を死亡共済金として死亡共済金額に相当する額を支払う。

(障害共済金)

第41条 この組合は、被共済者が共済期間中に発生した交通事故としての傷害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含め270日以内に身体障害の状態となり、その障害が固定した場合、障害共済金として1口あたりの共済金額に、別表第3「身体障害等級別支払割合表」に定める当該身体障害が該当する等級に応ずる支払割合を乗じて得た金額を支払う。

2 被共済者が、事故の日からその日を含め270日をこえて、なお治療を要する状態にあるときは、この期間の終了する前日における医師の診断書にもとづき障害共済金の額を決定する。

(入院共済金)

第42条 この組合は、被共済者が交通事故としての傷害を被り、その直接の結果として、病院または診療所に入院した場合に、次の各号のすべてを満たす場合は入院共済金を支払う。

(1) 共済期間中に発生した交通事故を直接の原因とする入院。

(2) 前号に定める事故の日からその日を含めて90日以内に開始した入院。

(3) 連続して5日以上となる入院。

2 前項の場合は、入院を開始した日から180日を限度（事故の日からその日を含め270日以内。）として支払う。

3 第1項の場合は、日本国外における交通事故による入院は除くものとする。

4 第2項の場合は、平常の生活もしくは業務に従事することを妨げない程度に治癒した日までの入院日数に対し、入院1日につき、1口あたり3,000円の割合で計算したつぎの金額を入院共済金として支払う。

入院共済金額 × (入院日数 - 入院開始日からその日を含めた4日)

5 被共済者が、入院共済金の支払いを受けるべき期間中に、交通事故としての傷害を重ね

て被った場合は、この組合は、その期間については重複して入院共済金を支払わない。

(通院共済金)

第43条 この組合は、被共済者が交通事故としての傷害を被り、その直接の結果として、病院または診療所に通院した場合に、次の各号のすべてを満たす場合は通院共済金を支払う。

(1) 共済期間中に発生した交通事故を直接の原因とする通院。

(2) 前号に定める事故の日からその日を含めて90日以内に開始した通院。

(3) 第2条(定義)第10号による不慮の事故による通院は5日以上。

2 前項の場合は、通院を開始した日から90日を限度(事故の日からその日を含め270日以内。)として支払う。

3 第1項の場合は、日本国外における交通事故による通院は除くものとする。

4 第2項の場合は、平常の生活もしくは業務に従事することを妨げない程度に治癒した日までの通院日数に対し、通院1日につき、1口あたり1,500円の割合で計算した金額を通院共済金として支払う。

5 つぎの各号に掲げる日数は、第4項の通院日数に含めるものとする。

(1) 交通事故を直接の原因とする治療の期間において、通院しない場合であっても、傷害の部位、態様により平常の生活または業務に従事することに著しい障害があるとこの組合が認めた日数。

(2) 第42条(入院共済金)第4項で規定する入院日数から控除される4日分の日数。

(3) 第42条(入院共済金)第1項第1号および第2号で規定する入院で、かつ入院日数が4日以内のときの日数。

6 被共済者が、通院共済金の支払いを受けるべき期間中に、交通事故としての傷害を重ねて被った場合は、この組合は、その期間については重複して通院共済金を支払わない。

(併給または控除)

第44条 同一事故にもとづく傷害について、入院共済金、通院共済金と障害共済金とを重ねて支払う場合においては、その合算額を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、この組合が支払うべき共済金の額の限度は、共済契約を締結した共済金額(以下「共済金額」という。)とする。

3 死亡共済金の支払いを行なう場合において、すでに支払った入院共済金、通院共済金もしくは障害共済金があるときは、前項の規定にもとづき、共済金額からすでに支払った金額を控除して、その残額を支払う。

(他の障害その他の影響がある場合)

第45条 この組合は、被共済者が交通事故としての傷害を被った場合において、当該事故がすでに存在した傷病、障害もしくは他人の暴行その他の影響により発生したとき、または当該事故の後において当該事故と関係なく発生し、もしくはすでに存在した傷病、障害もしくは他人の暴行その他の影響により障害が重大となったときは、共済金を支払わず、またはその影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払う。

2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかつたために傷害が重大となった場合の決定は、前項に準ずる。

(生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還)

第46条 この組合は、被共済者の生死が不明の場合の死亡共済金の支払いにおいて、つぎに掲げるいずれかの事由に該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この組合が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱う。

(1) 被共済者が失踪宣告を受けたとき。

(2) 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った者のうち、被共済者の生死が危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

ア 航空機の危難の場合 30日

イ 船舶の危難の場合 3ヶ月

ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

2 前項の規定により、共済金受取人が死亡共済金を受け取った場合において、当該共済金受取人は、この組合の定める所定の書類を提出することを要する。

3 第1項の規定によりこの組合が死亡共済金を支払ったのちに被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人は、すでに支払われた死亡共済金をこの組合に返還しなければならない。

(残存共済金額)

第47条 この組合が共済金の支払いを行なったときは、共済金額から支払った共済金の額を差し引いた残額を残りの共済期間に対する共済金額とみなす。

(免責事由)

第48条 この組合は、直接であると間接であるとを問わず、つぎの事由によって生じた被共済者の交通事故については、共済金支払いの責任を負わない。ただし、細則に定める場合はこの限りでない。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失。
- (2) 被共済者の無免許運転、飲酒運転およびこれに同乗中のもの、または最高速度違反もしくは信号無視（踏切警報機の警報無視を含む。）の運転。
- (3) ハイヤー、タクシーの運転。
- (4) 被共済者である親族が職業運転中または搭乗中。
- (5) 地震、噴火、津波、洪水、暴風雨、その他これらに類する天災。
- (6) 戦争その他非常の出来事。

(共済金の削減)

第49条 この組合は、被共済者の交通事故について、免責に至らないが、被共済者の過失による事故は50%以内で共済金を削減することができる。

(創傷伝染病による事故)

第50条 この組合は、被共済者が、平常の業務能力に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病（丹毒、膿瘍、蜂窩織炎、淋巴線炎、濃毒炎、敗血症、破傷風、よう、瘤、ひょうそ等）に対しては、共済金支払いの責任を負わない。

(共済金の支払義務を免れる場合)

第51条 この組合は、つぎの場合は共済金を支払う義務を免れるものとする。

- (1) 共済契約者または共済金受取人が第63条（時効）に規定する支払請求を3年間怠ったとき。
- (2) 共済契約者または共済金受取人が、共済金支払請求の書類に故意に不実のことを表示し、またはそれらの書類を偽造もしくは変造したとき。
- (3) 道路交通法第2条第8号から12号までに規定する車両の事故であって交通事故証明書のないとき。

第4章 事業の実施方法

第1節 業務委託

(業務の委託)

第52条 この組合は、この共済事業を実施するために必要な業務の一部（契約の締結の代理、または媒介を除く。）を、この組合の組合員の属する団体に委託することができる。

第2節 異議の申立ておよび審査委員会

(異議の申立ておよび審査委員会)

- 第53条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者および被共済者は、この組合の審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。
- 2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
 - 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
 - 4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、審査委員会規則で定める。

第3節 再共済の授受

(再共済)

- 第54条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を日本再共済生活協同組合連合会の再共済に付することができる。
- 2 前項の場合において、再共済契約の締結は、交通災害共済再共済協定書により行なうものとする。

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

(共済掛金の額)

第55条 基本契約1口についての共済掛金の額は、別紙第1「掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(責任準備金の額)

第56条 基本契約にかかる責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(解約返戻金等の額)

第57条 第32条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）に規定する共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金（以下「返戻金」という。）の額は、別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(未収共済掛金の額)

第58条 未収共済掛金の額は、別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(支払備金および責任準備金の積立て)

第59条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

第5節 共済契約上の紛争の処理

(管轄裁判所)

第60条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この組合の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第6節 規約の変更

(規約の変更)

第61条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他事情により、第8条（共済契約内容の提示）第1項に規定する規約を変更する必要が生じた場合には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。
2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(身体障害等級別支払割合表の変更)

第62条 別表第3「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第2「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。
2 前項の規定にかかわらず、この組合が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第3「身体障害等級別支払割合表」を変更することができる。ただし、この場合には、この組合は、共済契約者にあらかじめその旨を周知する。

第7節 雜 則

(時 効)

第63条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(細 則)

第64条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続きその他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第65条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第66条 この特則は、第17条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第67条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この組合の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つきの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

- (1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この組合と共に済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。
- (2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(共済掛金の払込み)

第68条 第2回以後の共済掛金は、第15条（共済掛金の払込み）第4項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの組合の定めた日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まれなければならない。

2 初回掛金を口座振替扱によって払い込む場合の初回掛金は、第13条（共済契約の成立お

より発効日）第2項の規定にかかわらず、この組合が当該共済契約にかかる初回掛金を、はじめて指定口座からこの組合の口座に振り替えようとした日までに指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まれなければならない。

この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかった場合は、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

3 第1項および第2項の場合にあっては、指定口座から引き落しのなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。

4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）にかかる共済掛金を振り替える場合には、この組合は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この組合に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければならぬ。

6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。
(口座振替不能の場合の扱い)

第69条 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条第1項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行わない限り、共済掛金の払込みがされなかつたものとみなす。

2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第18条（共済掛金の払込猶予期間）の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの組合またはこの組合の指定した場所に払い込まなければならない。

(指定口座の変更等)

第70条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。

2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

3 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。この場合、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

(掛金口座振替特則の消滅)

第71条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

(1) 第67条（掛金口座振替特則の締結）第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。

(2) 前条第1項、第2項および第4項に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。

(3) 共済契約者が次条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。

(4) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止したとき。

(振替日の変更)

第72条 この組合および取扱金融機関等の事情により、この組合は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合、この組合は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

附 則

1 この規約は、昭和45年12月1日から施行する。

2 この規約の一部改正は、昭和47年1月1日から施行する。

3 第20条の共済掛金額の規定は、昭和49年12月31までの間に限り適用するものとする。

4 この規約の一部改正は、昭和49年1月1日から施行する。

5 この規約の一部改正は、昭和50年7月1日から施行する。

6 この規約の一部改正は、昭和52年7月1日から施行する。

7 この規約の一部改正は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則

1 この規約の一部改正は、昭和58年7月12日から施行する。

附 則

1 この規約の一部改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約の一部改正は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則

1 この規約の一部改正は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約の一部改正は、令和2年4月1日から適用する。

交通灾害共済事業細則

(総 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、交通灾害共済事業規約（以下「この規約」という。）第64条にもとづき、この細則を定める。

(共済掛金の払込方法ごとの掛金額)

第2条 規約第15条（共済掛金の払込み）にいう払込方法（対象者）ごとの1口あたりの共済掛金額は、つぎのとおりとする。

払込方法	1口あたりの掛金
年払い	1,200円
半年払い	600円
月払い	100円

(途中契約の発効日)

第3条 規約第13条（共済契約の成立および発効日）の規定にもとづく、途中契約の申込みによる発効日は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 現金扱は、共済掛金をこの組合（事業本部・支所・事業部）が受領した翌日午前0時を発効日とする。
- (2) 郵便振替扱は、郵便局消印日の翌日午前0時を発効日とする。この場合の共済掛金は、共済掛金請求書（郵便振替用紙）にもとづき郵便局から払込みをする。
- (3) 賃金控除扱は、共済掛金控除が行われた月の翌月1日の午前0時を発効日とする。

(途中契約の1口あたりの共済掛金額)

第4条 規約第55条（共済掛金の額）の規定にかかわらず、払込方法（年払い・半年払い・月払い対象者）ごとの1口あたりの共済掛金額は、発効日の属する月にもとづき、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 年払い・半年払い対象者
- (2) 月払い対象者

(共済掛金の不足および過納の扱い)

第5条 共済契約者が共済掛金の払込みをした場合であって、払い込まれた共済掛金が規約第15条（共済掛金の払込み）ならびに細則第2条（共済掛金の払込方法ごとの掛金額）、第4条（途中契約の1口あたりの共済掛金額）に規定する共済掛金額に合致しないときは、以下の規定とする。

- (1) 共済掛金が過納のときは、その過納分について共済掛金を返還することができる。
- (2) 共済掛金が不足するときは、この組合は共済契約者に対して不足額の払込みを請求する。

なお、この組合が共済契約者に対して不足額の払込みを請求した日から、60日以内に不足額の払込みがされなかった場合は、この組合は共済契約の当該申込みを失効とし共済掛金を共済契約者に返還しない。

(不足共済掛金未納中の共済対象の扱い)

第6条 第5条（共済掛金の不足および過納の扱い）第2号に定める不足共済掛金が払い込まれていれば、当該共済契約における効力発効は当該契約（不足共済掛金が生じた契約）によるものとみなし共済の対象とする。

(共済掛金の払込猶予期間)

第7条 規約第18条（共済掛金の払込猶予期間）でいう共済掛金の払込猶予期間は、掛金納入方法が賃金控除扱（労働基準法第24条協定）および口座振替扱の場合に設けるものとし、以下の規定とする。

- (1) 口座振替扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。
- (2) 賃金控除扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。

(共済掛金の払込猶予期間の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、つぎに該当する場合は、当該共済契約は更新されているものとして扱うが、掛金が払い込まれた日の翌日から保障するものとする。

- (1) 共済契約者が共済掛金の払い込みをしたが払い込まれた共済掛金が所定の共済掛金に不足するときで、この組合が不足額の請求をした日から60日以内に掛金が払い込まれた場合。

(共済掛金の払込猶予期間の失効)

第9条 規約第18条（共済掛金の払込猶予期間）に定める猶予期間を過ぎ、なお共済掛金が払い込まれない場合は、当該共済契約は効力を失い効力発生日に遡って失効する。

(共済契約申込みの審査)

第10条 規約第13条（共済契約の成立および発効日）第4項に定める審査は、次の各号に定める条件を満たすものでなければ、その申込みを承諾しないものとする。

- (1) その申込者に係る共済事務をこの組合の事業本部・支所・事業部が取扱うことでのきるものであること。
- (2) その申込者が出資金を払込んでこの組合の組合員となっていること。

- (3) その申込みが規約およびこの細則によって定めた制限条項に反しないこと。
- 2 前項の要件に違反することが判明したときは、この組合は、共済契約を取消し所定の手続に従って払込金を返還する。

(共済契約の解約の手続)

第11条 共済契約者は、規約第27条（共済契約の解約）の規定により共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(被共済者による解除請求時の取扱い)

第12条 規約第29条（被共済者による共済契約の解除請求）第3項の規定により共済契約者が解除請求に応じない場合に、被共済者がこの組合に共済契約の解除を求めるときは、つぎの各号に規定する書類を提出しなければならない。

- (1) 共済契約者に対し解除請求した旨を記載した書類
- (2) 被共済者本人であることが確認できる書類
- (3) その他の必要書類

(職域内交通事故の適用)

第13条 規約第2条（定義）第7号に定める別表第1「交通事故等の定義」の（交通事故）6号のJR職域内（関連企業含む）の事故は、次に掲げるものとする。

- (1) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者（JRおよび関連会社社員）の、運行中の交通機関（これに積載されているものを含む。以下同様とする。）との衝突・接触等による事故
- (2) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者（JRおよび関連会社社員）の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故
- (3) 運行中の交通機関に搭乗している被共済者（JRおよび関連会社社員）の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故

(入院共済金・通院共済金の重複した給付の禁止)

第14条 規約第42条（入院共済金）第5項および第43条（通院共済金）第6項の規定は、入院共済金・通院共済金の給付を受けるべき期間中に継続契約を行い、その後新たに入院共済金・通院共済金の給付を受けるべき傷害を被った場合について、これを準用する。

(多重事故による被共済者の契約口数制限および契約解除)

第15条 規約第3条（事業）でいう共済金の支払いについて、同一被共済者が数度（多重事故）にわたり、共済金を取得したときは、次の事実にもとづき契約口数の制限および共済契約を解除することができる。

- (1) 同一被共済者が共済事故の属する当該契約期間を含め、連続する過去3契約期間内（中断期間は含め、中断期間中の事故は除く。）に2回の共済事故があった場合は、2回目の共済事故後の被共済者全員の増口契約はできないものとする。ただし、2回目の共済事故後、当該契約期間満了までに新たな共済事故がなく、その後、共済事故のない2契約期間（中断期間を含む。）を経過した場合は、3契約目の更新時における増口は可能とし、または新規扱いとする。
- (2) 同一被共済者が共済事故の属する当該契約期間を含め、連続する過去3契約期間内（中断期間は含め、中断期間中の事故は除く。）に3回の共済事故があった場合で、続く2契約期間内に4回目の共済事故があったときは、4回目の共済事故後の被共済者全員の契約を解除し、次期契約についても引受けを拒否することができる。なお、もう1回の事故等で被共済者の過失が認められないと判断されるときは、契約解除と次期契約の引受けを行わない場合がある。

また、3回目の共済事故後、当該契約期間満了までに新たな共済事故がなく、その後、共済事故のない2契約期間（中断期間を含む。）を経過した場合は、事故履歴はなかったものとする。

(免責となる事故)

第16条 規約第48条（免責事由）第1号にいう「故意または重大な過失」とは、次の各号をいう。

- (1) 被共済者が、他人もしくは被共済者自身を死傷させることを目的とする事故
- (2) 被共済者が、共済金を取得することを目的とした事故
- (3) 共済契約者または共済金受取人が、被共済者を死傷せしめることを目的とした事故

2 規約第48条（免責事由）第2号にいう無免許運転・飲酒運転による事故の運転者・同乗者は、すべて免責とする。ただし最高速度違反・信号無視（踏切警報機の警報無視を含む。）による運転事故の場合は、運転者のみを免責とする。

3 規約第48条（免責事由）第4号にいう「職業運転中または搭乗中」には、被共済者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除く。）、競技・興行（練習を含む。）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた事故を含める。

(過失事故による共済金の削減)

第17条 規約第49条（共済金の削減）第1項第1号に規定する「過失による事故」とは、運転者もしくは歩行者が通常守るべき事項を怠ったことによる事故をいい、共済金を50%ま

で削減する。

(事故発生通知義務違反による共済金の削減)

第18条 規約第20条（事故発生のときの通知義務）第1項、第2項に規定する事故のあった日より30日以内に事故発生の届出がなされない場合の事故は、共済金を20%まで削減する。

(必要な調査期間を経過したのに共済金を支払う場合の利息の扱い)

第19条 規約第21条（共済金等の支払いおよび支払場所）第1項にいう共済金を支払う日が同項に定める期間を経過する日ののちの日であるときは、この組合は、当該の期日を経過した日から起算して、民法（明治29年4月27日法律第89号）第404条に定める法律料率により計算する利息を付して、共済金とあわせて支払うものとする。

(交通事故の適用の特例)

第20条 この組合が認める組織の機関が主催するスポーツ・レクリエーション行事開催中により生じた死傷事故については、特例として交通事故とみなし規約第40条（死亡共済金）、同第41条（障害共済金）、同第42条（入院共済金）、同第43条（通院共済金）の規定にもとづき共済金を支払う。ただし、通院共済金は5日以上の通院とし、通院を開始した日から90日を限度に支払う。

2 前項を適用する場合の基準は、別に定める。

(交通事故罹災証明書)

第21条 規約第19条（共済金の請求方法）第1号の自動車安全運転センターに代わるべき第三者の発行する交通事故罹災証明書とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 列車・駅構内等における事故によって傷害を受けた場合は、鉄道警察隊・車掌または駅長もしくは助役の発行する証明書
- (2) 航空機・船舶の事故によって傷害を受けた場合は、機長・船長・事務長または会社代表者の発行する証明書
- (3) エレベーター・エスカレーターの事故・建造物の倒壊・物の落下による事故によって傷害を受けた場合は、その建物等の管理者の発行する証明書
- (4) 交通事故によって傷害を受けた場合は、自動車損害賠償責任共済（保険）支払通知書の写し
- (5) 道路通行中等の事故によって傷害を受けた場合は、その道路等の管理者の証明書
- (6) ハイマー・タクシー・バス・貨物自動車・ケーブルカー・路面電車など事故によって傷害を受けた場合は、会社代表者もしくは営業所の発行する証明書
- (7) 交通事故であって、自動車安全運転センター各都道府県事務所の交通事故証明書を徴しない場合は、救急自動車の出動証明書
- (8) JR職域内での交通事故によって傷害を受けた場合は、その箇所の箇所長またはその組合員の所属する箇所の箇所長、もしくは助役の発行する証明書
- (9) 交通事故であって、前各号に規定する書類が徴し得ない場合は、第三者の目撃証明書または示談書をもって、交通事故を証明する書類に代える
- (10) その他この組合が認めるもの

(交通事故証明書の特例)

第22条 交通事故であって、前条各号に規定する書類が徴し得ない場合は、特例として医師の治療証明書（この組合が定める書式）と被共済者の交通事故報告書（この組合が定める書式）もって、交通事故を証明する書類に代えることができる。ただし、この場合、以下の制限を加える。

2 入院共済金の支払いについては、規約第42条（入院共済金）に定める基準とするが、支払い日数の限度は最高60日とする。

3 通院共済の支払いについては、5日以上の通院とし、支払い日数の限度は最高30日とする。

4 共済金単価は規約第42条（入院共済金）、第43条（通院共済金）に定める1／2の支払い単価とし、最終的な計算の結果500円未満は500円、500円超1,000円未満は1,000円に切り上げる。

(医師の定義)

第23条 規約第19条（共済金の請求方法）第1項第4号に定める「医師」とは、医師法に定める医師と柔道整復師とする。ただし、あんま師・マッサージ師・指圧師・針師・灸師については、治療上必要があって医師の承認があり、かつ同意書がある場合に限り医師に準ずるものとする。

2 前項のあんま師・マッサージ師・指圧師・針師・灸師にかかった場合は、当該師の診断書および医師の同意書をもって、医師の治療証明書に代えることができるものとする。

(共済金の請求に要した費用)

第24条 規約第19条（共済金の請求方法）第2項に規定する共済金の請求にかかる書類の取得に要した費用とは、医師等の診断書等を取得した場合とし、この場合1事故単位に被共済者1名につき証明書料5,000円を被共済者またはその相続人に支払う。

(業務の委託)

第25条 規約第52条（業務の委託）に規定する加盟組合に委託することができる事務の一部

の内容は、次の通りとする。

- (1) 共済制度の概要を表記した広告物の配布
- (2) 共済契約者からの共済掛金の集金、およびこの組合への送金
- (3) 共済契約者からの申し出による共済金請求の手続き取次ぎ
- (4) 共済契約者からの申し出による共済契約の変更・解約の手続き取次ぎ
- (5) 共済契約者からの申し出によるこの組合への通知の取次ぎ
- (6) 共済契約の維持管理に必要な構成員情報のこの組合への通知
- (7) この組合の発行する書類の共済契約者への取次ぎ
- (8) 生協加入のための出資金を預かりこの組合へ送金する事務および脱退時における出資金の返戻手続き取次ぎ
- (9) 共済に関する情報提供、諸連絡を含む共済契約の維持管理の事務
- (10) 別に定める教育事業の普及に係る支援

(改 廃)

第26条 この細則の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、1970年12月1日から施行する。
- 2 1972年1月1日 一部改正
- 3 1974年1月1日 一部改正
- 4 1974年7月1日 一部改正
- 5 1977年7月1日 一部改正
- 6 1980年1月1日 一部改正
- 7 1981年1月1日 一部改正
- 8 1987年4月1日 一部改正
- 9 1987年7月1日 一部改正 (1987年度第2回理事会)
- 10 1988年1月1日 一部改正
- 11 1989年1月1日 一部改正 (1988年度第1回理事会)
- 12 1995年6月1日 一部改正 (1994年度第4回理事会)
- 13 1996年1月1日 一部改正 (1995年度第5回理事会)
- 14 1996年7月1日 一部改正 (1995年度第5回理事会)
- 15 1999年7月1日 一部改正 (1998年度第4回理事会)
- 16 2004年7月1日 一部改正 (2003年度第2回理事会)
- 17 2008年10月1日 一部改正 (2008年度第1回理事会)
- 18 2009年3月26日 一部改正 (2008年度第3回理事会)
- 19 2010年7月1日 一部改正 (2009年度第5回理事会)
- 20 2020年4月1日 一部改正 (2019年度第7回理事会)

目 次

【生命共済事業規約】

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条（通 則）	124
第2条（定 義）	124
第3条（事 業）	124

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

第4条（共済期間）	125
-----------------	-----

第2節 共済契約の範囲

第5条（共済契約者の範囲）	125
第6条（被共済者の範囲）	125
第7条（共済金受取人）	125

第3節 共済契約の締結

第8条（共済契約内容の提示）	125
第9条（共済契約の申込み）	125
第10条（告知義務）	126
第11条（告知事項）	126
第12条（共済契約の申込みの撤回等）	126
第13条（共済契約申込みの諾否）	126
第14条（共済契約の成立および発効日）	127

第4節 共済契約の更新

第15条（共済契約の更新）	127
第16条（更新日における共済金額の増額、または減額）	128

第5節 共済掛金の払込み

第17条（共済掛金の払込み）	128
第18条（共済掛金の払込場所）	128
第19条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）	128
第20条（共済掛金の払込猶予期間）	128

第6節 共済金の請求および共済金の支払い

第21条（共済金の請求）	128
第22条（事由発生のときの通知義務）	128
第23条（共済金等の支払いおよび支払場所）	128
第24条（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）	129

第7節 共済契約の終了

第25条（詐欺等による共済契約の取消し）	129
第26条（共済契約の無効）	130
第27条（共済契約の失効）	130
第28条（共済契約の解約）	130
第29条（重大事由による共済契約の解除）	130
第30条（共済契約の解除）	130
第31条（被共済者による共済契約の解除請求）	131
第32条（共済契約の消滅）	131
第33条（取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い）	131
第34条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）	131
第35条（消滅の場合の未払込共済掛金の精算）	131

生命共済

第8節 共済契約の変更

第36条（共済契約による権利義務の承継）	131
第37条（氏名または住所の変更）	131
第38条（異動の通知義務）	131
第39条（共済掛金の返戻または追徴）	132

第3章 共済金額および共済金の支払い

第1節 共済金額

第40条（共済金額）	132
第41条（契約口数の最高限度）	132
第42条（年齢による最高限度口数の制限）	132
第43条（告知事項による最高限度口数の制限）	132
第44条（契約口数の増減）	132
第45条（死亡共済金および障害共済金）	132

第2節 共済金および共済金の支払い

第46条（共済金を支払わない場合）	132
第47条（共済金の削減等）	133
第48条（生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還）	133
第49条（残存共済金額）	133
第50条（必要事項の報告）	133

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

第51条（業務の委託）	133
-------------	-----

第2節 異議の申立ておよび審査委員会

第52条（異議の申立ておよび審査委員会）	133
----------------------	-----

第3節 再共済の授受

第53条（再共済）	134
-----------	-----

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

第54条（共済掛金の額）	134
第55条（責任準備金の額）	134
第56条（解約返戻金等の額）	134
第57条（未収共済掛金の額）	134
第58条（支払備金および責任準備金の積立て）	134

第5節 共済契約上の紛争の処理

第59条（管轄裁判所）	134
-------------	-----

第6節 規約の変更

第60条（規約の変更）	134
第61条（身体障害等級表の変更）	134

第7節 雜 則

第62条（時効）	134
第63条（細則）	135
第64条（定めのない事項の取扱い）	135

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

第65条（掛金口座振替特則の適用）	135
第66条（掛金口座振替特則の締結）	135
第67条（共済掛金の払込み）	135
第68条（口座振替不能の場合の扱い）	135

第69条（指定口座の変更等）	135
第70条（掛金口座振替特則の消滅）	136
第71条（振替日の変更）	136
 附 則	136
別紙第1 共済掛金額算出方法書	(省略)
別紙第2 責任準備金額算出方法書	(省略)
別紙第3 解約返戻金額等算出方法書	(省略)
別紙第4 未収共済掛金額算出方法書	(省略)
 算法書別表 年齢群団別掛金 [男性]	(省略)
[女性]	(省略)
別表第1 身体障害等級表	(省略)
別表第2 不慮の事故分類	(省略)
別表第3 「指定する病気」の種類の細目	(省略)

【生命共済事業細則】

第1条（総 則）	137
第2条（共済掛金の払込方法ごとの掛金額）	137
第3条（途中契約の発効日）	137
第4条（途中契約の1口あたりの共済掛金額）	137
第5条（共済掛金の不足および過納の扱い）	137
第6条（不足共済掛金未納中の共済対象の扱い）	137
第7条（共済掛金の払込猶予期間）	138
第8条（共済掛金の払込猶予期間の特例）	138
第9条（共済掛金の払込猶予期間の失効）	138
第10条（各共済金請求の提出書類）	138
第11条（必要な調査期間を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い）	138
第12条（共済契約の制限）	138
第13条（資格の特例）	138
第14条（共済契約申込みの審査）	138
第15条（共済契約の解約の手続）	139
第16条（被共済者による解除請求時の取扱い）	139
第17条（判定委員会の設置）	139
第18条（業務の委託）	139
第19条（細則の変更）	139
第20条（改 廃）	139
 附 則	139

全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

生命共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第69条（事業の品目等）第4号に掲げる事業を実施する。

(定 義)

第2条 この規約において、つきの各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この組合と共に共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「被共済者」とは、共済の対象として、その生死等が共済事故とされる者をいう。
- (3) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。また、「共済金受取人」のうち、被共済者の死亡を原因として支払う共済金の受取人を「死亡共済金受取人」という。
- (4) 「共済契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (5) 「共済事由」とは、共済金等が支払われる事由をいう。
- (6) 「共済契約の種類」とは、共済契約者を被共済者とする「本人契約」、共済契約者の配偶者を被共済者とする「配偶者契約」をいう。
- (7) 「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発効日または更新日にに対応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1ヶ月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (8) 「死亡」とは病死（自然死を含む）およびその他の原因による死亡をいう。また「不慮の事故」とは、別表第2「不慮の事故分類」に規定しているものをいう。
- (9) 「障害」とは、別表第1「身体障害等級表」に規定する身体障害の状態をいう。なお、「身体障害」の等級の認定は、1級および2級は国民年金法施行令（昭和37年政令第184号）に定める1級および2級程度の状態とし、3級および4級は厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）に定める3級および4級程度の状態をいう。
- (10) 「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」とは、つきの算出方法書を総称したものをいう。
 - ア 別紙第1「共済掛金額算出方法書」
 - イ 別紙第2「責任準備金額算出方法書」
 - ウ 別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」
 - エ 別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」
- (11) 「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。
- (12) 「細則」とは、この事業の実施のための手続その他、事業の執行について必要な事項を定めたもので、この組合の理事会の議決によるものをいう。
- (13) 「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。
- (14) 「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。
- (15) 「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- (16) 「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。

(事 業)

第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者が死亡または障害となった場合に共済金を支払う事業を行う。

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

(共済期間)

第4条 共済契約の共済期間は、第14条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日または第15条（共済契約の更新）に規定する更新日から1年とする。ただし、この組合が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年未満とすることができる。

2 前項ただし書きにおける共済契約の満了日は、第14条（共済契約の成立および発効日）第1項第1号に規定する統一開始日の前日までとする。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第5条 この組合は、組合員以外の者と共済契約を締結しないものとする。

(被共済者の範囲)

第6条 被共済者となることのできる者は、共済契約の種類により第14条（共済契約の成立および発効日）または、第15条（共済契約の更新）に規定する更新日において次の各号に該当する者とする。

(1) 本人契約においては、80歳未満の共済契約者。

(2) 配偶者契約においては、80歳未満の共済契約者の配偶者。（被共済者の範囲）

(共済金受取人)

第7条 共済金の受取人は、つきの各号に掲げるものとする。ただし、第5号から第7号の場合は、現に共済契約者の扶養を受けている者とする。

(1) 共済契約者

(2) 共済契約者の配偶者

(3) 共済契約者の子

(4) 共済契約者の父母

(5) 共済契約者の孫

(6) 共済契約者の祖父母

(7) 共済契約者の兄弟姉妹

2 共済金受取人の順位は、前項各号の順位による。

3 前項の場合において、同順位の共済金受取人が2人以上ある場合は、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代表する。

4 前項の代表者が定まらないときは、または代表者の所在が不明であるときは、この組合が共済金受取人の1人に対してなした行為は、他の共済金受取人に対しても効力を生ずる。

5 第1項および第2項の規定にかかわらず、共済契約者は遺言による共済金受取人の変更ができる。遺言による共済金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、この組合が共済金の支払いを行う前までに、共済契約者の相続人がその旨をこの組合に通知しなければならない。遺言書は被共済者の同意が得られたものとし法律上有効なものとする。

6 遺言書にもとづき、この組合が共済金受取人の変更を承諾した場合には、共済金を指定された共済金受取人に支払うが、遺言書がこの組合に到達する前に第1項および第2項の規定にもとづき、共済金を共済金受取人に支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、この組合は共済金を支払わない。

第3節 共済契約の締結

(共済契約内容の提示)

第8条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）により契約する。

2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

(共済契約の申込み)

第9条 共済契約申込者は、共済契約申込書につきの各号の事項を記載し、被共済者になる者の同意を得て、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

(1) 共済契約の種類

(2) 契約口数および払込金額

(3) 共済契約者の氏名、生年月日および住所

(4) 被共済者の氏名、性別、生年月日および共済契約者との続柄

(5) 被共済者について告知事項に対する回答

(6) 共済掛金の払込方法および払込場所

(7) 申込日

(8) その他この組合が必要と認めた事項

(告知義務)

第10条 共済契約者または被共済者は、この組合が書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要するものとする。

2 告知事項は、次条（告知事項）で定めるものとし、共済契約の申込日において告知事項に該当する者は、被共済者となることができないものとする。

3 共済契約申込者または被共済者となる者は告知事項について、事実を正確に告げなければならない。

(告知事項)

第11条 前条（告知義務）に定める「告知事項」は、次の各号の事項とする。

(1) 共済契約の発効日より過去3年間に、次の疾病（以下「指定する病気」という。）にかかった者、あるいはかかっている者。「指定する病気」の種類の細目は別表第3「「指定する病気」の種類の細目」に定める。

イ 新生物（白血病を含む）

ロ 糖尿病

ハ 心疾患（高血圧症については医師の指示により薬を常用している者）

ニ 脳血管疾患

ホ 胃かいよう、十二指腸かいよう

ヘ 肝臓病

ト 腎炎（人工腎臓透析者を含む）、ネフローゼ

チ 精神障害（アルコール中毒、薬物中毒を含む）

リ その他、この組合の指定するもの

(2) 共済契約申込時以降共済契約の発効日までに、前号の指定する病気を除く傷病（第3号から第5号まで以下同じ。）により入院あるいは休業中の者。

ただし、職をもたない配偶者の場合は、家事労働に従事不能をもって休業とみなす（以下同じ。）。

(3) 共済契約の発効日より過去1年間に、傷病により通算して30日以上入院あるいは休業した者。

(4) 共済契約の発効日より過去1年間に、傷病により入院あるいは休業が通算して5日以上30日未満の者。

(5) 共済契約申込時に、傷病により医師にかかっている者および共済契約申込時以降共済契約の発効日までに、傷病により医師にかかった者。

2 前項第4号、第5号に該当する場合、原則として契約できないが、軽度の症状であるとして病名の告知をし、この組合が認めた場合は契約することができる。

ただし、この場合は共済契約の発効日より1年以内に、告知の病名と因果関係のある病気が原因で共済事由が発生したときは、第46条（共済金を支払わない場合）第1項第6号を適用し、1年をこえ2年以内に、告知の病名と因果関係のある病気が原因で共済事由が発生したときは、第47条（共済金の削減等）第1項第4号の規定を適用する。

(共済契約の申込みの撤回等)

第12条 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）は、前条の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。この場合には、当該申込みのすべてについて申込みの撤回等をしなければならない。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につきの各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(1) 共済契約の種類

(2) 申込日

(3) 共済契約者等の氏名および住所

3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

(共済契約申込みの諾否)

第13条 この組合は、第9条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、30日以内に共済契約証書の交付をもって行う。

3 前項に規定する共済契約証書には、つきの各号に規定する事項を記載するものとする。

(1) 共済契約の種類

(2) 共済契約者の氏名および生年月日

(3) 被共済者の氏名、性別、生年月日および共済契約者との続柄

- (4) 契約共済金額および口数
- (5) 発効日
- (6) 満了日
- (7) 共済掛金額および共済掛金の払込方法
- (8) 組合員番号
- (9) 共済契約証書作成年月日

(共済契約の成立および発効日)

第14条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、つきの各号の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

- (1) 共済期間を1年とする契約の場合で、この組合が定める統一契約期間の開始日（7月1日午前零時より契約を開始する日、以下、統一開始日という。）の前日までに初回掛金を受け取ったときは、統一開始日とする。
- (2) 規約第4条（共済期間）第1項に定める共済期間を1年未満（以下、途中契約という。）の場合は、共済契約者等は初回掛金を途中契約の開始日の前日または、この組合が定めた日までに、この組合に払い込まなければならない。
- 2 前項第1号の「統一開始日」、および第2号「途中契約の開始日」をそれぞれ共済契約の発効日とする。
- 3 この組合は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回共済掛金に充当する。
- 4 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

(共済契約の更新)

第15条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」という。）に更新する。

ただし、満了日までに共済契約者から変更等の申し出があった場合は、この限りではないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には、共済契約の更新はできず、第2号から第5号までのいずれかに該当する場合には、この組合は共済契約の更新を拒むことができる。

- (1) 被共済者が更新日において第6条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であったとき。
- (2) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領等に際し、共済金受取人が詐欺行為を行なうとしたとき。
- (3) 共済契約者または死亡共済金受取人が、この組合に、共済金を支払わせることを目的として、故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたとき。
- (4) 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事由を発生させ、または発生させようとしたとき。
- (5) 第2号から第4号までのいずれかに該当するほか、この組合の共済契約代表者、共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- 3 共済契約者が退職し、引き続き共済契約を更新する場合で、継続して5年間の共済契約実績がない場合は、共済契約の更新はできない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この組合は規約、細則の改正があったときは更新日における改正後の規約または細則による内容の変更を行い共済契約を自動更新する。

- 5 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この組合所定の書類につきの事項を記載し、署名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの組合に提出しなければならない。

- (1) 共済契約の種類
- (2) 契約共済金額および口数
- (3) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
- (4) 被共済者の氏名、性別、生年月日および共済契約者との続柄
- (5) 共済掛金の払込方法および払込場所
- (6) その他この組合が必要と認めた事項
- 6 第4項の場合にあっては、共済契約者は告知事項について、事実を正確に告げなければならない。
- 7 この組合は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。
- 8 第1項から第6項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。

- 9 更新契約の初回掛金は、共済契約の更新日の前日までに払い込まなければならない。
- 10 前項の規定にかかわらず、第19条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）に規定する口座振替特則を付帯した場合および賃金控除扱の場合は、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の更新日から2ヵ月間とすることができる。
- 11 第9項および第10項に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
- 12 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかつたものとする。
- (1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があつたとき。
- (2) 第10項および第11項まで規定する払込猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかつたとき。
- 13 この組合は、第1項から第12項までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第3項にもとづき更新ができない場合および第7項にもとづきこの組合が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。
- (更新日における共済金額の増額、または減額)**
- 第16条 共済契約の更新日においては、共済契約者は、第41条（契約口数の最高限度）、第42条（年齢による最高限度口数の制限）、第43条（告知事項による最高限度口数の制限）、第44条（契約口数の増減）に規定する共済金額の範囲内において、この組合の承諾を得て共済金額の増額または減額をすることができる。
- 2 前項の増額または減額の場合は、第6条（被共済者の範囲）、第14条（共済契約の成立および発効日）、第46条（共済金を支払わない場合）、第26条（共済契約の無効）、第29条（重大事由による共済契約の解除）、および第25条（詐欺等による共済契約の取消し）、第47条（共済金の削減等）の規定を適用するものとする。

第5節 共済掛金の払込み

(共済掛金の払込み)

- 第17条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条（共済期間）第1項ただし書の規定により、共済期間が1年未満であるときの共済掛金の払込方法については、月払または一括払とする。
- 3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法ごとの発効日または更新日の各応当日（以下、「払込方法別応当日」という。）の前日（以下、「払込期日」という。）までに払い込まなければならない。
- 4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。

(共済掛金の払込場所)

- 第18条 共済契約者は、この組合の事務所またはこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならぬ。

(共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱)

- 第19条 共済契約者は、当該共済契約の共済掛金をこの組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」という。）ができる。または賃金控除（労働基準法第24条協定）により払い込むこと（以下「賃金控除扱」という。）ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

- 第20条 この組合は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から2ヵ月間の払込猶予期間を設ける。
- 2 前項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

第6節 共済金の請求および支払い

(共済金の請求)

- 第21条 共済金受取人は、被共済者の共済事由を知ったときは、遅滞なく細則に定める書類を添付して、共済金を請求するものとする。

(事由発生のときの通知義務)

- 第22条 被共済者について、共済事由が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事由発生の状況および傷害の程度をこの組合に通知するものとする。

- 2 前項の通知を正当な理由なく遅滞した場合または行わなかった場合には、この組合は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができると思められる額を差し引いて、共済金を支払うことができる。

(共済金等の支払いおよび支払場所)

- 第23条 この組合は、第21条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後10日以内に、事由発生の状況、事由の原因、傷害

の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- (1) 弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要なとき

180日

- (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき

180日

- (3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき

90日

- (4) 後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき

120日

- (5) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき

60日

- (6) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合にその状況を調査する必要があるとき

360日

- (7) 日本国国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき

180日

- (8) 第1号から第7号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者およびまたは共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき

90日

2 この組合が必要な調査を行うにあたり、つぎの各号のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、前項の期間に算入しないものとし、またその間は共済金を支払わないものとする。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、または、これに応じなかったとき（必要な協力を行わなかつた場合を含む。以下、この項において同じ。）

- (2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が事実の確認、医師もしくは歯科医師の診断を妨げ、またはこれに応じなかったとき。

3 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金および割りもどし金（以下「諸返戻金等」という。）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)

第24条 この組合は、第20条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う（以下「共済金の差額支払い」という。）ことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払いこまなければならない。なお、払込猶予期間中に共済掛金の払込みがなされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

第7節 共済契約の終了

(詐欺等による共済契約の取消し)

第25条 この組合は、共済契約者、被共済者、共済金受取人の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行う。

3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組

合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(共済契約の無効)

第26条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。

- (1) 被共済者が、共済契約の発効日または契約更新の日すでに死亡していた場合
 - (2) 被共済者が、共済契約の発効日または契約更新の日において、第6条（被共済者の範囲）に定める年齢をこえている場合
 - (3) 被共済者が、共済契約の締結の当時において、第10条（告知義務）第2項に規定する被共済者となることができない場合
 - (4) 被共済者1人についての共済契約口数が、第41条（契約口数の最高限度）、第42条（年齢による最高限度口数の制限）、第43条（告知事項による最高限度口数の制限）に定める最高限度を超えている場合はその超えている共済契約口数。
- 2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。
- 3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求することができる。

(共済契約の失效)

第27条 第20条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日にさかのぼり効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。

2 前項の場合において、払込掛金は返還しない。

(共済契約の解約)

第28条 共済契約者は、細則に定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。

- 2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の日を記載する。
- 3 解約の効力は、前項の解約の日、またはその書面がこの組合に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から生じる。

(重大事由による共済契約の解除)

第29条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - (2) 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - (3) 第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事由発生のちになされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事由にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。
- 3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。
- 4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。

共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(共済契約の解除)

第30条 この組合は、共済契約者または被共済者が、共済契約締結の当時、故意または重大な過失により告知事項について、事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げたときには、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、共済契約の発効日において、この組合が前項の事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたときには、共済契約を解除することができない。
- 3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事由発生のちにされたときであっても、この組合は、解除の原因となった事実が発生した時から解除された時までに発生した共済事由にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを証明した場合は除く。

4 第1項の規定による解除権は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

- (1) この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1ヵ月間行使しなかつたとき。
- (2) 共済契約締結時から5年が経過したとき。

5 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

- 6 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知ができない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2

人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第31条 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限る。以下、この条ならびに第34条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）において同じ。）を解除することを求めることができる。

(1) 共済契約者または共済金受取人に、第29条（重大事由による共済契約の解除）第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する行為があったとき。

(2) 前号のほか、共済契約者または共済金受取人が、同号の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。

(3) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、この共済契約の被共済者になることについて同意した事情に著しい変更があったとき。

2 共済契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、被共済者から同項に規定する解除請求があったときは、この組合に対する通知により、共済契約を解除することができる。

3 被共済者は、第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、細則で定める方法により、この組合に対し共済契約を解除することを求めることができる。

4 この組合は、前項に規定する解除請求を受け、将来に向かって共済契約を解除することができる。

5 前項の規定により共済契約が解除された場合には、この組合は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知するものとする。

(共済契約の消滅)

第32条 共済契約の成立後、つぎの各号のいずれかの事実が発生した場合は、共済契約は当該事実が発生した時において、消滅するものとする。

(1) 被共済者が死亡したとき

(2) 被共済者が第2条（定義）第9号に規定する別表1「身体障害等級表」の障害1級もしくは2級に該当したとき

(3) 第49条（残存共済金額）に規定する残存共済金額が、共済契約の発効日のときにおける共済金額の5分の2未満となったとき

(取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い)

第33条 この組合は、第25条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求する。

(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)

第34条 この組合は、つぎに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間（1ヵ月にみたない端数日を切り捨てる。）に対する共済掛金を共済契約者に払い戻す。

(1) 第28条（共済契約の解約）、第29条（重大事由による共済契約の解除）、第30条（共済契約の解除）の規定により、共済契約が解約され、解除されたとき。

(2) 第32条（共済契約の消滅）の規定により共済契約が消滅し、かつ第46条（共済金を支払わない場合）の規定により、死亡共済金が支払われなかったとき。

(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)

第35条 第32条（共済契約の消滅）の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、第20条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中であっても、その金額を共済金から差し引く。

第8節 共済契約の変更

(共済契約による権利義務の承継)

第36条 共済契約者が死亡した場合は、法定相続人は、当該共済期間が満了するまでの期間を限度として、当該相続人がこの組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。

2 前項の規定にかかわらず、定款第6条第2項による承認を得た法定相続人は、前項の期間を越えて当該共済契約による権利義務を承継することができる。

(氏名または住所の変更)

第37条 共済契約者は、つぎに変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(1) 共済契約者の氏名、住所または住居表示

(2) 被共済者の氏名

(異動の通知義務)

第38条 共済契約者は、被共済者に退職その他の事由による異動があった場合には、遅滞なく異動状況をこの組合に通知しなければならない。

2 異動による発効または失効は、この組合に異動の通知があった日の翌日から生ずるものとする。

(共済掛金の返戻または追徴)

第39条 この組合の規定する共済掛金の額が、共済期間の中途で改正された場合であっても、この組合は、当該共済契約の共済期間が満了するまでは、共済掛金の返戻または追徴を行わない。

第3章 共済金額および共済金の支払い

第1節 共済金額

(共済金額)

第40条 共済契約1口についての共済金額の最高限度は50万円とし、共済金の給付種目は、次のとおりとする。

1 死亡共済金	500,000円
2 障害共済金	
(1) 1級	500,000円
(2) 2級	300,000円
(3) 3級	120,000円
(4) 4級	30,000円

(契約口数の最高限度)

第41条 本人契約および配偶者契約の契約口数の最高限度は40口とする。

(年齢による最高限度口数の制限)

第42条 前条（契約口数の最高限度）にかかわらず、本人契約および配偶者契約の契約口数の最高限度は、契約年齢により次の各号に定める口数とする。

- (1) 61歳以上66歳未満は10口を超えることはできないものとする。
- (2) 66歳以上70歳未満は6口を超えることはできないものとする。
- (3) 70歳以上80歳未満は3口を超えることはできないものとする。

(告知事項による最高限度口数の制限)

第43条 第11条（告知事項）第1項第1号から第5号に該当したことのある者が、契約の資格が発生し2年以内に契約する場合および、第2項により契約する被共済者についての契約口数の最高限度は4口とする。ただし、共済契約の更新時に2年以上の契約実績をもつた場合は、61歳未満は40口まで、66歳未満は10口まで、70歳未満は6口まで契約することができる。

(契約口数の増減)

第44条 規約第14条（共済契約の成立および発効日）の規定により、すでに契約された被共済者の契約口数は、その共済期間中に増または減を認めない。

2 共済契約期間中に、規約第11条（告知事項）に抵触し契約更新をする場合、継続契約を認めるが更新契約口数の増加は認めない。

ただし、規約第11条（告知事項）第2項による場合は、制限口数に達するまで契約することができる。

(死亡共済金および障害共済金)

第45条 この組合は、被共済者が共済期間中に死亡した場合には、死亡共済金を支払い、被共済者が共済契約の成立および発効日以後の傷害または疾病を原因として、共済期間中に障害となった場合には、障害共済金を支払う。

2 前項の規定により支払う死亡共済金または障害共済金の額は、第40条（共済金額）の共済金額に相当する金額とする。なお、身体障害の等級の認定は、第2条（定義）第9号の規定にもとづき行うものとする。

第2節 共済金および共済金の支払い

(共済金を支払わない場合)

第46条 この組合は、つきの各号の場合には共済金を支払わない。

- (1) 共済事由の発生が共済金受取人または被共済者の故意または重大な過失によるとき。
- (2) 共済金受取人または被共済者の犯罪行為によって共済事由が発生し、この組合が共済金の支払いを適当でないと認めたとき。
- (3) 戦争、その他の変乱によるとき。
- (4) 共済契約の発効日以前に、被共済者の自覚の有無にかかわらず発生していた傷病により、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したとき。
- (5) 第11条（告知事項）第2項により契約した被共済者については、その傷病と因果関係のある病気が原因で、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したとき。
- (6) 共済契約の発効日すでに身体障害状態にある場合、その障害による共済事由が発生したとき。
- (7) 被共済者が、共済契約の発効日に新生物（ガン）であることを知らず、従って、他の病名について告知をし、共済契約の発効日より3年以内に新生物（ガン）で死亡し

たとき。

- 2 第1項第1号および第2号により共済金を支払わない場合は、すべての共済金受取人におよぶものとする。

ただし、この組合が、審査委員会の審議により共済金の全額または一部について支払うことが適当と認めた場合はこの限りではない。

なお、審査委員会の審議による共済金の一部についての支払額とは、共済金額の100分の50に相当する額とする。

(共済金の削減等)

第47条 被共済者が、つきの各号に該当するときの共済金は、それぞれ各号に定める金額とする。ただし、不慮の事故による場合は除くものとする。

- (1) 被共済者が、共済契約の発効日より90日以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の20に相当する金額
- (2) 被共済者が、共済契約の発効日より180日以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の30に相当する金額
- (3) 被共済者が、共済契約の発効日より1年以内に共済事由が発生したときは、共済金額の100分の50に相当する金額
- (4) 第11条（告知事項）第1項第1号から第5号に該当したことのある者が、契約の資格が発生し2年以内に契約する場合および、第2項により契約した被共済者が、共済契約の発効日より1年以内に告知した病名と因果関係のある病気が原因で共済事由が発生したときは、第46条（共済金を支払わない場合）第1項第6号により共済金は支払わないが、1年をこえて2年以内に発生した場合は、共済金額の100分の50に相当する金額

- 2 共済契約の更新日において、増加契約がなされた場合の契約の増加分に対する共済金額は、前項の取扱いを適用する。

- 3 地震、津波、噴火、その他これらに類似の天災により、所定の共済金を支払うことができない場合は総代会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの繰延べ、または削減をすることができる。

(生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還)

第48条 この組合は、被共済者の生死が不明の場合の死亡共済金の支払いにおいて、つぎに掲げるいずれかの事由に該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この組合が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱う。

- (1) 被共済者が失踪宣告を受けたとき。
- (2) 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った者のうち、被共済者の生死が危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

ア 航空機の危難の場合	30日
イ 船舶の危難の場合	3カ月
ウ ア、イ以外の危難の場合	1年

- 2 前項の規定により、共済金受取人が死亡共済金を受け取った場合において、当該共済金受取人は、この組合の定める所定の書類を提出することを要する。

- 3 第1項の規定によりこの組合が死亡共済金を支払ったのちに被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人は、すでに支払われた死亡共済金をこの組合に返還しなければならない。

(残存共済金額)

第49条 この組合が共済金を支払ったときは、第40条（共済金額）の規定にかかわらず、共済金額からその支払った金額を差し引いた残額を残りの共済期間に対する共済金額とする。

(必要事項の報告)

第50条 共済契約者はこの組合に対して、被共済者の資格および就業の状況その他の共済契約上必要な事項について、この組合が求めたときは報告をしなければならない。

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

(業務の委託)

第51条 この組合は、この共済事業を実施するために必要な業務の一部（契約の締結の代理、または媒介を除く。）を、この組合の組合員の属する団体に委託することができる。

第2節 異議の申立ておよび審査委員会

(異議の申立ておよび審査委員会)

第52条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の処置について不服があるときは、共済契約者、被共済者および共済金受取人は、この組合の別に定める審査委員会に対

して異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の申立ては、この組合の処置があったことを知った日の翌日から30日以内に書面をもって行なうものとする。
- 3 前項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行ない、その結果を異議の申立てをした共済契約者、被共済者、または共済金受取人に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、審査委員会規則で定める。

第3節 再共済の授受

(再共済)

第53条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を日本再共済生活協同組合連合会の再共済に付すことができる。

- 2 前項の場合において、再共済契約の締結は、生命共済再共済協定書により行なうものとする。

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

(共済掛金の額)

第54条 基本契約1口についての共済掛金の額は、別紙第1「掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(責任準備金の額)

第55条 基本契約にかかる責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(解約返戻金等の額)

第56条 第34条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）に規定する共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金（以下「返戻金」という。）の額は、別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(未収共済掛金の額)

第57条 未収共済掛金の額は、別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(支払備金および責任準備金の積立て)

第58条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

第5節 共済契約上の紛争の処理

(管轄裁判所)

第59条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この組合の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第6節 規約の変更

(規約の変更)

第60条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他事情により、第8条（共済契約内容の提示）第1項に規定する規約を変更する必要が生じた場合には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。

- 2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(身体障害等級表の変更)

第61条 別表第1「身体障害等級表」中の「障害等級」および「身体障害」は、国民年金法施行令（1級および2級）また厚生年金保険法施行令（3級および4級）の「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）中の「障害等級」および「身体障害」によるものとし、当該施行法が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」および「身体障害」によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この組合が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級表」を変更することができる。ただし、この場合には、この組合は、共済契約者にあらかじめその旨を周知する。

第7節 雜 則

(時 効)

第62条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(細 則)

第63条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続きその他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第64条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第65条 この特則は、第19条（共済掛金の口座振替扱いおよび賃金控除扱い）に規定する口座振替扱いによる共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第66条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この組合の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つきの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

(1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この組合と共に済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。

(2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(共済掛金の払込み)

第67条 第2回以後の共済掛金は、第17条（共済掛金の払込み）第4項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの組合の定めた日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まれなければならない。

2 初回掛金を口座振替扱いによって払い込む場合の初回掛金は、第14条（共済契約の成立および効力）第1項の規定にかかわらず、この組合が当該共済契約にかかる初回掛金を、はじめて指定口座からこの組合の口座に振り替えようとした日までに指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まれなければならない。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかった場合は、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

3 第1項および第2項の場合にあっては、指定口座から引き落としのなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。

4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）にかかる共済掛金を振り替える場合には、この組合は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この組合に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければならぬ。

6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

(口座振替不能の場合の扱い)

第68条 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条第1項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行わない限り、共済掛金の払込みがされなかつたものとみなす。

2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第20条（共済掛金の払込猶予期間）の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの組合またはこの組合の指定した場所に払い込まなければならない。

(指定口座の変更等)

第69条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。

2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

3 共済契約者が口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。この場合、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

(掛金口座振替特則の消滅)

第70条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

- (1) 第66条（掛金口座振替特則の締結）第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第1項、第2項および第4項に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。
- (3) 共済契約者が次条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (4) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

(振替日の変更)

第71条 この組合および取扱金融機関等の事情により、この組合は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合、この組合は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

附 則

- 1 この規約は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 この規約の一部改正は、昭和47年1月1日から施行する。
- 3 この規約の一部改正は、昭和50年7月1日から施行する。
- 4 この規約の一部改正は、昭和50年10月1日から施行する。
- 5 この規約の一部改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、昭和56年7月1日から施行する。
ただし、この施行期日前の共済契約の効力については、なお改正前の規定による。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、昭和58年7月12日から施行する。

 - 1 この規約の一部改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、平成14年7月1日から施行する。

 - 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成24年1月27日）から施行し、平成24年7月1日以降に発効する共済契約から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約の一部改正は、令和2年4月1日から適用する。

生命共済事業細則

(総 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、生命共済事業規約（以下「規約」という。）第63条（細則）にもとづきこの細則を定める。

(共済掛金の払込方法ごとの掛金額)

第2条 規約第17条（共済掛金の払込み）にいう払込方法（対象者）ごとの1口あたりの共済掛金額は、つぎのとおりとする。

年齢	男性 1 口当たりの掛金			女性 1 口当たりの掛金		
	月払い(円)	半年払い(円)	年払い(円)	月払い(円)	半年払い(円)	年払い(円)
~24歳	47	282	564	25	150	300
25歳~29歳	48	288	576	28	168	336
30歳~34歳	54	324	648	32	192	384
35歳~39歳	70	420	840	42	252	504
40歳~44歳	100	600	1,200	55	330	660
45歳~49歳	143	858	1,716	76	456	912
50歳~54歳	216	1,296	2,592	106	636	1,272
55歳~59歳	322	1,932	3,864	140	840	1,680
60歳~64歳	485	2,910	5,820	194	1,164	2,328
65歳~69歳	694	4,164	8,328	278	1,668	3,336

年齢	男性 1 口当たりの掛金			女性 1 口当たりの掛金		
	月払い(円)	半年払い(円)	年払い(円)	月払い(円)	半年払い(円)	年払い(円)
70歳	880	5,280	10,560	362	2,172	4,344
71歳	966	5,796	11,592	399	2,394	4,788
72歳	1,065	6,390	12,780	440	2,640	5,280
73歳	1,181	7,086	14,172	488	2,928	5,856
74歳	1,317	7,902	15,804	544	3,264	6,528
75歳	1,471	8,826	17,652	612	3,672	7,344
76歳	1,642	9,852	19,704	689	4,134	8,268
77歳	1,832	10,992	21,984	776	4,656	9,312
78歳	2,043	12,258	24,516	875	5,250	10,500
79歳	2,275	13,650	27,300	987	5,922	11,844

(途中契約の発効日)

第3条 規約第14条（共済契約の成立および発効日）の規定にもとづく、途中契約の申込みによる発効日は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 現金扱は、共済掛金をこの組合（事業本部・支所・事業部）が受領した翌日午前0時を発効日とする。
- (2) 郵便振替扱は、郵便局消印日の翌日午前0時を発効日とする。この場合の共済掛金は、共済掛金請求書（郵便振替用紙）にもとづき郵便局から払込みをする。
- (3) 賃金控除扱は、共済掛金控除が行われた月の翌月1日の午前0時を発効日とする。

(途中契約の1口あたりの共済掛金額)

第4条 規約第54条（共済掛金の額）の規定にかかわらず、払込方法（年払い・半年払い・月払い対象者）ごとの1口あたりの共済掛金額は、発効日の属する月にもとづき、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 年払い・半年払い対象者
- (2) 月払い対象者

(共済掛金の不足および過納の扱い)

第5条 共済契約者が共済掛金の払込みをした場合であって、払い込まれた共済掛金が規約第17条（共済掛金の払込み）ならびに第2条（共済掛金の払込方法ごとの掛金額）、第4条（途中契約の1口あたりの共済掛金額）に規定する共済掛金額に合致しないときは、以下の規定とする。

- (1) 共済掛金が過納のときは、その過納分について共済掛金を返還することができる。
- (2) 共済掛金が不足するときは、この組合は共済契約者に対して不足額の払込みを請求する。

なお、この組合が共済契約者に対して不足額の払込みを請求した日から、60日以内に不足額の払込みがされなかった場合は、この組合は共済契約の当該申込みを失効とし共済掛金を共済契約者に返還しない。

(不足共済掛金未納中の共済対象の扱い)

第6条 第5条（共済掛金の不足および過納の扱い）第2号に定める不足共済掛金が払い込まれていれば、当該共済契約における効力発効は当該契約（不足共済掛金が生じた契約）

によるものとみなし共済の対象とする。

(共済掛金の払込猶予期間)

第7条 規約第20条（共済掛金の払込猶予期間）でいう共済掛金の払込猶予期間は、掛金納入方法が賃金控除扱（労働基準法第24条協定）および口座振替扱の場合に設けるものとし、以下の規定とする。

- (1) 口座振替扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。
- (2) 賃金控除扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。

(共済掛金の払込猶予期間の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、つぎに該当する場合は、当該共済契約は更新されているものとして扱うが、掛金が払い込まれた日の翌日から保障するものとする。

- (1) 共済契約者が共済掛金の払い込みをしたが払い込まれた共済掛金が所定の共済掛金に不足するときで、この組合が不足額の請求をした日から60日以内に掛金が払い込まれた場合。

(共済掛金の払込猶予期間の失効)

第9条 規約第20条（共済掛金の払込猶予期間）に定める猶予期間を過ぎ、なお共済掛金が払い込まれない場合は、当該共済契約は効力を失い効力発効目に遡って失効する。

(各共済金請求の提出書類)

第10条 規約第21条（共済金の請求）にいう「細則で定める書類」とは、死亡共済金・障害共済金の種類ごとに、つぎの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類	(1) 共済金請求書	(2) 死亡診断書（死体検案書）	(3) 障害診断書	(4) 被共済者の戸籍謄本	(5) その他の必要書類
共済金の種類					
死亡	○	○		○	○
障害	○		○	○	○

（注）○は、必要書類。

2 前項の規定にかかわらず、この組合は、前項の書類の一部の省略を認めることができる。
(必要な調査期間を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い)

第11条 規約第23条（共済金等の支払いおよび支払い場所）第1項にいう共済金を支払う日が同項に定める期間を経過する日ののちの日であるときは、この組合は、当該の期日を経過した日から起算して、民法（明治29年4月27日法律第89号）第404条に定める法律利率により計算する利息を付して、共済金とあわせて支払うものとする。

(共済契約の制限)

第12条 規約第6条（被共済者の範囲）の規定にかかわらず、共済契約者の共済契約がない場合は、配偶者の契約は認めないものとする。

ただし、共済契約者が無資格の場合は規約第41条（契約口数の最高限度）による。

2 規約第11条（告知事項）第1項第1号から第5号に該当したことのある者が、契約の資格が発生し、2年以内に契約する場合の被共済者についての最高契約口数は4口とする。

3 前項の規定により契約した被共済者が、共済契約の発効日より1年以内に告知した病名と因果関係のある病気が原因で共済事由が発生したときは、規約第46条（共済金を支払わない場合）第1項第6号により共済金は支払わないが、1年をこえて2年以内に発生した場合の共済金額は、100分の50に相当する額とする。

(資格の特例)

第13条 規約第32条（共済契約の消滅）の規定にもとづき、共済契約者の共済契約が消滅した場合の配偶者の契約については、その共済契約の期間が満了する日までその共済契約を継続するものとする。ただし、規約第28条（共済契約の解約）による解約の場合はこの限りでない。

(共済契約申込みの審査)

第14条 規約第14条（共済契約の成立および発効日）第4項に定める審査は、次の各号に定める条件を満たすものでなければ、その申込みを承諾しないものとする。

- (1) その申込者に係る共済事務をこの組合の事業本部・支所・事業部が取扱うことのできるものであること。
- (2) その申込者が出資金を払込んでこの組合の組合員となっていること。
- (3) その申込みが規約およびこの細則によって定めた制限条項に反しないこと。

2 前項の要件に違反することが判明したときは、この組合は、共済契約を取消し所定の手続に従って払込金を返還する。

(**共済契約の解約の手続**)

第15条 共済契約者は、規約第28条（共済契約の解約）の規定により共済契約の解約を行ふ場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(**被共済者による解除請求時の取扱い**)

第16条 規約第31条（被共済者による共済契約の解除請求）第3項の規定により共済契約者が解除請求に応じない場合に、被共済者がこの組合に共済契約の解除を求めるときは、つぎの各号に規定する書類を提出しなければならない。

- (1) 共済契約者に対し解除請求した旨を記載した書類
- (2) 被共済者本人であることが確認できる書類
- (3) その他の必要書類

(**判定委員会の設置**)

第17条 事業規約、同細則の適用について、慎重な判断と運用を行うために、専門家を含めた判定委員会を設置する。判定委員会の構成および運用については別に定める。

(**業務の委託**)

第18条 規約第51条（業務の委託）に規定する加盟組合に委託することができる事務の一部の内容は、次の通りとする。

- (1) 共済制度の概要を表記した広告物の配布
- (2) 共済契約者からの共済掛金の集金、およびこの組合への送金
- (3) 共済契約者からの申し出による共済金請求の手続き取次ぎ
- (4) 共済契約者からの申し出による共済契約の変更・解約の手続き取次ぎ
- (5) 共済契約者からの申し出によるこの組合への通知の取次ぎ
- (6) 共済契約の維持管理に必要な構成員情報のこの組合への通知
- (7) この組合の発行する書類の共済契約者への取次ぎ
- (8) 生協加入のための出資金を預かりこの組合へ送金する事務および脱退時における出資金の返戻手続き取次ぎ
- (9) 共済に関する情報提供、諸連絡を含む共済契約の維持管理の事務
- (10) 別に定める教育事業の普及に係る支援

(**細則の変更**)

第19条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他事情により、細則を変更する必要が生じた場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、この細則にかかる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(**改 廃**)

第20条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行う。

附 則

1 この細則の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

1 この細則は、1971年4月1日から施行する。

2 1975年7月1日 一部改正

3 1978年4月1日 一部改正

4 1979年2月2日 一部改正

5 1981年7月1日 一部改正

ただし、1981年6月30日以前に成立した共済契約については、つぎに列記した規定はなお改正前の規定による。

(1) 規約の規定

（共済金を支払わない場合）

規約第17条第1項第4号

（共済金の受取人）

規約第18条

（共済金の削減等）

規約第27条第1項

(2) 細則の規定

（健康でかつ正常に日常生活を営んでいる者の定義）

細則第7条（ただし、故意または重過失による場合は改正後の規定を適用する。）

（共済金を支払わない場合）

細則第9条第2項、第3項、第5項

(共済金の削減)

細則第12条第1項第4号

(共済金額の制限)

細則第14条第1項第3号第4号、第3項

(共済契約の制限)

細則第15条

附　　則

- 1 この細則の一部改正は、1983年5月9日から施行する。

附　　則

- 1 この細則の一部改正は、1984年5月8日から施行する。

附　　則

- 1 この細則の一部改正は、1986年4月1日から施行する。

附　　則

- 1 この細則の一部改正は、1986年8月26日から施行する。

附　　則

- 1 この細則の一部改正は、1992年1月1日から施行する。

附　　則

- 1 この細則の一部改正は、2002年7月1日から施行する。

附　　則

- 1 この細則の一部改正は、2010年7月1日から施行する。(2009年第5回理事会)

附　　則

- 1 この細則の一部改正は、2012年7月1日から施行する。

附　　則

- 1 この細則の一部改正は、2020年4月1日から施行する。(2019年度第7回理事会)

全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合 入院共済

(交運共済は、明治安田生命保険相互会社と業務提携をして入院共済を取り扱っています。)

I 医療保障保険（団体型）について

◆保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、給付金または保険金をお支払いします。

お支払とする保険金	保険金のお支払い事由 (支払限度)	支 払 額
入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき（1入院124日分通算700日分限度）	入院給付金日額× 入院日数
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額

(*) 保障額を増額する場合、増額分について「加入日」と「増額日」と読み替えます。

- ・家族特約にご加入されている場合、配偶者が入院給付金・死亡保険金の給付を受けられます。
- ・当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内等について確認する場合があります。

II 入院給付金について

◆入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。

(注) 分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。

① 入院について

入院とは次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- ア. その被保険者についての責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。

(注) 被保険者がこのご契約の更新後に、その被保険者についての責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての責任開始期以後の原因によるものとみなします。

- イ. 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。

(注) 治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

- ウ. 当社約款に定める病院または診療所における入院であること。病院または診療所とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

・医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）とします。

・上記の場合と同等の日本国外にある医療施設

② 入院給付金について

入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。

- (注) 分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

③ 給付金の支払いに関する補足

- ア. 2回以上入院された場合

治療給付金・入院給付金・入院初期給付金・退院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日経過後に開始した入院については新たなる入院とみなします。

- イ. 1回の入院が複数である場合

入院給付金・入院初期給付金・退院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。

- a. その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
- b. その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したときまたは不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
- ウ. 転入院または再入院された場合
 - 入院給付金・退院給付金のお支払いについて、転入院または再入院した場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
- エ. 入院中に保険期間が満了した場合
 - 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約もしくは特約またはその被保険者に対する部分が更新されない場合には、次のとおり取り扱います。
 - ・ 入院給付金
 - 保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
 - オ. 同時に2種類以上の手術を受けた場合には、手術給付表に定めるもっとも給付倍率の高いいすれか1種類の手術に対して手術給付金をお支払いたします。
- ④ 受取人について
 - ア. 治療給付金・入院給付金・入院初期給付金・手術給付金・退院給付金の各受取人は、ご契約内容によって保険契約者または被保険者のいすれかに限るものとし、かつ、同一人であることを要します。
 - イ. 死亡保険金受取人の変更は、当社所定の用紙をもって通知してください。

以下のような場合は給付金、保険金の支払事由が発生してもお支払いできませんのでご注意ください。なお、給付金、死亡保険金を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

① 入院給付金

- ア. 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失

(注) 家族特約については、給付金受取人の故意または重大な過失によるときにも、給付金のお支払いはできません。

- イ. 被保険者の犯罪行為

- ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故

- エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

- オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故

- カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- キ. 被保険者の薬物依存

- ク. 地震、噴火、津波または戦争、その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払することができます。）

② 死亡保険金

- ア. その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内の被保険者の自殺

- イ. 保険契約者の故意

- ウ. 死亡保険金受取人の故意

- エ. 戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払することができます。）

③ その他

- ア. 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反としてご契約の全部または一部が解除されたとき

- イ. 重大事由によりご契約の全部または一部が解除されたとき

- ウ. 保険料のお払込みがなされずご契約が効力を失ったとき

- エ. 約款および申込内容等により定められた加入資格のない方が含まれていたために、ご契約のその部分について無効となるとき

- オ. ご契約について詐欺があり、ご契約の全部または一部が取消しとなるとき

- カ. ご契約について保険金の不法取得目的があり、ご契約の全部または一部が無効となるときなど

III 契約内容登録制度について

「あなたのご契約内容が登録されます」（医療保障保険契約内容登録制度）

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とする目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険（団体型・個人型）契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時までとします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する登録事項については、当社（明治安田生命保険相互会社）が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるすることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2) 保険契約の種類（医療保障保険（団体型・個人型））
- (3) 治療給付率
- (4) 入院給付金日額
- (5) 保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名
- (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
- (7) 契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

*「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

IV 保険会社からのお願い

○被保険者の改姓・ご家族の異動や死亡保険金の受取人の変更などの場合には、すみやかに団体を経由して当社へお知らせください。

○ご加入の内容などのお問い合わせやご相談は、団体もしくは引受会社にお申し出ください。

個人情報に関する取扱いについて 〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保健業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

- 死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください -

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<http://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

〔引受会社〕明治安田生命保険相互会社

〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27

国際新赤坂ビル22F

公法人第一部

TEL 03(3560) 5841（代表）

【共済セット加入（約款）】

類焼損害費用保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（用語の定義）

(1) この類焼損害費用保険普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義にります。

(50音順)

用語	定義
か 加 入 者	主契約における共済契約者をいいます。
き 危 険	損害の発生の可能性をいいます。
こ 告 知 事 項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ 再 調 達 価 額	類焼補償対象物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいい、類焼補償対象物に損害が生じた場合には、その損害が生じた地および時におけるその額とします。
し 事 故	主契約建物もしくはこれに収容される家財または主契約家財もしくはこれを収容する保険証券記載の建物から火災、破裂または爆発が発生することをいいます。ただし、主契約における第三者（注1）の所有物で被共済者以外の者が占有する部分（注2）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 (注1) 主契約が加入者と被共済者が異なる共済契約の場合の加入者を含み、被共済者と生計を共にする同居の親族を除きます。 (注2) 区分所有建物の共用部分を含みます。
支 払 限 度 額	保険証券記載の支払限度額をいい、当会社が保険金を支払った場合は、保険証券記載の支払限度額からその保険金の額を控除した残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する支払限度額とします。
支 払 責 任 額	他の保険契約等または類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。ただし、事故が発生したことによって生ずる費用に対する保険金を除きます。
借 用 一 戸 建	借用に供される一戸建をいいます。
借 用 戸 室	借用に供される戸室をいいます。
収 容	建物の内部に入れてあることをいい、一時にその外部に持ち出されたものを含みます。
主 契 約	この類焼損害費用保険と同時に契約される火災共済、または共済期間の中途において、この類焼損害費用保険を契約する場合における、既に契約されている火災共済をいいます。
主 契 約 家 財	主契約の共済の対象である家財をいいます。
主 契 約 建 物	主契約の共済の対象である建物をいいます。
そ 損 害	類焼補償対象物の滅失、損傷または汚損（注）をいいます。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。 (注)消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。
た 他 の 保 険 契 約 等	損害を補償する保険契約または共済契約をいいます。ただし、類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等を除きます。
ひ 被 共 済 者	主契約の共済の対象の被共済者をいいます。
被 保 険 者	類焼補償対象物の所有者をいいます。ただし、2名以上の類焼補償対象物の所有者が同居の親族の関係に該当する場合はそれらの世帯主を、また、類焼補償対象物が区分所有建物の共用部分である場合は管理組合または管理組合法人を、被保険者とみなして、第4条（保険金の支払額）から第7条（複数の被保険者がある場合の保険金の支払額）までの規定を適用します。
ふ 普 通 保 険 約 款	類焼損害費用保険普通保険約款をいいます。
ほ 保 険 期 間	保険証券記載の保険期間をいいます。
る 類 焼 補 償 対 象 物	次の（1）～（4）をいいます。 (1) 類焼補償対象物とは、居住の用に供する建物（注1）であって、その全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいるものまたはこれに収容される家財をいいます。

(2) (1) の規定にかかわらず、次のア・イ、に掲げる建物（注1）またはこれに収容される家財は、類焼補償対象物に含みます。

ア、當時、居住の用に供しうる状態にある別荘（注2）

イ、當時、居住の用に供しうる状態にある空家（注3）

(3) (1)・(2) の規定にかかわらず、次のア～オ、に掲げる建物（注1）は、類焼補償対象物に含みません。

ア、主契約建物

イ、主契約家財を収容する保険証券記載の建物

ウ、被共済者または被共済者と生計を共にする同居の親族の所有する建物（注4）

エ、建築中または取りこわし中の建物（注5）

オ、国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物（注6）

(4) (1)・(2) の規定にかかわらず、次のア～コ、に掲げる家財は、類焼補償対象物に含みません。

ア、主契約家財

イ、主契約建物に収容される家財

ウ、被共済者または被共済者と生計を共にする同居の親族の所有、使用または管理する家財

エ、家財を収容する建物内で現実に生活を行っている者以外の者が所有権を有するその家財

オ、自動車（注7）

カ、通貨、有価証券、預貯金証書（注8）、印紙、切手、乗車券等（注9）その他これらに類する物

キ、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）（注10）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

ク、稿本、設計書、図案、証書（注11）、帳簿その他これらに類する物

ケ、動物、植物

コ、商品、見本品、業務用什（じゅう）器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの

(注1) 次のア～エ、を含みます。

ア、畳、建具その他これらに類する物

イ、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

ウ、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

エ、門、扉もしくは垣または物置、車庫などの付属建物

(注2) 営業用の貸別荘を除きます。

(注3) 建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。

(注4) 区分所有建物の共用部分の被共済者以外の者または被共済者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。

(注5) 損害が発生した時に、世帯が現実に生活を営んでいたものを除きます。

(注6) 区分所有建物の共用部分のこれらの者以外の者の共有持分を除きます。

(注7) 自動三輪車または自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。

(注8) 預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

(注9) 鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいい、定期券を除きます。

(注10) 希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。

(注11) 公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。

類焼補償対象物の再調達価額	類焼補償対象物が建物の場合は、類焼補償対象物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するに要する額、類焼補償対象物が家財の場合は、類焼補償対象物と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するに要する額をいいます。
類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等	類焼補償対象物の全部または一部を保険の対象とし、この保険契約の被保険者または類焼補償対象物の所有者の全部または一部を被保険者とする保険契約または共済契約をいいます。ただし、類焼損害費用保険普通保険約款等に基づく契約を除きます。

(2) 主契約建物が借用戸室を有している場合または主契約建物が借用一戸建である場合は、この特約の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

- ① (1) 「類焼補償対象物」の定義における(4)のイ. の規定中「主契約建物に収容される家財」とあるのは「主契約建物に収容される家財。ただし、主契約建物が借用戸室を有している場合は、借用戸室またはこれに収容される家財から事故が発生したときにおけるその借用戸室に収容される家財にかぎります。」
- ② (1) 「事故」の定義における(注1)の規定中「主契約が加入者と被共済者が異なる共済契約の場合の加入者を含み、被共済者と生計を共にする同居の親族を除きます。」とあるのは「主契約が加入者と被共済者が異なる共済契約の場合の加入者を含み、被共済者と生計を共にする同居の親族および被共済者の許諾を得て主契約建物の借用戸室または借用一戸建である主契約建物に居住する者で、加入者、被共済者および被共済者と生計を共にする同居の親族以外の者を除きます。」

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、事故によって生じた損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①～③のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、加入者、被共済者または被共済者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
② 被保険者(注2)またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者(注2)が被った損害にかぎります。
③ 被保険者(注2)以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注3)またはその者(注3)の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

(注1) 保険契約者、加入者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 被保険者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当会社は、次の①～③のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震、噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①～③の事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合であっても事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金の支払額）

当会社が保険金として支払うべき損害の額は、支払限度額を限度とし、類焼補償対象物の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた類焼補償対象物を修理することができるときは、その損害が生じた地および時におけるその類焼補償対象物の再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費 (注1)}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物 (注2) がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

(注1) 損害が生じた地および時において、損害が生じた類焼補償対象物を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用)をいいます。この場合、類焼補償対象物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 損害を受けた類焼補償対象物を修理する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。

第5条（類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合は、当会社は、支払責任額を限度に、前条の規定によって算出した損害の額から類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等の保険金の支払責任額の合計額を控除した残額を保険金として支払います。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計が、損害の額を超えるときは、当会社は、次の①・②に定める額を保険金として支払います。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{類焼損害を補償する他の保険契約等によって既に支払われている保険金または共済金の額}} = \boxed{\text{類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

第7条（複数の被保険者がある場合の保険金の支払額）

(1) 1回の事故において複数の被保険者がある場合は、当会社は、それぞれの被保険者に対して、支払限度額を被保険者数で除した額を限度に、第4条（保険金の支払額）から前条までの規定によって算出した額を保険金として支払います。

(2) (1)の規定によって算出したそれぞれの被保険者に対する保険金の合計額が支払限度額に満たない場合で、かつ、(1)の規定によって算出した保険金の額が、第4条（保険金の支払額）から前条までの規定によって算出した支払責任額に満たない被保険者（注）があるときは、その追加支払対象被保険者に対して、次の算式によって算出した保険金の額を追加して支払います。ただし、いかなる場合も当会社の支払うべき保険金の額は、第4条から前条までの規定によって算出した支払責任額を超えることはありません。

$$\boxed{\text{支払限度額}} - \boxed{\text{それぞれの被保険者に対する(1)の規定によって算出した保険金の合計額}} \times \frac{\text{それぞれの追加支払対象被保険者に対する第4条から前条までの規定によって算出した支払責任額}}{\text{それぞれの追加支払対象被保険者に対する第4条から前条までの規定によって算出した支払責任額の合計額}} = \boxed{\text{それぞれの追加支払対象被保険者に対する(1)の規定によって算出した保険金の額}}$$

= その追加支払対象被保険者に対して追加して支払う保険金の額

(注) 追加支払対象被保険者といいます。

(3) 当会社は、(1)・(2)の規定にしたがって保険金の額を算定することになる場合において、その額について当会社と被保険者との間で意見が一致しないときは、当会社の費用により、それぞれの被保険者の同意を得て、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の手続を行なうことができます。

第2章 基本条項

第8条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時（注）に始まり、末日の午後12時に終ります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（告知義務）

(1) 保険契約者または加入者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または加入者が、告知事項について、故意ま

たは重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができま

(3) (2) の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）

③ 保険契約者または加入者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または保険契約締結時から 5 年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第10条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生した場合には、保険契約者または加入者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または加入者が、故意または重大な過失によって遅滞なく (1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または危険増加が生じた時から 5 年を経過した場合には適用しません。

(4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（保険契約の無効または失効）

(1) 保険契約者または加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) 保険契約締結の後、次の①・②のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に

保険契約はその効力を失います。

- ① 主契約建物および主契約家財の全部が滅失した場合
- ② 主契約建物および主契約家財の全部が譲渡された場合

第13条（保険契約の取消し）

保険契約者または加入者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条（保険契約の解除）

(1) 当会社は、保険契約者が第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(2) 保険契約者または加入者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 主契約を解除した場合、この保険契約は主契約の解除日と同日に解除します。

第15条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①保険契約者、加入者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者が、次のア、～オ、のいずれかに該当すること。

ア、反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ、反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ、反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ、法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ、その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④①～③に掲げるもののほか、保険契約者、加入者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①～③の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、加入者または被保険者が(1)③ア、～オ、のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）加入者または被保険者が複数である場合は、その加入者または被保険者に係る部分とします。

(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①～④の事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、加入者または被保険者が(1)③ア、～オ、のいずれかに該当することにより(1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア、～オ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第16条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第9条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を

変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対する保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または加入者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) (1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（保険契約の解除）

(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 当会社は(1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者または加入者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第18条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 第12条（保険契約の無効または失効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第12条（保険契約の無効または失効）(2)の規定により保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

ただし、保険金の支払額の合計が支払限度額に達したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。

第19条（保険料の返還－取消しの場合）

第13条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第20条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 次の①～④のいずれかに該当する規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①第9条（告知義務）(2)

②第10条（通知義務）(2)・(6)

③第14条（保険契約の解除）(1)

④第15条（重大事由による解除）(1)

(2) 第14条（保険契約の解除）(2)の規定により、保険契約者または加入者が保険契約を解除した場合および第14条(3)の規定により保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{返還する}} \\ \boxed{\text{保険料}} \\ = \end{array} \quad \begin{array}{l} \boxed{\text{(注1)}} \\ - \quad \boxed{\text{既経過期間に対して別表に掲げる短期率によって}} \\ \quad \boxed{\text{計算した保険料}} \end{array}$$

ただし、中途更改（注2）に伴い保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

（注1）この保険契約に適用された保険料をいいます。

（注2）保険契約者が保険契約を解除した日を保険期間の初日として新たに保険契約を締結する手続きをいいます。

第21条（事故発生時の義務および損害防止費用）

(1) 保険契約者、加入者または被共済者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

- (2) 保険契約者、加入者または被共済者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、被保険者に対し、この保険契約の内容を遅滞なく通知するものとします。
- (3) 保険契約者、加入者または被共済者は、(2) の被保険者数を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (4) 被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に通知するものとします。

（注）既に類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

- (5) 保険契約者、加入者、被共済者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (6) (5)の場合において、保険契約者、加入者、被共済者または被保険者が、事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約の規定により保険金が支払われないときを除き、当会社は、次の①～③に掲げる費用にかぎり、これを負担します。
- ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
②消火活動に使用したことにより損傷した物（注1）の修理費用または再取得費用
③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（注2）

（注1）消火活動に従事した者の着用物を含みます。

（注2）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

- (7) 第5条（類焼補償対象物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、(6) に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条の規定中「前条の規定によって算出した損害の額」とあるのは「第21条（事故発生時の義務および損害防止費用）(6) によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (8) (6)の場合において、当会社は、(6) に規定する負担金と保険金との合計額が支払限度額を超えるときでも、これを負担します。

第22条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者、加入者または被共済者が、正当な理由がなく前条（1）～（3）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく前条（4）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、加入者、被共済者または被保険者が正当な理由がなく、前条（5）に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\boxed{\text{第4条（保険金の支払額)} \text{による損害の額}} - \boxed{\text{損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

第23条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の当会社に対する保険金請求権は、事故が生じた時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～③の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ①保険金の請求書
②類焼補償対象物の再調達価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および類焼補償対象物の写真（注2）
③その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注2）画像データを含みます。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある

場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③①・②に規定する者がいない場合または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、加入者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、加入者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2)・(3)・(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）・（3）の規定による手続を完了した日をいいます。また、第7条（複数の被保険者がある場合の保険金の支払額）（1）の保険金の支払については、前条（2）・（3）の規定による手続を完了した日または被保険者数の確定日のいずれか遅い日をいい、第7条（2）の保険金の支払については、すべての被保険者に対して第7条（1）の規定による保険金の支払を完了した日をいいます。

- (2) (1) の確認をするため、次の①～④に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①～④に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1) ①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1) ①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) ①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1) ①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）・（3）の規定による手続を完了した日をいいます。また、第7条（複数の被保険者がある場合の保険金の支払額）（1）の保険金の支払については、前条（2）・（3）の規定による手続を完了した日または被保険者数の確定日のいずれか遅い日をいい、第7条（2）の保険金の支払については、すべての被保険者に対して第7条（1）の規定による保険金の支払を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、加入者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、加入者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第25条（時効）

保険金請求権は、第23条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第26条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。

①当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

②①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、加入者および被保険者は、当会社が取得する(1)・(2)のいづれかの債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(4) (1)～(3)にかかわらず、被保険者が保険契約者、加入者、被共済者または被共済者と生計を共にする同居の親族に対して有する債権を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。

第27条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第28条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帶してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第29条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第30条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期率表

既経過期間	0日	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期率	0%	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料払込前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知をもって、保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

保険料分割払特約（団体・10名以上用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
は 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ふ 普通保険約款	類焼損害費用保険普通保険約款をいいます。
ほ 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に団体契約分割の記載がある場合に適用されます。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この特約により、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に初回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、初回保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第4条（初回保険料払込み前の事故の取扱い）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が初回保険料を払い込む前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（第2回以降の保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠った場合は、その第2回以降の保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（解除－保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ①払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
 - ②次のア・イに掲げる事実がすべてあった場合
 - ア. 払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。
 - イ. ア. の保険料の次の回に払い込まれるべき保険料の払込期日がア. の払込期日の翌月である場合において、その翌月の払込期日までにその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。
- (2) (1) の解除は、次の①・②の時からそれぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - ① (1) による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が初回保険料である場合は、保険期間の初日

(2) (1) (2)による解除の場合は、その翌月の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合において、既に払い込まれた保険料から既経過期間（注）に対し月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、当会社は、その額を返還します。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条（保険料の返還または請求）

(1) 普通保険約款第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)・(4)の規定により、当会社が追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約が失効または前条(1)以外の事由により当会社が保険契約を解除した場合は、普通保険約款第18条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)および普通保険約款第20条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定にかかわらず、次の額を返還または請求します。ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。

既に払い込まれた保険料から既経過期間（注）に対して月割によって計算した保険料を差し引いた額

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

(3) 普通保険約款第14条（保険契約の解除）(2)・(3)の規定により、保険契約を解除した場合は、普通保険約款第20条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定にかかわらず、次の額を返還または請求します。

既に払い込まれた保険料から既経過期間（注1）に対して月割によって計算した保険料を差し引いた額

ただし、中途更改（注2）に伴い保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

（注1）1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）保険契約者が保険契約を解除した日を保険期間の初日として新たに保険契約を締結する手続きをいいます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

賠償責任保険普通保険約款

第1条（用語の定義）

この賠償責任保険普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用語	定義
き 危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ 告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
し 事故	被保険者が他人に身体の障害を与えることまたは他人の財物を損壊することをいいます。 ただし、特別約款、特約にこれと異なる定義がある場合には、その定義によります。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
そ 身体の障害	生命または身体を害した状態をいいます。
そ 損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。損傷とは、財物が壊れることをいいます。汚損とは、財物が汚れいたむことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。

た	他人	被保険者以外の者をいいます。
他の 保険契約等		この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。 ただし、特別約款、特約にこれと異なる定義がある場合には、その定義によります。
ふ	普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、事故により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①～⑧のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意によって生じた賠償責任
- ②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ③被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ④被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑤被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑥戦争（注2）、変乱、暴動、騒擾、労働争議に起因する賠償責任
- ⑦地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- ⑧排水または排気（注3）に起因する賠償責任

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）宣戦の有無を問いません。

（注3）煙を含みます。

第4条（保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額）

- （1）当会社が支払う保険金は、次の①～⑥に該当するものに限ります。この場合において、②～⑥の費用に収入の喪失は含みません。
 - ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金の額（注1）（注2）
 - ②損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ④被保険者が当会社の承認を得て支出した第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用および同条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- （5）第22条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- （6）損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

（注1）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。

（注2）被保険者が損害賠償請求権者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額をいいます。

- （2）当会社が支払う保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出した額とします。

保険金 の額	=	(1) ①・③・④の合計額から保険 証券記載の免責金額（注1）を差 し引いた額（注2）	+	(1) ② の費用 (注3)	+	(1)⑤・⑥ の費用
-----------	---	---	---	----------------------	---	---------------

（注1）被保険者の自己負担額をいいます。

（注2）保険証券記載の支払限度額を限度とします。

（注3）（1）①の額が保険証券記載の支払限度額を超過する場合には、次の算式によつて算出した額とします。

(1) ②の費用として 支払うべき保険金の 額	=	(1) ②の費用 の額	×	保険証券記載の支払限度額
-------------------------------	---	----------------	---	--------------

(1) ①の損害賠償金の額

（3）期間中の限度額を設定した場合において、当会社が保険金を支払ったときは、保険期間中の支払限度額から、その支払った保険金の額（注）を控除した残額をもって、その事故の発生した時以降の保険期間に対する期間中支払限度額とします。

（注）（1）で支払う保険金の額から（1）②・⑤・⑥の費用として支払われた保険金の額を除きます。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額	=	損害の額	-	他の保険契約等から支払われた保険金 または共済金の合計額
-------	---	------	---	---------------------------------

（2）（1）の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額（注）の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額（注）を差し引いた額とします。

（注）被保険者の自己負担額をいいます。

第6条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終ります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

（2）（1）の時刻は、日本国標準時によるものとします。

（3）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができまます。

（3）（2）の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

①（2）に規定する事実がなくなった場合

②当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場

合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく (1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第11条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険契約者が第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2) の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (2) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者が、次のア、～オ、のいずれかに該当すること。
- ア、反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
- イ、反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ、反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
- エ、法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ、その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①～③の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③ア、～オ、のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
- （注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①～④の事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア、～オ、のいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①・②の損害について適用しません。
- ① (1)③ア、～オ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③ア、～オ、のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害（注）
- （注）第4条（保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額）(1)②～⑥の費用を除きます。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の精算）

- (1) 保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、いつでも保険料を計算するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) (1)・(2)の資料に基づいて計算された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社はその差額を追徴し、または返還します。
- （注）保険契約締結の際に当会社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。
- (4) この約款において、賃金、入場者、領収金、売上高とは次の①～④に定めるところによります。
- ①賃金：保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用者に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。
- ②入場者：保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用者を除きます。
- ③領収金：保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいいます。
- ④売上高：保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対する保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) (1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、第12条（保険契約の解除）(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (4) 当会社は(1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款、特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第17条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第10条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。

- (3) (2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約が、失効した場合には、第15条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。この場合において、最低保険料の定めがないものとして精算すべき保険料を計算します。

ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。

第18条（保険料の返還－取消しの場合）

- 第11条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第19条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 次の①～④のいずれかに該当する規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①第7条（告知義務）(2)

②第8条（通知義務）(2)・(6)

③第12条（保険契約の解除）(1)

④第13条（重大事由による解除）(1)

- (2) 第12条（保険契約の解除）(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{返還する保険料} = \boxed{\text{保険料}}_{(注1)} - \boxed{\text{既経過期間に対して別表に掲げる短期率によって計算した保険料}}$$

ただし、中途更改（注2）に伴い保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

（注1）この保険契約に適用された保険料をいいます。

（注2）保険契約者が保険契約を解除した日を保険期間の初日として新たに保険契約を締結する手続きをいいます。

- (3) 保険期間が1年を超える場合は、保険年度ごとに(2)の規定を適用します。

(4) (1) ~ (3) の規定にかかわらず、当会社または保険契約者が第12条（保険契約の解除）の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除した場合は、第15条（保険料の精算）(3) の規定によって保険料を精算します。

第20条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑦のことを履行しなければなりません。

①損害の発生および拡大の防止に努めること。

②次のア、～ウの事項を遅滞なく、当会社に通知すること。なお、この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア、事故発生の日時・場所、事故の状況、被害者の住所・氏名または名称

イ、事故発生の日時・場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名または名称

ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

③他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

④損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑤損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑥他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑦①～⑥のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。

第21条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の①～④の額を差し引いて保険金を支払います。

①前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額

②前条②・⑤～⑦のいずれかに該当する規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④前条④に違反した場合は、賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当することができます。この場合において、被保険者は当会社の求めに応じその遂行について、当会社に協力しなければなりません。

第23条（先取特権）

(1) 事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第4条（保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額）(1) ②～⑥の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）

②被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が

(1) の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）（3）の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①・④のいずれかの規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第4条（保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額）（1）②～⑥の費用に対する保険金請求権を除きます。

第24条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額が、前条（2）②・③のいずれかの規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第4条（保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額）（1）③・④の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第25条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑨の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①保険金の請求書

②保険証券

③当会社の定める事故状況報告書

④被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑤死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

⑥後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑦傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑧財物の損壊に関して支払われる保険金の請求に関しては、損壊が生じた財物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および損壊が生じた財物の写真（注2）

⑨その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）画像データを含みます。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③①・②に規定する者がいない場合または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容または損害額・傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた

書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)・(3)・(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1) の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、
①の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1) ①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) ①～⑤の事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第27条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。

①当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

②①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)・(2)のいずれかの債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第29条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第30条 (保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第31条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第32条 (準拠法)

この賠償責任保険普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

附則

- (1) 第23条(先取特権)(1)・(2)の規定および第24条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)の規定は、保険法(平成20年法律第56号)の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
- (2) 第23条(先取特権)(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(注)の譲渡または保険金請求権(注)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものをお除きます。

別表 短期率表

既経過期間	0日	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期率	0%	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

個人特別約款

第1条（用語の定義）

この個人特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
き 記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
し 住宅	記名被保険者の居住の用に供される住宅（注1）をいい、敷地内（注2）の動産および不動産を含みます。 （注1）別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。 （注2）問い合わせの有無を問わず、その住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、記名被保険者が占有しているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第2条（当会社の支払責任）

当会社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、日本国内または日本国外において生じた次の①・②のいずれかに起因する事故による損害に限ります。

- ①住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故。ただし、住宅以外の不動産の所有、使用または管理に起因する事故を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）に該当する賠償責任を負担することによって被る損害のほか、次の①～⑤のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。（注1）

- ①被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任（注2）
- ②専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注3）の所有、使用または管理に起因する賠償責任（注2）
- ③被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ④被保険者のまたは被保険者の指図による暴行、殴打に起因する賠償責任
- ⑤航空機、船舶・車両（注4）、銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

（注1）被保険者が家事使用者として使用する者については、普通保険約款第3条⑤の規定を適用しません。この場合、その家事使用者が被保険者の業務に従事中に身体の障害を被ったことにより被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、同条⑤以外の規定により保険金が支払われないこととなる場合を除いて、保険金を支払います。

（注2）被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、ゴルフの練習、競技もしくは指導またはこれらに付随してゴルフ場構内で通常行われる更衣、休憩、食事もしくは入浴等の行為中に生じた偶然な事故に起因する賠償責任を除きます。

（注3）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注4）原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。

（注5）空気銃を除きます。

第4条（被保険者の範囲）

- （1）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、この特別約款において、被保険者とは次の①～⑥のいずれかに該当する者をいいます。
 - ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の配偶者
 - ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注1）の子
 - ⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者（注2）。ただし、記名被保険者に関する第2条（当会社の支払責任）に規定する事故による損害に限ります。
 - ⑥②～④のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注3）。ただし、その責任無能力者に関する第2条の事故による損害に限ります。

- (注1) これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注2) 監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者は記名被保険者の親族に限ります。
- (注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

(2) (1) の記名被保険者またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第5条（個別適用）

- (1) 普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）およびこの特別約款の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (2) (1)の規定によって、普通保険約款第4条（保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額）(2)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（重大事由解除に関する特則）

- (1) 当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）(2)の規定を次のとおり読み替え、この特別約款に適用します。

〔
 (2) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
 ①記名被保険者が、(1) ③ア. ～オ. のいずれかに該当すること。
 ②記名被保険者以外の被保険者が、(1) ③ア. ～オ. のいずれかに該当すること。
 (注) ②の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。〕

- (2) (1) にて読み替えた普通保険約款第13条（重大事由による解除）(2) ①の規定により当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第7条（普通保険約款との関係）

この個人特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

借家人特別約款

第1条（用語の定義）

この借家人特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
か か 貸主	借用戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
し し 事故	偶然かつ被保険者の責めに帰すべき事由に起因して、日本国内において被保険者が借用する借用戸室が損壊することをいいます。
借用戸室	

第2条（当会社の支払責任）

当会社が、保険金を支払うべき普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の損害は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、事故により、借用戸室についてその貸主に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①～⑪のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意によって生じた賠償責任
 - ②被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ③被保険者の心神喪失または指図に起因する賠償責任
 - ④借用戸室の改築、増築、取壊し等の工事に起因する賠償責任。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
 - ⑤被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任

- ⑥被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為に起因する賠償責任
- ⑦戦争（注2）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する賠償責任
- ⑨核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する賠償責任
- ⑩⑪以外の放射線照射または放射能汚染に起因する賠償責任
- ⑫⑬～⑯の事由に随伴して生じた賠償責任またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた賠償責任

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）宣戦の有無を問いません。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

- （2）当会社は、次の①～⑯のいずれかに該当する損壊により被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊
 - ②借用戸室の自然の消耗もしくは劣化（注1）または性質によるさび、かび、変色、変質、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
 - ③借用戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた場合を除きます。
 - ④借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - ⑤借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外來の事故の結果として発生した場合を除きます。
 - ⑥借用戸室に生じたすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または借用戸室の汚損（注2）であって、借用戸室の機能に支障をきたさない損壊

（注1）日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

（注2）落書きを含みます。

第4条（被保険者の範囲）

- （1）この特別約款における被保険者は、次の①・②のいずれかに該当する者とします。
- ①保険証券記載の被保険者（注1）
 - ②①に規定する者が未成年者または責任無能力者である場合は、①に規定する者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①に規定する者を監督する者（注2）。ただし、①に規定する者に関する第2条（当会社の支払責任）に規定する事故による損害に限ります。

（注1）借用戸室の賃借名義人が保険証券記載の被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。

（注2）監督義務者に代わって①に規定する者を監督する者は①に規定する者の親族に限ります。

- （2）（1）①に規定する者と（1）②に規定する者との統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第5条（個別適用）

- （1）普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）およびこの特別約款の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- （2）（1）の規定によって、普通保険約款第4条（保険金を支払う範囲および当会社の責任限度額）（2）に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（普通保険約款との関係）

この借家人特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

修理費用補償特約

第1条（用語の定義）

この修理費用補償特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
し	事故 偶然な事由に起因して、日本国内において被保険者が借用する借用戸室に損害が生じることをいいます。
	借用戸室 保険証券記載の建物の戸室をいいます。
	修理費用 借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、事故の発生により、被保険者がその貸主（注）との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。ただし、被保険者が借用戸室の貸主（注）に対して法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

(注) 転貸人を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた借用戸室の損害に対しては、保険金を支払いません。

①保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人（注2）の故意もしくは重大な過失または法令違反

②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注3）またはその者（注3）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額は除きます。

(注1) 転貸人を含みます。

(注2) 保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当会社は、次の①～④のいずれかに起因して借用戸室に生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

①戦争（注2）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

③地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

(注1) ①～④のいずれかによって発生した事象の延焼または拡大によって生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも、事故が①～③のいずれかによって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 宣戦の有無を問いません。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、次の①～⑦のいずれかの損害またはいずれかに該当する事由によって借用戸室に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使

②借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

③借用戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害を除きます。

④借用戸室の自然の消耗もしくは劣化（注1）または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等

⑤借用戸室の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外からの事故の結果として発生した場合を除きます。

⑥詐欺または横領

⑦借用戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷または借用戸室の汚損（注2）であって、借用戸室の機能に支障をきたさない損害

(注1) 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

(注2) 落書きを含みます。

第4条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲）

保険金支払の対象となる修理費用は、借用戸室を実際に修理した費用をいいます。ただし、次の①・②に該当するものの修理費用を除きます。

①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

②玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、へい、かき、給水塔等の借用戸室居住者の共同の利用に供せられるもの

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が修理費用の額を超えるときは、当会社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この特約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額} = \boxed{\text{修理費用の額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}}$$

(2) (1) の修理費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(注)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(注)を差し引いた額とします。

(注) 被保険者の自己負担額をいいます。

第6条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の費用が発生したことを知った場合は、これを当会社に遅滞なく通知しなければなりません。なお、この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の費用が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑤の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①保険金の請求書

②保険証券

③当会社の定める事故状況報告書

④被保険者が支払った修理費用に係る領収書等、被保険者の支払を証明する書類

⑤その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、

無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤①～④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～④に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1) ①～④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1) ①～④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における (1) ①～⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1) ①～⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (2) ①～④までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①～④までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2) ①～④までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)～(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者は被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)～(3)までの期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第9条(読み替え規定)

この修理費用補償特約の適用については、次のとおり普通保険約款を読み替えるものとします。

規定	読み替え対象の字句		
第13条(重大事由による解除)(3)	損害	→	費用
第16条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(3)・(5)	損害	→	費用
第17条(保険料の返還・無効または失効の場合)(2)	損害	→	費用
第27条(時効)	第25条(保険金の請求)(1) に定める時	→	この特約の第7条(保険金の請求)(1)に定める時
第28条(代位)(1)	損害	→	費用

第10条(普通保険約款等との関係)

この修理費用補償特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、借家人特別約款およびこの保険契約に付帯されたその他の特約の規定を適用します。

保険料支払に関する特約

第1条(保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条(保険料払込前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料領収前に生じた事故による損害または傷害等に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知をもって、保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

保険料分割払特約（団体・10名以上用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
は 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ほ 保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険証券に団体契約分割の記載がある場合に適用されます。
(2) (1) の規定にかかわらず、この保険契約に保険料の払込みに関する特約および追加保険料の払込みに関する特約が適用される場合は、次条から第7条（保険料の返還または請求）
(1) までの規定は、これを適用しません。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この特約により、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
(2) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に初回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、初回保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第4条（初回保険料払込み前の事故の取扱い）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条（2）の規定に従い初回保険料を払い込む前に生じた事故による損害または傷害等に対しては、保険金を支払いません。

第5条（第2回以降の保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠った場合は、その第2回以降の保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害等に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
①払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
②次のア・イに掲げる事実がすべてあった場合
ア. 払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。
イ. ア. の保険料の次の回に払い込まれるべき保険料の払込期日がア. の払込期日の翌月である場合において、その翌月の払込期日までにその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。
(2) (1) の解除は、次の①・②の時からそれぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
① (1) ①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が初回保険料である場合は、保険期間の初日
② (1) ②による解除の場合は、その翌月の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
(3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合において、既に払い込まれた保険料から既経過期間（注）に対し月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、当会社は、その額を返還します。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条（保険料の返還または請求）

- (1) 普通保険約款第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)・(4)の規定により、当会社が追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約が失効または前条(1)以外の事由により当会社が保険契約を解除した場合は、普通保険約款第17条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)および普通保険約款第19条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定にかかわらず、次の額を返還または請求します。ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。

既に払い込まれた保険料から既経過期間（注）に対して月割によって計算した保険料を差し引いた額

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

- (3) 普通保険約款第12条（保険契約の解除）(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、普通保険約款第19条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定にかかわらず、次の額を返還または請求します。

既に払い込まれた保険料から既経過期間（注1）に対して月割によって計算した保険料を差し引いた額

ただし、中途更改（注2）に伴い保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

（注1）1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）保険契約者が保険契約を解除した日を保険期間の初日として新たに保険契約を締結する手続きをいいます。

- (4) (2)・(3)の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款第12条（保険契約の解除）(2)の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上等に対する割合によって定められた保険契約を解除した場合は、普通保険約款第15条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

個人情報保護方針

交運共済は、今まで組合員・ご契約者の皆さんに関する個人情報管理について厳重な管理を行ってきましたが、更に皆さまからご信頼をいただけるよう個人情報の取扱いについて、個人情報保護法をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもと情報の正確性・機密性・安全性の継続確保に努めます。

1. 情報の収集・利用目的

交運共済では、組合員・ご契約者の皆さんに、より良い商品・各種サービスを提供し、契約の締結および維持管理のために必要最低限の情報を収集させていただいている。

お預かりした個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持、共済金等のお支払い、その他商品・各種サービスのご案内など当生協の共済事業および付随する業務の目的のために利用させていただきます。

なお、契約申込書やアンケート等により、組合員・ご契約者の皆さんに任意の情報提供をお願いする場合は、その利用目的を明示します。

2. 収集する情報の種類

組合員の会社名、加盟組合、所属機関等の組合員情報ならびに組合員・ご契約者の住所、氏名・生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報について収集します。

3. 情報の管理

組合員・ご契約者よりお預かりした個人情報は、正確・最新なものになるよう適切な措置を講じています。また、組合員・ご契約者の情報への不正アクセスなどを防止するため必要な措置を講じ情報の保護に努めています。

なお、加盟組合ならびに事業者等に業務委託を行う場合も当生協が責任をもって業務委託先に対し、必要かつ適切な監督を行い目的外の利用を行わせないものとします。

4. 情報の提供

組合員・ご契約者等の個人情報は、交運共済の業務上必要がある場合のみ利用し、以下の場合を除き取得した情報を第三者に提供することはありません。

- (1) ご本人の了解・同意がある場合
- (2) 法令により必要と判断される場合
- (3) 公共または組合員・ご契約者の利益のために必要と考えられる場合
- (4) 情報の利用目的のために業務を委託する場合
- (5) 業務提携先との間で、交運共済が保有する共済契約等に関する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。

- ①共同利用する旨
- ②共同して利用される個人データの項目
- ③共同して利用する者の範囲
- ④利用する者の利用目的
- ⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

5. 共同利用

交運共済では、契約者の皆さまが所属されている加盟組合（労働組合）等との間で、労働者共済福祉活動の普及に関わる各種商品、各種サービスのご案内などや共済契約の締結・維持管理および共済金のお支払いなどに関わる事務手続きを円滑にすすめるために、次の交運共済が保有する個人データを加盟組合（労働組合）等と共同して利用させていただいている。

【共同利用事項】

交運共済と加盟組合（労働組合）等が共同利用する保有個人データは、次の項目です。

会社名、所属組合、所属機関名（機関番号）、職場番号、組合員番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別などの組合員管理に必要な基本データおよび契約・給付管理に必要な基本データ。

6. 情報の開示・訂正等のご請求

組合員・ご契約者からご自身の個人情報について開示・訂正のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り回答・訂正いたします。

以上の件についてのお問い合わせは、交運共済本部☎03-5377-3180までお願ひいたします。

全国交運共済生協は、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の重要性を認識し、適正な取り扱いの確保について組織として取り組むため、本基本方針を定めます。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

全国交運共済生協は、特定個人情報の取り扱いに関し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」ならびに「個人情報の保護に関する法律」を遵守して特定個人情報の適正な取り扱いを行います。

2. 安全管理措置に関する事項

全国交運共済生協は、特定個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために、別途、特定個人情報の取り扱いに関する規程等を定め、必要かつ適切な対策を講じます。なお、特定個人情報等の取り扱いの一部を外部に委託する場合は、委託先に対して、必要かつ適切な監督を行います。

3. 継続的管理と改善

全国交運共済生協は、特定個人情報等の取り扱いを継続的に管理し改善するよう努めます。

4. お問い合わせなどについて

特定個人情報の取り扱いに関する相談等に対しては、全国交運共済生協の本部・事業本部が適切かつ迅速な対応に努めます。

問い合わせ、代表担当部門

全国交運共済生協本部、総務財政部

連絡先03（5377）3161 平日9時から17時30分

（年末、年始、夏期休暇および土日祝日を除きます。）

●交運共済の「経営理念」・「行動指針」について

共済生協の理念の尊重、職域生協の役割を重視し、交運共済と加盟組合が一体となって共済福祉活動「相互扶助」による事業基盤の確立と安定化、そして職域共済として組合員の負託に応え社会的責任を果たしていくため、交運共済の「経営理念」と「行動指針」を策定しました。

★交運共済「経営理念」

1. 相互扶助の精神に基づく組合員の生活協同組織として組合員の暮らしの豊かさを追求します。
2. JR・JRグループに働き、そして退職後も人との結びつきを大切にし、助け合います。
3. 交運共済はみんなの共済です。

★交運共済「行動指針」

安心・信頼・サービス・スピード

●コンプライアンス（法令遵守）について

交運共済は「コンプライアンス規程」を制定の上、「コンプライアンス委員会」を設置し、消費生活協同組合法、保険法、個人情報保護法、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、契約者保護に努め、健全な事業運営に努めています。

●リスク管理について

交運共済は「リスク管理規程」を制定の上、「リスク管理委員会」を設置し、下記のとおり様々なリスクに備えています。

- (1) 各加盟組合・組合員の信頼に応え、事業の健全性を維持し、安心・信頼を高め、事業基盤の確立を図ることを目指し、リスク管理に取り組みます。
- (2) 事業運営に係わる「共済引受・資産管理・事務・システム」等の各リスク管理に取り組みます。
- (3) 組合員からの苦情、災害等緊急事態に対する対応等の「危機管理リスク」に取り組みます。

●苦情のお申し出について

交運共済は契約者のみなさまが安心して各種共済をご利用いただけるよう定期的に「内部監査」を実施し、適切な共済契約の処理、共済金のお支払い等を行っています。

契約者のみなさまによりご満足いただけるサービスを心がけておりますが、苦情のお申し出等について受け付けています。

交運共済に対するご相談・ご不満などがございましたら、お近くの交運共済までご連絡ください。

MEMO

MEMO

交運共済の安心ネットワーク

北海道事業本部／〒060-0012 札幌市中央区北12条西18丁目1-19 北海道鉄道会館2F	☎011-643-0880 【JR】021-3516
釧路・旭川・函館方面専用フリーコール	☎0120-088-952
東日本事業本部／〒166-0012 東京都杉並区和田3-1-19 1F	☎03-5306-0511 【JR】058-4502
新潟・水戸・千葉・長野方面専用フリーコール	☎0120-328-951
高崎事業部／〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F	☎027-323-1983 【JR】043-2528
盛岡統括事業部／〒020-0033 盛岡市盛岡駅前北通4-4 国労会館4F	☎019-651-3475 【JR】033-2287
秋田事業部／〒010-0001 秋田市中通4-17-12 一建秋田ビル4F	☎018-832-8858 【JR】036-3424
東海事業本部／〒453-0015 名古屋市中村区椿町5-6 ウエストナゴヤ56 4F	☎052-452-8470 【JR】061-2522
	東海専用フリーコール ☎0120-982-847
静岡事業部／〒420-0851 静岡市葵区黒金町39-1	☎054-284-2315 【JR】063-2373
西日本事業本部（京都・大阪・神戸・和歌山） ／〒530-0012 大阪市北区芝田2-2-17 和光ビル2F	☎06-6373-2146 【JR】071-4544
金沢事業部／〒920-0031 金沢市広岡2-7-1 ラフレシア3F	☎076-261-1443 【JR】065-2678
福知山事業部／〒620-0054 福知山市末広町2-2-2	☎0773-22-4347 【JR】077-2492
中國支所／〒732-0822 広島市南区松原町1-1 広島駅東部高架下1F	☎082-263-3419 【JR】081-3419
米子事業部／〒683-0036 米子市弥生町2番地 JR米子車掌区1F	☎0859-33-6707 【JR】085-2257
岡山事業部／〒700-0024 岡山市北区駅元町1-2-301	☎086-232-0828 【JR】084-3402
福岡事業部／〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11 第13泰平ビル6F内	☎092-475-7506 【JR】092-3141
四国事業本部／〒760-0021 高松市西の丸町11-9	☎087-821-2163 【JR】086-2592
九州事業本部／〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11 第13泰平ビル6F	☎092-475-7506 【JR】092-3330
	大分・宮崎・鹿児島方面専用フリーコール ☎0800-222-2427
熊本事業部／〒860-0047 熊本市西区春日3-15-45 熊本駅高架下事務所棟	☎096-326-2635 【JR】094-2625
本部／〒166-0012 東京都杉並区和田3-1-19 2F	☎03-5377-3183 【JR】058-5543
	ホームページアドレス http://www.kouun.or.jp

■ お問い合わせは、最寄りの事業本部・支所・事業部へお願いします。

